

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年4月23日

【発行者名】 D I A Mアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中島 敬雄

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

【事務連絡者氏名】 大楽 信雄

【電話番号】 03-3287-3110

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 マネックス資産設計ファンド エボリューション

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 当初申込期間：500億円を上限とします。  
継続申込期間：5,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

マネックス資産設計ファンド エボリューション

なお、「マネックス資産設計ファンド Evolution」という名称を用いる場合があります。

（以下「ファンド」といいます。）

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）

格付けは取得していません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下、「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関等（後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含めます。）をいいます。以下同じ。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるD I A Mアセットマネジメント株式会社（以下、「委託会社」または「D I A M」（ダイヤモンド））は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3)【発行（売出）価額の総額】

当初申込期間：500億円を上限とします。

継続申込期間：5,000億円を上限とします。

### (4)【発行（売出）価格】

当初申込期間

受益権1口当たり1円とします。

継続申込期間

お申込日の翌営業日の基準価額 とします。

なお、収益分配金の再投資については、各計算期間終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口当りに換算した基準価額で表示することがあります。）

#### < 基準価額の照会方法等 >

基準価額は、設定日以降の当ファンドの委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

・販売会社へのお問い合わせ

・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター：0120-506-860（営業日の午前9時から午後5時まで）

### (5)【申込手数料】

ありません。

### (6)【申込単位】

各販売会社が定める単位とします。

お申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

収益分配金の再投資については、1口単位となります。

当初元本は1口当たり1円です。

**(7)【申込期間】**

当初申込期間：平成22年5月10日から平成22年5月27日まで

継続申込期間：平成22年5月28日から平成23年4月11日まで

ニューヨーク証券取引所の休業日、ロンドン証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行の休業日、またはロンドンの銀行の休業日のいずれかに該当する場合（以下「海外休業日」といいます。）には、お申込みの受付を行いません。

継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

**(8)【申込取扱場所】**

当ファンドのお申込みにかかる取扱い等は販売会社が行っております。

販売会社は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター：0120-506-860（営業日の午前9時から午後5時まで）

**(9)【払込期日】**

当初申込期間

取得申込者は、当初申込期間中に、買付代金を販売会社に支払うものとします。

当初申込みにかかる申込金額の総額は、販売会社によって、設定日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

継続申込期間

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

**(10)【払込取扱場所】**

取得申込者は、販売会社の定める方法により、販売会社に買付代金を支払うものとします。

払込取扱場所についてご不明な点は、以下の方法でご確認ください。

- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター：0120-506-860（営業日の午前9時から午後5時まで）

**(11)【振替機関に関する事項】**

振替機関は下記の通りです。

- ・株式会社証券保管振替機構

**(12)【その他】**

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドは、収益の分配がなされた場合、収益分配金を無手数料で再投資する「自動けいぞく投資専用」ファンドです。このためお申込みの際、受益権の取得申込者は販売会社との間で、「自動けいぞく投資約款」に従って分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、あらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。販売会社までお問い合わせください。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。当初申込期間中のお申込みの受付は、販売会社の営業時間中とし、継続申込期間中のお申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、

かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

ただし、継続申込期間中の海外休業日にはお申込みの受付は行いません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことができるものとします。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

#### 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

#### （参考）

##### 投資信託振替制度

投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

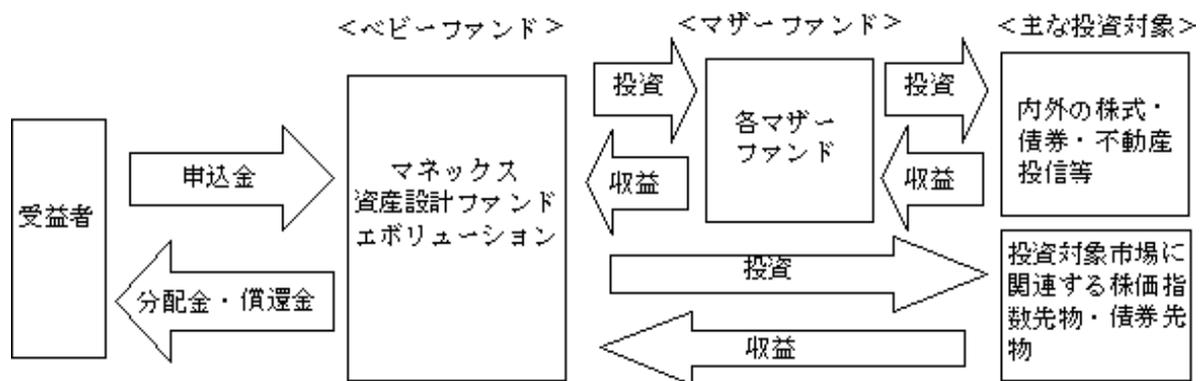
## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- ・当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
- ・当ファンドは、追加型株式投資信託に属します。
- ・当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資家からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金の全部または一部をマザーファンド（国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド、外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド、エマージング株式パッシブ・マザーファンド、国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、エマージング債券パッシブ・マザーファンド、J-REITインデックスファンド・マザーファンドおよびグローバルリート・パッシブ・ファンド・マザーファンド）の受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



- ・当ファンドの信託金の限度額は、5,000億円とします。
- ・委託会社との投資一任契約に基づき、当ファンドの主要投資対象である各マザーファンドのうちグローバルリート・パッシブ・ファンド・マザーファンドについてはDIAM International Ltdが信託財産の運用指図等を行います。
- ・委託会社との投資顧問契約に基づき、イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社が、基本資産配分比率について助言を行います。
- ・商品分類表

| 単位型投信<br>追加型投信 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉)    |
|----------------|--------|----------------------|
| 単位型投信          | 国内     | 株式<br>債券             |
| 追加型投信          | 海外     | 不動産投信                |
|                | 内外     | その他資産<br>( )<br>資産複合 |

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

- ・商品分類定義  
単位型投信・追加型投信

「追加型投信」とは一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

#### 投資対象地域

「内外」とは目論見書または投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

#### 投資対象資産

「資産複合」とは目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

#### ・属性区分表

| 投資対象資産  | 決算頻度         | 投資対象地域           | 投資形態             | 為替ヘッジ     |
|---|--------------|------------------|------------------|-----------|
| 株式<br>一般<br>大型株<br>中小型株                                 | 年1回          | グローバル<br>(日本を含む) |                  |           |
|   | 年2回          | 日本               |                  |           |
|   | 年4回          | 北米               | ファミリーファ<br>ンド    | あり<br>( ) |
| 債券<br>一般<br>公債<br>社債<br>その他債券<br>クレジット属性<br>( )         | 年6回<br>(隔月)  | 欧州               |                  |           |
|   | 年12回<br>(毎月) | アジア              |                  |           |
|   | 日々           | オセアニア            |                  |           |
| 不動産投信   | その他<br>( )   | 中南米              | ファンド・オブ<br>・ファンズ | なし        |
| その他資産<br>(投資信託証券<br>(資産複合(株式、債<br>券、不動産投信)<br>資産配分変更型)) |              | アフリカ             |                  |           |
|   |              | 中近東<br>(中東)      |                  |           |
| 資産複合<br>( )<br>資産配分固定型<br>資産配分変更型                       |              | エマージング           |                  |           |

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

#### ・属性区分定義

##### 投資対象資産

「その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券、不動産投信）資産配分変更型））」とは目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として複数の資産（株式、債券、不動産投信）へ実質的に投資する旨の記載があるものをいいます。

(注) 商品分類表の投資対象資産は資産複合に分類され、属性区分表の投資対象資産はその他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券、不動産投信）資産配分変更型））に分類されます。

##### 決算頻度

「年1回」とは目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

##### 投資対象地域

「グローバル（日本を含む）」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

##### 投資形態

「ファミリーファンド」とは目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

##### 為替ヘッジ

「なし」とは目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

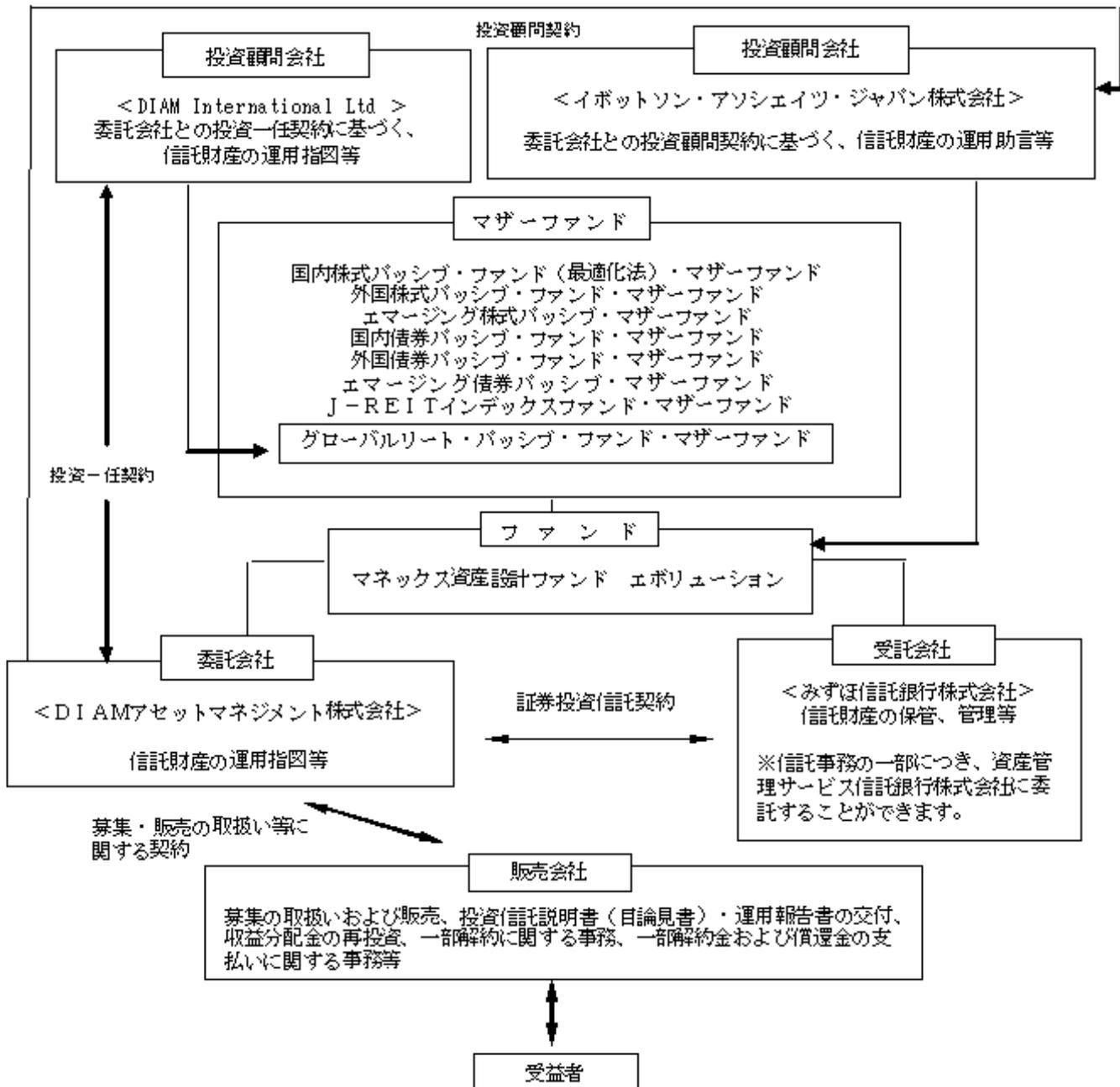
上記の分類は、社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。上記以外の商品分類および属性区分の定義については、以下の方法でご確認ください。

・投資信託協会への照会

ホームページ URL <http://www.toushin.or.jp/>

## (2)【ファンドの仕組み】

## ファンドの関係法人



## ・「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、当ファンドの設定時に証券投資信託契約を締結しております。当該契約の内容は、運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したものであります。

## ・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、収益分配金の再投資、一部解約に関する事務、一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

## ・「投資顧問契約」の概要

委託会社と投資顧問会社（イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社）との間においては、当ファンドの運用にかかる助言契約が締結されております。当該契約の内容は、投資顧問サービスの内容、助言の基本方針、運用の責任等について規定したものであります。

・「投資一任契約」の概要

委託会社と投資顧問会社（DIAM International Ltd）との間においては、グローバルリート・パッシブ・ファンド・マザーファンドの運用の指図に関する権限を委託する契約を締結しております。

当該契約の内容は、運用指図の権限委任、投資一任契約に基づく業務の内容、運用の責任等について規定したものであります。

委託会社の概況

資本金の額

20億円（平成22年2月26日現在）

委託会社の沿革

|             |  |
|-------------|--|
| 昭和60年 7月 1日 | 会社設立   |
| 平成10年 3月31日 | 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得  |
| 平成10年12月 1日 | 証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可   |
| 平成11年10月 1日 | 第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社及び日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。 |
| 平成20年 1月 1日 | 「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「D I A Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更                                       |

大株主の状況

（平成22年2月26日現在）

| 株主名                | 住所                 | 所有株数    | 所有比率  |
|--------------------|--------------------|---------|-------|
| 第一生命保険株式会社（ ）      | 東京都千代田区有楽町一丁目13番1号 | 12,000株 | 50.0% |
| 株式会社みずほフィナンシャルグループ | 東京都千代田区大手町一丁目5番5号  | 12,000株 | 50.0% |

（ ）平成22年4月1日現在

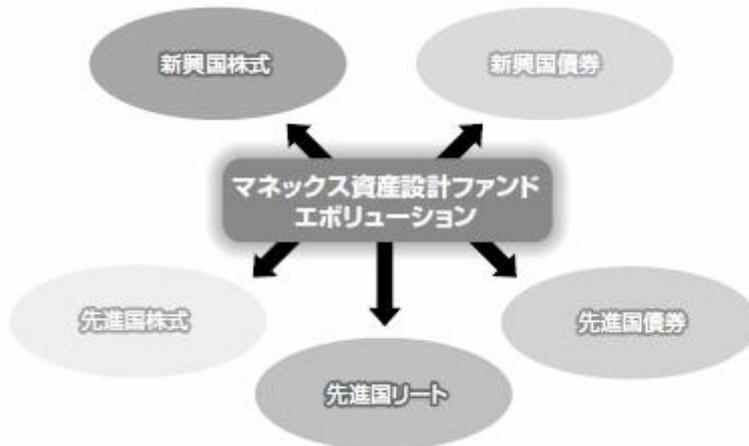
## 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

## &lt;ファンドの特色&gt;

世界の株式、債券、リートを実質的な投資対象とし、分散された基本ポートフォリオを構築します。

- ・国内資産に偏らないグローバルな視点から資産配分比率を決定します。
- ・基本ポートフォリオの資産配分比率の決定にあたっては、資産配分の専門家であるイボットソン・アソシエイツ・ジャパンの投資助言を受けます。
- ・各資産への投資はマザーファンドを通じて行います。



## &lt;投資対象とするマザーファンド&gt;

|        |   |
|--------|---|
| 先進国株式  | 国内株式バシブ・ファンド(帰国化法)・マザーファンド<br>外国株式バシブ・ファンド・マザーファンド    |
| 新興国株式  | エマージング株式バシブ・マザーファンド                                   |
| 先進国債券  | 国内債券バシブ・ファンド・マザーファンド<br>外国債券バシブ・ファンド・マザーファンド          |
| 新興国債券  | エマージング債券バシブ・マザーファンド                                   |
| 先進国リート | J-REITインデックスファンド・マザーファンド<br>グローバルリート・バシブ・ファンド・マザーファンド |

投資対象に新興国資産を加えることで、相対的に高いリターンを狙います。

- ・先進国よりも高い経済成長が見込まれる新興国の資産を組入れることで、先進国のみのポートフォリオよりも相対的に高いリターンが期待できます。

基本ポートフォリオの推定リスク水準は原則として日本株投資と同程度<sup>( )</sup>としつつも、世界の複数資産へ高度な分散投資を行うことにより、効率の良い運用をめざします。

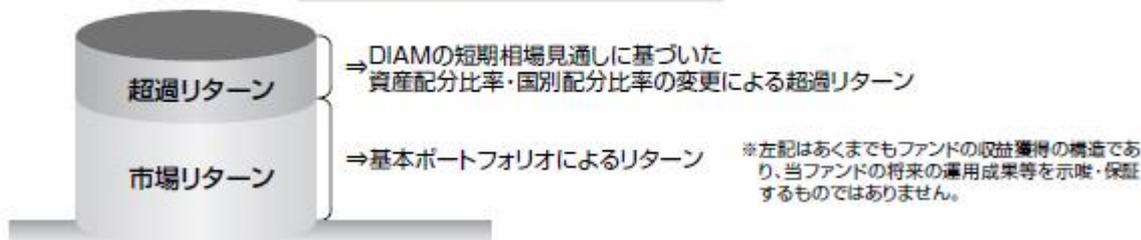
- ・基本ポートフォリオのリスク水準を過去の日本株と同程度とし、期待リターンが最大となる資産配分比率を選択することで、分散効果享受した効率的な運用をめざします。

( ) 過去約30年間(1980年～2009年)の日経平均株価の標準偏差は概ね年率20%程度です。

経験豊富な運用者によるアクティブアセットアロケーション運用により、超過収益の獲得をめざします。

- ・D I A M が短期相場見通しに基づき機動的に配分比率の変更を行うことで、基本ポートフォリオのリターンに加えて超過リターンの獲得を狙います。

## ファンドのリターン獲得イメージ



信託報酬は1.05%（税込）とし、申込手数料はノーロードと低コストでご提供します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## < 投資態度 >

当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券、投資対象市場に関連する株価指数先物および債券先物に投資し、信託財産の中長期的な成長をめざします。

原則として、各資産の長期のヒストリカルデータの分析により、一定のリスク水準において期待リターンが最大となる資産配分比率を基本ポートフォリオとします。

基本ポートフォリオの資産配分比率の決定にあたっては、イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社の助言に基づき決定し、原則として、年1回見直しを行います。

原則として、基本ポートフォリオの構築にあたっては、8つのパッシブマザーファンド受益証券への投資を通じて行います。

短期的なマクロ分析・市場分析等に基づいて、実際のポートフォリオの資産比率および国別比率を一定の範囲内で基本配分比率から乖離させることにより、超過収益の獲得をめざします。なお、当該配分変更は、月次の定時リバランスに加えて、相場環境の変化に応じ機動的に実施します。

### ) 資産配分比率の変更

- ・ 先進国株式、新興国株式、先進国債券、新興国債券、先進国リートの5資産クラスに対して相対魅力度を判定し、オーバーウェイト/アンダーウェイトの調整を実施します。
- ・ 配分比率の変更は、原則としてマザーファンド受益証券の売買で調整します。
- ・ 基本配分比率との乖離幅は±10%とします。
- ・ 上記に関わらず、当ファンドのボラティリティが一定水準を超えた場合には、相場急変時と判断し、先進国債券への比率を増加させることがあります。この場合、基本配分比率との乖離幅は以下の通りとします。

先進国債券以外の資産クラス：±10%

先進国債券：制限は設けません

### ) 国別配分比率の変更

- ・ 先進国株式、先進国債券を対象に各構成国別の相対魅力度を判定し、オーバーウェイト/アンダーウェイトの調整を実施します。
- ・ 配分比率の変更は、原則として各国の株価指数先物および債券先物の買い持ち/売り持ちのポジションを構築することで調整します。
- ・ 同一資産クラス内における先物の買い持ち/売り持ちのポジションは合計で0%を基本とします。また、各構成国においてオンバランス資産以上のショートポジションは構築しません。

オフバランス資産のポジションを考慮した実質組入比率は、原則として、純資産総額の範囲内で高位を維持します。

原則として、外貨建資産の為替ヘッジは行いません。また、株価指数先物または債券先物のポジションを構築した場合において、想定元本部分にかかる為替リスクの調整は行いません。

ファンドの資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、ならびに純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合等、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が出来ない場合があります。

## (2)【投資対象】

### 1. 投資の対象とする資産の種類（約款第15条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。)

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

b. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

### 2. 運用の指図範囲等（約款第16条第1項）

委託会社は、信託金を、主としてD I A Mアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された証券投資信託である国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド、外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド、エマージング株式パッシブ・マザーファンド、国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、エマージング債券パッシブ・マザーファンド、J-R E I Tインデックスファンド・マザーファンドおよびグローバルリート・パッシブ・ファンド・マザーファンドの各受益証券のほか次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうち、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替投資信託受益権を含みます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの  
 なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

### 3. 金融商品の指図範囲（約款第16条第2項）

委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（参考）「国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド」の投資方針

#### <基本方針>

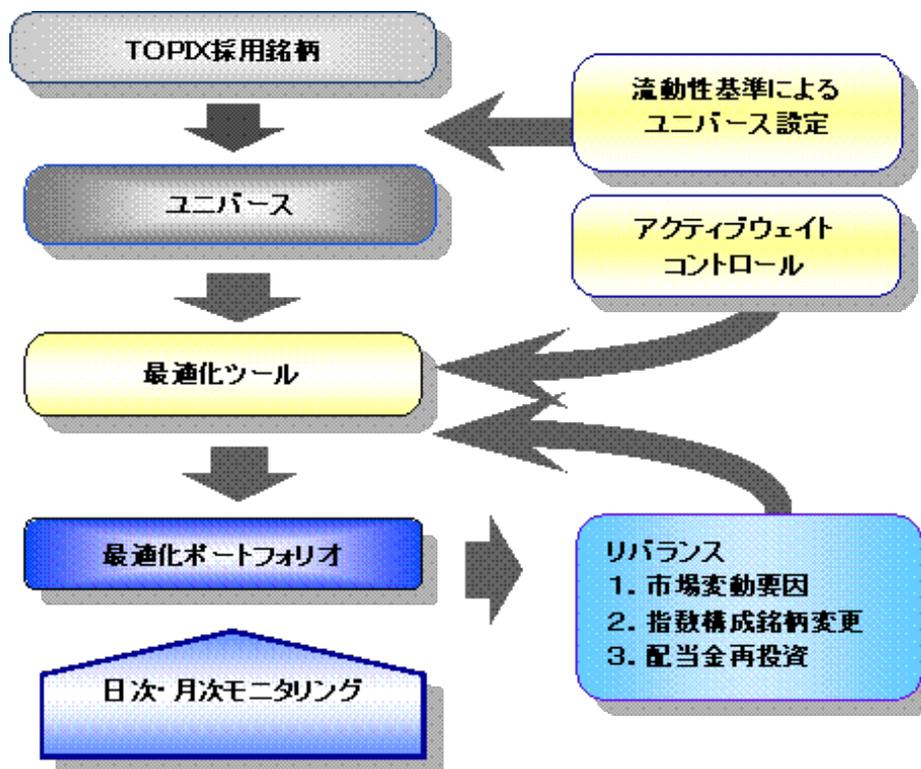
この投資信託は、わが国の株式市場全体の動きをとらえることを目標に、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に連動する投資成果を目標として運用を行います。

#### <主な投資対象>

東京証券取引所第1部に上場されている株式を主要投資対象とします。

#### <投資態度>

1. 主として東京証券取引所第1部に上場されている株式に投資し、東証株価指数（T O P I X）（配当込み）に連動する投資成果をめざして運用を行います。
2. 運用プロセス
  - 1)流動性基準によるユニバース設定  
マーケットインパクトの低減を図る為、T O P I X採用銘柄のうち、流動性が低い銘柄を除外して投資ユニバースを設定します。
  - 2)最適化法によるポートフォリオの構築  
インデックスとポートフォリオにおける個別銘柄の構成比率との差（アクティブウェイト）を一定以内に抑えた上で、最適化ツールを用い、インデックスとの乖離を抑えます。
  - 3)リバランス  
日次・月次レベルでリスク管理を行い、リバランスが必要とされる場合には速やかに実行します。  
リバランス要因には以下のものがあります。
    - ・市場変動に伴うもの：推定トラッキングエラーの増加に伴い実施
    - ・新規上場、合併等に伴うもの：指数に与える影響を勘案し、決定
    - ・配当金再投資に伴うもの：キャッシュ比率の上昇に伴い実施



3. 株式（株価指数先物取引を含みます。）の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
4. 株式の組入比率の調整には、株価指数先物取引等を活用します。
5. 信託財産に属する資産の効率的な運用のため、有価証券先物取引等を行うことがあります。

TOPIXの指数値及びTOPIXの商標は、株式会社東京証券取引所（以下「株東京証券取引所」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利及びTOPIXの商標に関するすべての権利は株東京証券取引所が有しています。

株東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の停止又はTOPIXの商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。

株東京証券取引所は、TOPIXの商標の使用もしくはTOPIXの指数の引用に関して得られる結果について、何ら保証、言及をするものではありません。

株東京証券取引所は、TOPIXの指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また株東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

当マザーファンドはTOPIXの指数値に連動した投資成果を目標として運用を行いますが、当マザーファンドの基準価額とTOPIXの指数値の動向が乖離することがあります。

当マザーファンド及び当マザーファンドに投資するファンドは、株東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではありません。

株東京証券取引所は、当マザーファンド及び当マザーファンドに投資するファンドの購入者又は公衆に対し、当マザーファンド及び当マザーファンドに投資するファンドの説明、投資のアドバイスをする義務を持ちません。

株東京証券取引所は、当社又は当マザーファンド及び当マザーファンドに投資するファンドの購入者のニーズを、TOPIXの指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではありません。

以上の項目に限らず、株東京証券取引所は当マザーファンド及び当マザーファンドに投資するファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。

#### < 主な投資制限 >

株式への投資割合には、制限を設けません。

（参考）「外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド」の投資方針

<基本方針>

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

<主な投資対象>

海外の株式を主要投資対象とします。

<投資態度>

1. 主に海外の株式に投資を行い、MSCIコクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）に連動する投資成果をめざして運用を行います。

2. 運用プロセス

1) 流動性基準によるユニバース設定

取引コスト、マーケットインパクトの低減を図る為、MSCIコクサイ・インデックス構成銘柄のうち、流動性が著しく低くかつ時価総額比率が小さい銘柄を除外して投資ユニバースを設定します。

2) 最適化法によるポートフォリオの構築

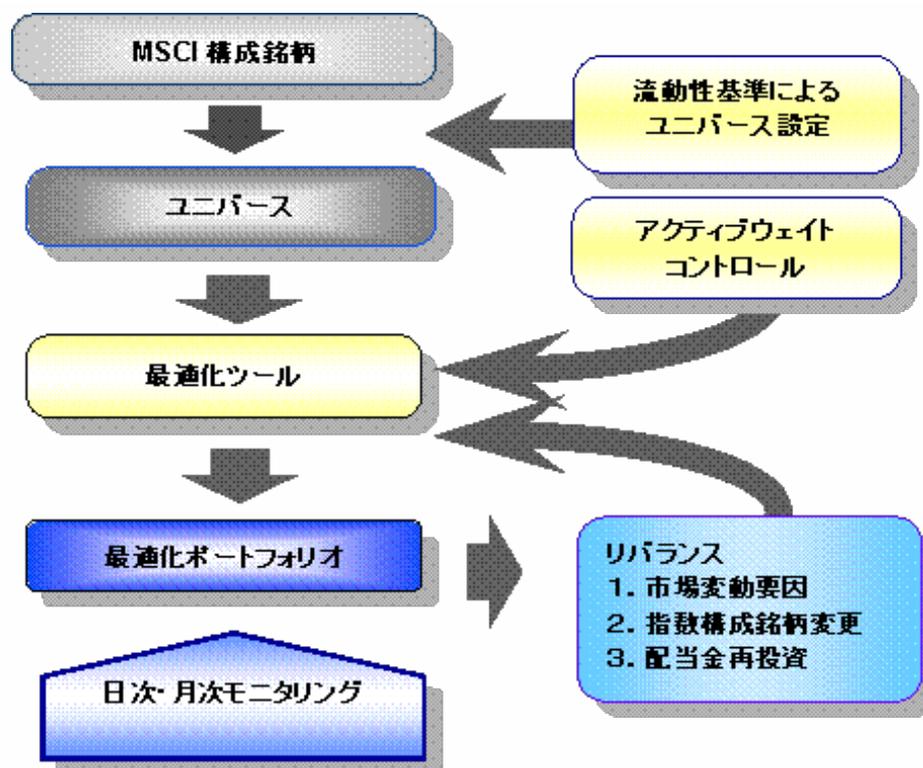
インデックスとポートフォリオにおける個別銘柄の構成比率との差（アクティブウェイト）を一定以内に抑えた上で、最適化ツールを用い、インデックスとの乖離を抑えます。

3) リバランス

日次・月次レベルでリスク管理を行い、リバランスが必要とされる場合には速やかに実行します。

リバランス要因には以下のものがあります。

- ・市場変動に伴うもの：推定トラッキングエラーの増加に伴い実施
- ・ベンチマーク構成銘柄の変更に伴うもの：四半期に一度の銘柄入替、コーポレートアクションおよび指数構築手法の変更に伴い実施
- ・配当金再投資に伴うもの：キャッシュ比率の上昇に伴い実施



3. 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
4. 組入外貨建資産については原則為替ヘッジは行いませんが、金利・為替状況によってはヘッジを実施する可能性があります。
5. 信託財産に属する資産の効率的な運用のため、有価証券先物取引等を行うことがあります。  
MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc. が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc. に属しており、また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

< 主な投資制限 >

- 1) 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において、原則として信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- 3) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。以下同じ。）への投資は、原則として信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 4) 外貨建資産への投資には、制限を設けません。

|                                 |
|---------------------------------|
| (参考)「エマージング株式パッシブ・マザーファンド」の投資方針 |
|---------------------------------|

## &lt;基本方針&gt;

この投資信託は、主として海外の金融商品取引所に上場している株式<sup>(\*)</sup>に投資し、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。

(\*)DR(預託証券)もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。

## &lt;主な投資対象&gt;

海外の金融商品取引所に上場している株式<sup>(\*)</sup>を主要投資対象とします。

(\*)DR(預託証券)もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券及び証書等を含みます。

## &lt;投資態度&gt;

- 1) 主として海外の金融商品取引所に上場している株式に投資し、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。
- 2) 原則として、株式の組入比率は高位を維持します。
- 3) 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- 4) 信託財産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、外国為替予約取引、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- 5) ファンドの資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、ならびに純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合等、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が出来ない場合があります。

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc. に属しており、また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

## &lt;主な投資制限&gt;

- 1) 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 外貨建資産への投資には、制限を設けません。
- 3) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 4) 有価証券先物取引等、スワップ取引、外国為替予約取引、金利先渡取引および為替先渡取引は約款の範囲内で行うことができます。

（参考）「国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」の投資方針

<基本方針>

この投資信託は、NOMURA - B P I 総合 に連動する投資成果を目標として運用を行います。

<主な投資対象>

わが国の公社債を主要投資対象とします。

<投資態度>

1. 主としてわが国の公社債に投資し、NOMURA - B P I 総合に連動する投資成果をめざして運用を行います。

2. 運用プロセス

1)流動性基準によるユニバース設定

NOMURA - B P I 総合構成銘柄のうち、流動性基準等を勘案して投資ユニバースを設定します。

2)最適化法によるポートフォリオの構築

債券種別・格付けから発生するベンチマーク乖離要因

金利の期間構造、スプレッドの期間構造から発生するベンチマーク乖離要因

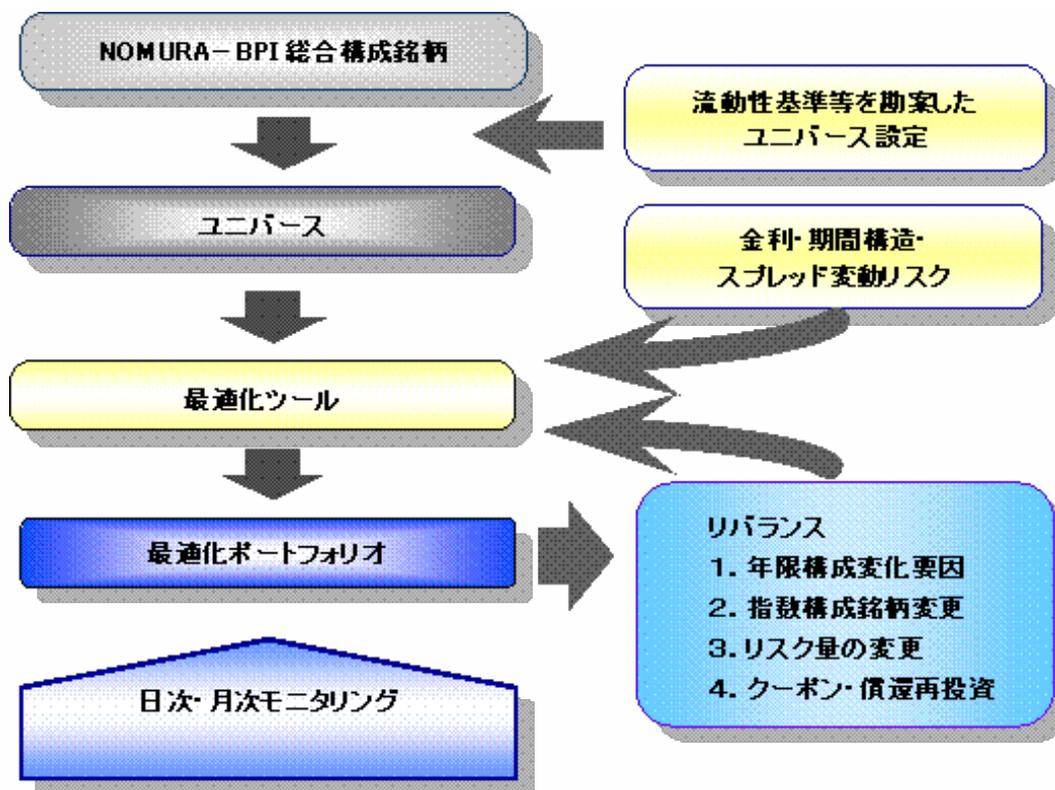
が最小になると判断されるポートフォリオを構築します。

3)リバランス

日次・月次レベルでリスク管理を行い、リバランスが必要とされる場合には速やかに実行します。

リバランス要因には以下のものがあります。

- ・年限構成変化要因
- ・指数構成銘柄変更
- ・リスク量の変更
- ・クーポン、償還再投資



3. 公社債（債券先物取引等を含みます。）の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
4. 公社債の組入比率の調整には、債券先物取引等を活用します。
5. 信託財産に属する資産の効率的な運用のため、有価証券先物取引等を行うことがあります。  
NOMURA - B P I 総合は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

< 主な投資制限 >

- 1) 株式への投資は、転換社債の転換、新株予約権の行使および社債権者割当等により取得するものに限ります。
- 2) 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 3) 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 4) 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 5) 外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

（参考）「外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」の投資方針

<基本方針>

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

<主な投資対象>

海外の公社債を主要投資対象とします。

<投資態度>

1. 主に日本を除く世界主要国の公社債に投資し、「シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円ベース、為替ヘッジなし）」に連動する投資成果をめざして運用を行います。

2. 運用プロセス

1) 流動性基準によるユニバース設定

シティグループ世界国債インデックス構成銘柄のうち、流動性基準等を勘案して投資ユニバースを設定します。

2) 最適化法によるポートフォリオの構築

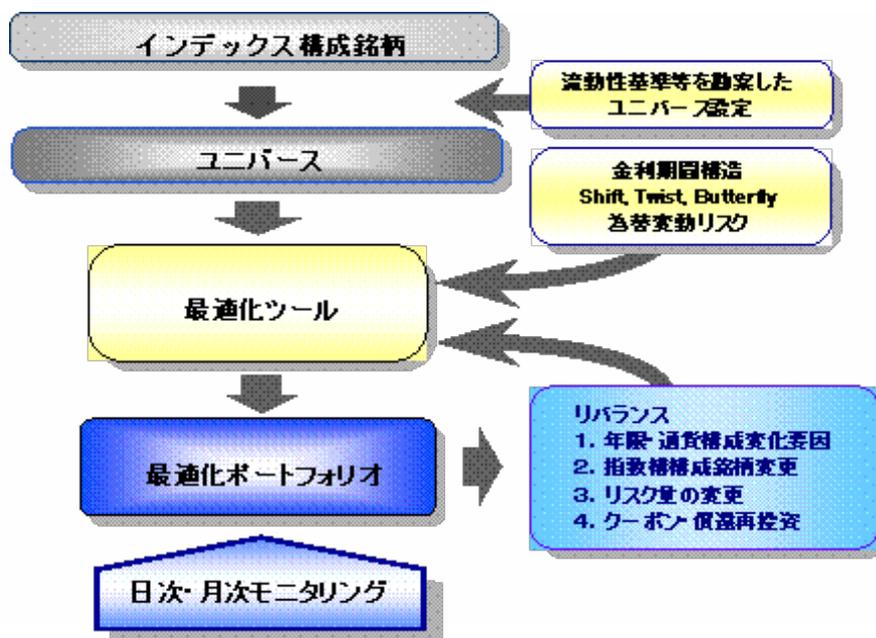
金利の期間構造、通貨エクスポージャーから発生するベンチマーク乖離要因が最小となるポートフォリオを構築します。

3) リバランス

日次・月次レベルでリスク管理を行い、リバランスが必要とされる場合には速やかに実行します。

リバランス要因には以下のものがあります。

- ・ 年限・通貨構成変化要因
- ・ 指数構成銘柄変更
- ・ リスク量の変更
- ・ クーポン・償還再投資



3. 外国債券の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
4. 組入外貨建資産については原則為替ヘッジは行いませんが、金利・為替状況によってはヘッジを実施する可能性があります。
5. 信託財産に属する資産の効率的な運用のため、有価証券先物取引等を行うことがあります。  
シティグループ世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利はシティグループ・グローバル・マーケッツ・インクに帰属します。

< 主な投資制限 >

- 1) 株式への投資は、転換社債の転換、新株予約権の行使および社債権者割当等により取得するものに限りません。  
株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 2) 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 3) 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 4) 外貨建資産への投資には、制限を設けません。

|                                 |
|---------------------------------|
| (参考)「エマージング債券パッシブ・マザーファンド」の投資方針 |
|---------------------------------|

## &lt;基本方針&gt;

この投資信託は、主として新興国の債券に投資し、J Pモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース・為替ヘッジなし）の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。

## &lt;主な投資対象&gt;

新興国の公社債を主要投資対象とします。

## &lt;投資態度&gt;

- 1) 主として新興国の債券に投資し、J Pモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース・為替ヘッジなし）の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。
- 2) 原則として、新興国の債券の組入比率は高位を維持します。
- 3) 組入債券は、当初組入時において、S & PもしくはM o o d y ' s の外貨建て長期格付がB B - 格もしくはB a 3 格以上を取得している債券とします。但し、両社が格付を付与している場合には、どちらか低い方の格付を基準とします。また、当ファンドが保有する債券の格付が上記基準未滿となった場合は、当該債券を速やかに売却するものとします。
- 4) 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- 5) 信託財産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、外国為替予約取引、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- 6) ファンドの資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、ならびに純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合等、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が出来ない場合があります。

J Pモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ . P . モルガン・チェース・アンド・カンパニーに帰属します。

## &lt;主な投資制限&gt;

- 1) 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 2) 外貨建資産への投資には、制限を設けません。
- 3) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 4) 有価証券先物取引等、スワップ取引、外国為替予約取引、金利先渡取引および為替先渡取引は約款の範囲内で行うことができます。

（参考）「J-REITインデックスファンド・マザーファンド」の投資方針

<基本方針>

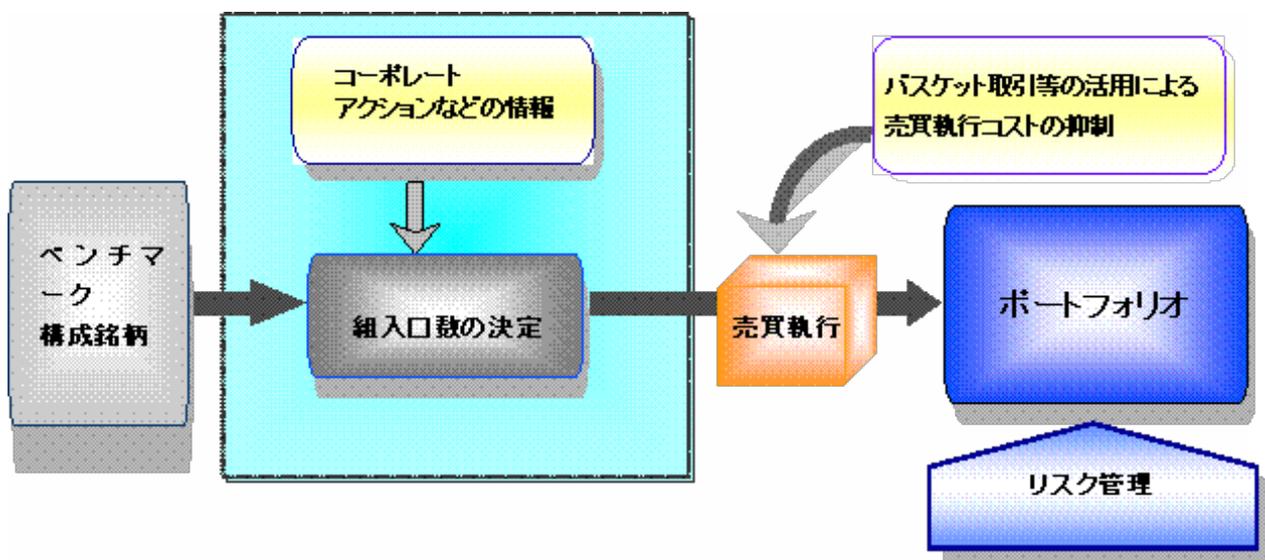
この投資信託は、東証REIT指数（配当込み）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。

<主な投資対象>

東京証券取引所に上場し、東証REIT指数に採用されている（または採用予定の）不動産投資信託証券（社団法人投資信託協会規則に定める不動産投信等をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

<投資態度>

1. 東京証券取引所に上場し、東証REIT指数に採用されている（または採用予定の）不動産投資信託証券を主要投資対象とし、東証REIT指数（配当込み）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。
2. 不動産投資信託証券への投資は、原則として高位を維持することをめざします。ただし、市況動向・資金動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
3. 但し、ファンドの資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときならびに東証REIT指数（配当込み）が改廃されたとき等、やむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。
4. 運用プロセス
  - ・原則としてベンチマーク構成全銘柄をその構成比率で保有します。ベンチマーク構成銘柄および採用予定銘柄を投資対象銘柄とします。
  - ・新規上場、公募増資、第三者割当等ベンチマーク構成の変更情報を事前に取得し、最適な執行方法によりリバランスを実施します。
  - ・配当金入金等によりキャッシュ比率が上昇した場合にもリバランスを実施します。



東証 R E I T 指数の指数値及び東証 R E I T 指数の商標は、株式会社東京証券取引所（以下「(株)東京証券取引所」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証 R E I T 指数に関するすべての権利及び東証 R E I T 指数の商標に関するすべての権利は(株)東京証券取引所が有しています。

(株)東京証券取引所は、東証 R E I T 指数の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、東証 R E I T 指数の指数値の算出若しくは公表の停止又は東証 R E I T 指数の商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。

(株)東京証券取引所は、東証 R E I T 指数の商標の使用もしくは東証 R E I T 指数の引用に関して得られる結果について、何ら保証、言及をするものではありません。

(株)東京証券取引所は、東証 R E I T 指数の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また(株)東京証券取引所は、東証 R E I T 指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

当マザーファンドは東証 R E I T 指数の指数値に連動した投資成果を目標として運用を行いますが、当マザーファンドの基準価額と東証 R E I T 指数の指数値の動向が乖離することがあります。

当マザーファンド及び当マザーファンドに投資するファンドは、(株)東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではありません。

(株)東京証券取引所は、当マザーファンド及び当マザーファンドに投資するファンドの購入者又は公衆に対し、当マザーファンド及び当マザーファンドに投資するファンドの説明、投資のアドバイスをする義務を持ちません。

(株)東京証券取引所は、当社又は当マザーファンド及び当マザーファンドに投資するファンドの購入者のニーズを、東証 R E I T 指数の指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではありません。

以上の項目に限らず、(株)東京証券取引所は当マザーファンド及び当マザーファンドに投資するファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。

#### < 主な投資制限 >

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%を超えないものとします。ただし、東証 R E I T 指数採用の不動産投資信託証券の上場時価総額の合計額に占める同一銘柄の不動産投資信託証券の時価総額の割合が30%を超えている場合、当該同一銘柄の不動産投資信託証券への投資割合は、原則として当該同一銘柄の不動産投資信託証券の時価総額が東証 R E I T 指数採用の不動産投資信託証券の上場時価総額の合計額に占める割合の範囲で投資することができるものとします。

株式への投資は行いません。

外貨建資産への投資は行いません。

|                                       |
|---------------------------------------|
| (参考)「グローバルリート・パッシブ・ファンド・マザーファンド」の投資方針 |
|---------------------------------------|

## &lt;基本方針&gt;

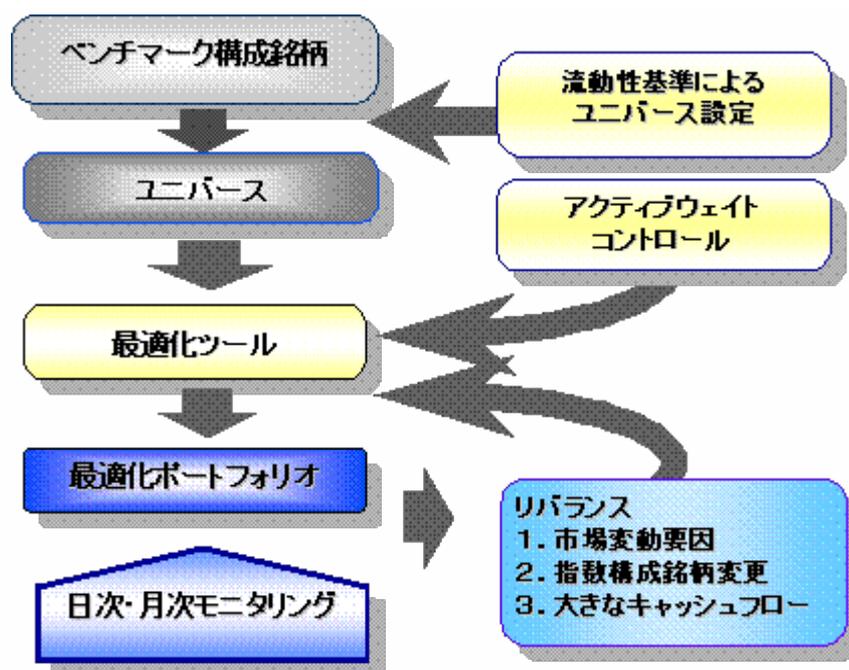
この投資信託は、S & P先進国REITインデックス（除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）に連動する投資成果をめざして運用を行います。

## &lt;主な投資対象&gt;

日本を除く世界各国の金融商品取引所に上場する不動産投資信託証券（不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

## &lt;投資態度&gt;

1. 日本を除く世界各国の金融商品取引所に上場する不動産投資信託証券を主要投資対象とし、S & P先進国REITインデックス（除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）に連動する投資成果をめざして運用を行います。
2. 運用指図に関する権限は、DIAM International Ltdに委託します。
3. 運用プロセス
  - 1)流動性基準によるユニバース設定  
取引コスト、マーケットインパクトの低減を図る為、S & P先進国REITインデックス構成銘柄のうち、流動性が著しく低かつ時価総額比率が小さい銘柄を除外して投資ユニバースを設定します。
  - 2)最適化法によるポートフォリオの構築  
インデックスとポートフォリオにおける個別銘柄の構成比率との差（アクティブウェイト）を一定以内に抑えた上で、最適化ツールを用い、インデックスとの乖離を抑えます。
  - 3)リバランス  
日次・月次レベルでリスク管理を行い、リバランスが必要とされる場合には速やかに実行します。リバランス要因には以下のものがあります。
    - ・市場変動に伴うもの：推定トラッキングエラーの増加に伴い実施
    - ・ベンチマーク構成銘柄の変更に伴うもの
    - ・大きなキャッシュフローに伴うもの：キャッシュ比率の上昇に伴い実施



4. 組入外貨建資産については原則為替ヘッジは行いませんが、金利・為替状況によってはヘッジを実施する可能性があります。

「Standard & Poor's」、 「S&P」、 は、The McGraw-Hill Companies, Inc.の商標であり、また「Citigroup」はCitigroup Global Markets Limitedの商標であり、D I A Mアセットマネジメント株式会社の使用のためにライセンスされているものです。当マザーファンドは、Standard & Poor'sによって資金提供、保証、売買又は販売促進されるものではなく、また、Standard & Poor'sは、当マザーファンドの投資の妥当性を表明するものではありません。

当マザーファンドは、The McGraw-Hill Companies, Inc. の一部門であるStandard & Poor's（以下「S&P」という）によって資金提供、保証、売買又は販売促進されるものではありません。S&Pは、当マザーファンドの所有者若しくは一般の者に対して、一般に証券について若しくは特に当マザーファンドに対する投資の妥当性に関して、又はS & P先進国REITインデックスの株式市場の運用成績を追跡する能力に関して、明示的にも黙示的にも、表明又は保証するものではありません。S&Pのライセンシーに対する唯一の関係は、S&Pの特定の商標及び商号についてのライセンスを行うこと、並びにS&Pによりライセンシー又は当マザーファンドと関係なく決定、作成及び計算されたS & P先進国REITインデックスについてライセンスすることです。S&Pは、S & P先進国REITインデックスの決定、作成及び計算において、当マザーファンドのライセンシー又は所有者の要求を考慮に入れる義務を負いません。S&Pは、当マザーファンドの価格及び量の決定、当マザーファンドの発行若しくは販売の時期の決定、又は、当マザーファンドを現金に換算する方程式の決定若しくは計算に、責任を負わず、また関わっていません。S&Pは、当マザーファンドの管理、マーケティング又は取引に関する義務又は責任を負うものではありません。

S&Pは、S & P先進国REITインデックス、又はそれに含まれるデータの正確性あるいは完全性を保証しません。また、S&Pは、当マザーファンドに含まれる誤り、欠落又は障害に対する責任を負わないものとします。S&Pは、S & P先進国REITインデックス又はそれらに含まれるデータの使用により、ライセンシー、当マザーファンドの所有者又はその他の人や組織に生じた結果に関して、明示的にも黙示的にも保証しないものとします。また、S&Pは、S & P先進国REITインデックス又はそれに含まれるデータに関して、その市場性又は特別な目的若しくは使用への適合性について、明示若しくは黙示の保証を行わず、かつあらゆる保証を放棄します。前述のいずれかを制限することなく、S&Pは、特別な、懲罰的な、間接の又は派生的な損害（逸失利益を含む）の可能性を通知されたとしても、かかる損害に対して何ら責任を負いません。

#### < 主な投資制限 >

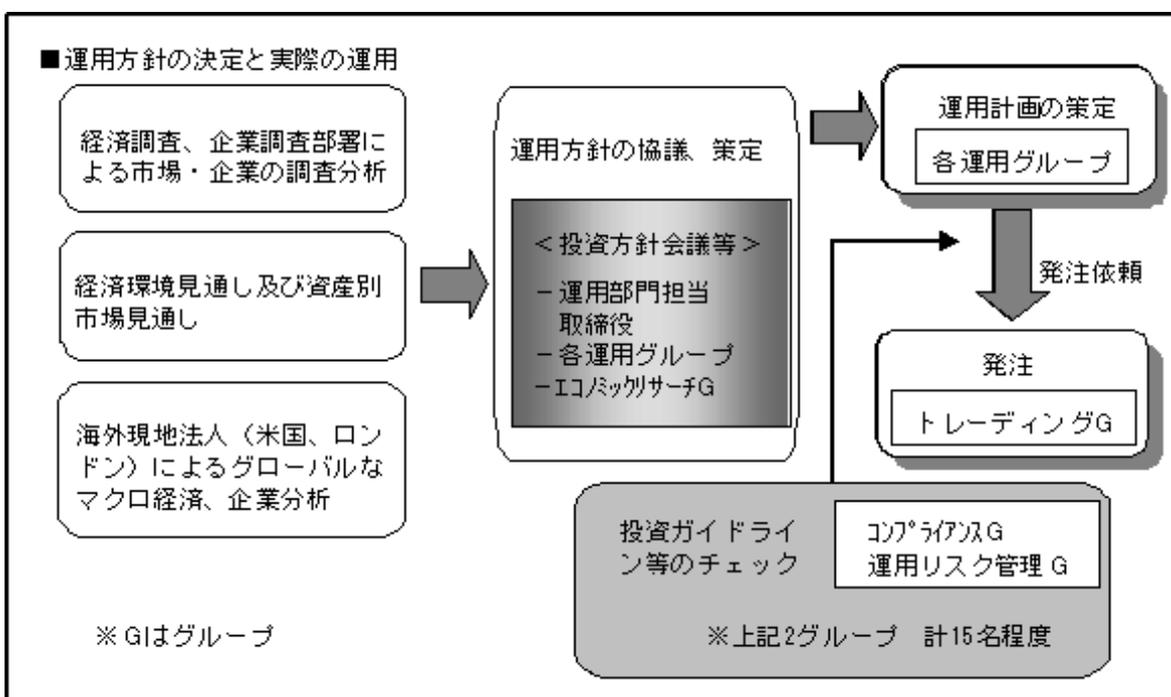
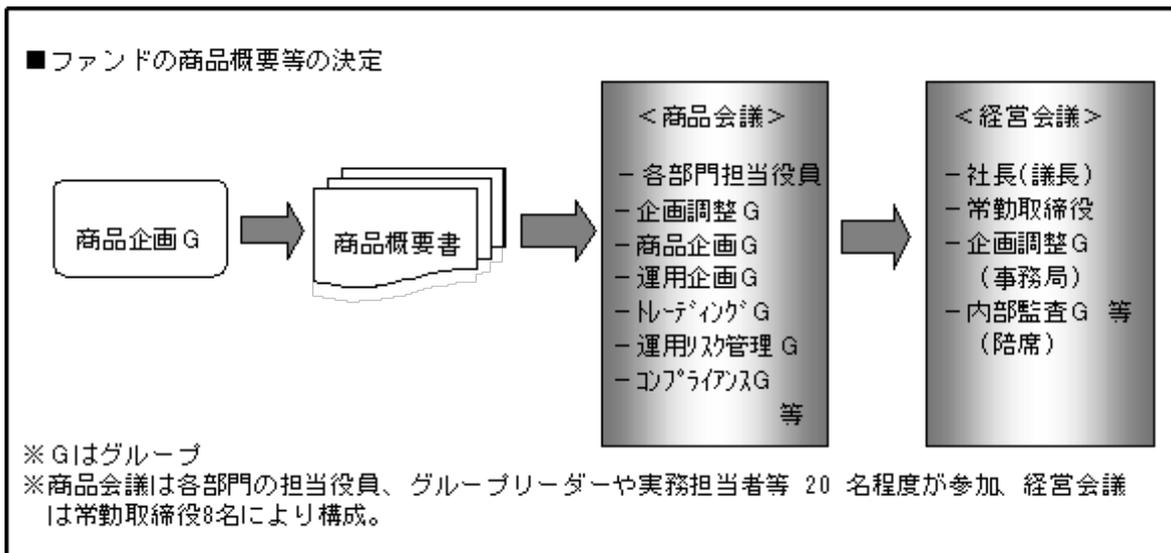
投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

株式への投資は行いません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

## (3) 【運用体制】

## 1. 委託会社の運用体制



## &lt;ファンドの商品概要等の決定&gt;

運用目標、運用プロセス、投資対象などの商品内容は、商品企画グループが関連各部署と協議のうえ、「商品概要書」として策定し、企画調整グループが事務局となる「商品会議」にて協議・検討致します。「商品会議」で協議・修正等された商品内容は「経営会議」で経営陣による討議を経て最終決定致します。なお、「経営会議」は、社長が議長を務め、常勤取締役を構成メンバーとし、監査役が同席のうえ、開催される会議であり、取締役会が決定した会社の基本方針に基づき全般的業務執行方針・計画および重要な業務の実施について協議・決定するとともに経営上の重要事項を審議しています。

## &lt;運用方針の決定と実際の運用&gt;

経済環境見通し、資産別市場見通し、基本投資方針およびファンドの運用方針は、運用部門担当取締役、各運用グループの運用担当者、エコノミックリサーチグループ等で構成される「投資方針会議」にて協議、策定致します。運用担当者は、「投資方針会議」において決定された運用方針をファンドの投資方針に照らし合わせて運用計画を策定します。なお、運用計画の策定は、運用担当者およびアナリスト等の調査活動等によって得られた情報も参考にされます。

個別の有価証券等の発注は、運用担当者の発注依頼に基づき、運用部門から独立したトレーディンググループでその大半が執行されます。

なお、ファンドの運用等ガイドラインチェックについては、コンプライアンスグループ、運用リスク管理グループにて行われ、有価証券の売買執行等についてはコンプライアンスグループにてチェックが行われます。

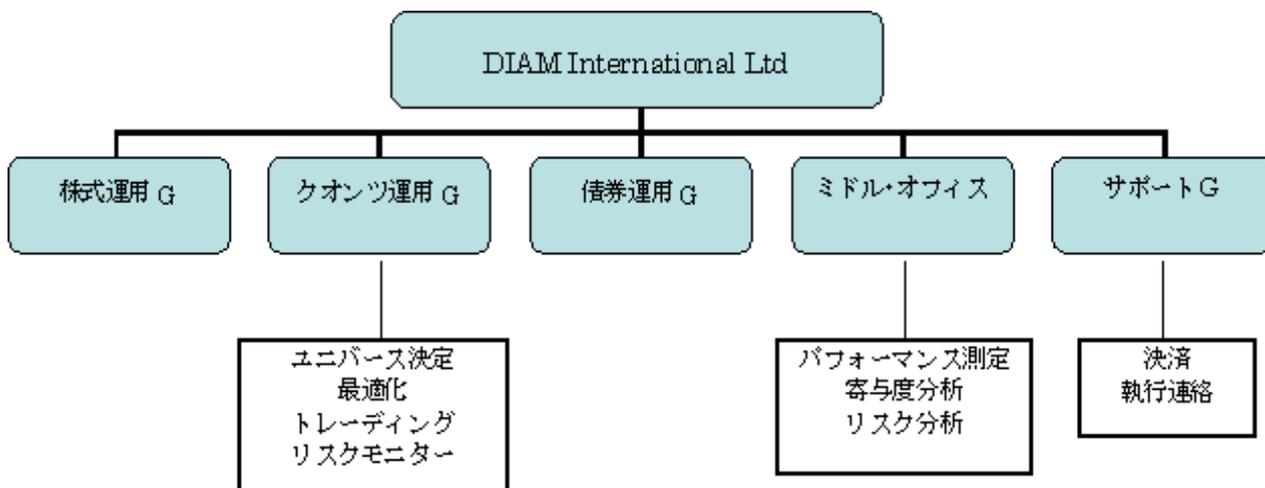
前記体制は平成22年4月1日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2. 当ファンドの主要投資対象となるグローバルリート・パッシブ・ファンド・マザーファンドの信託財産の運用指図に関する権限を委託するDIAM International Ltdの運用体制は以下の通りです。

グローバルリート・パッシブ・ファンド・マザーファンドの運用はクオンツ運用グループが担当します。当グループは主に日本を除く株式のクオンツ商品を運用しております。当グループでは、ユニバースの決定を行い、ポートフォリオの最適化、トレーディングを行い、主要なリスク要因はリアル・タイムで把握できる体制を敷いています。

ミドル・オフィスは、週次・月次でパフォーマンスを測定し、要因分析を社内CEO以下に向けて報告するとともに、リスクをモニターします。

サポート・グループは、決済を主に担当しており、加えて執行された売買につき委託会社や日本の信託銀行への連絡を行います。



上記運用体制は、平成22年2月26日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### (4) 【分配方針】

##### 収益分配方針

毎決算時（1月11日、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 1) 分配対象額の範囲  
経費控除後の利子配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 2) 分配対象額についての分配方針  
委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。
- 3) 留保益の運用方針  
留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

##### 収益の分配方式

- a. 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
  - 1) 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券に係る品賃料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、監査費用および当該監査費用に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
  - 2) 売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額、監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときはその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- b. 前記1)および2)におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産に係る配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- c. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

##### 収益分配金の支払い

収益分配金は、税引後自動的に全額無手数料で再投資されます。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対し支払われます。販売会社は、遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### (5) 【投資制限】

マザーファンド受益証券への投資制限（約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限）

各マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。

株式への実質投資割合（約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合（約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合（約款第16条第3項）

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合（約款第16条第5項）

委託会社は、信託財産に属するマザーファンド受益証券以外の投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

#### 投資する株式等の範囲（約款第19条）

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所等に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所等に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

#### 同一銘柄の株式への実質投資割合（約款第20条第1項）

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

#### 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合（約款第20条第3項）

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

#### 信用取引の指図範囲（約款第21条）

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2) 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
  2. 株式分割により取得する株券
  3. 有償増資により取得する株券
  4. 売り出しにより取得する株券
  5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
  6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものに限り、）の行使により取得可能な株券

#### 先物取引等の運用指図（約款第22条）

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
- 2) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- 3) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### スワップ取引の運用指図（約款第23条）

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出した価額で評価するものとします。
- 4) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(約款第24条)

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 4) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 有価証券の貸付の指図および範囲(約款第25条)

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2) 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第26条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### 外国為替予約の指図(約款第27条)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

#### 資金の借入れ(約款第33条)

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金、または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- 3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### 同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。)の総数が、当該株式にかかる議決権

の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令 第130条第1項第8号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含む。）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

### 3【投資リスク】

#### < 基準価額の主な変動要因 >

##### 資産配分リスク

当ファンドに組入れられている各資産（国内株式、外国株式、国内債券、外国債券、国内不動産投資信託証券および外国不動産投資信託証券）の資産配分比率によっては、収益率の悪い資産への配分が大きくなり、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。また、複数または全ての資産価値が下落する場合には、各資産の投資成果が各資産のベンチマークと同等あるいはそれ以上のものであったとしても、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。これにより投資元本を割り込むことがあります。

##### 株価変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、発行会社の業績・財務状況、または市場の需給や流動性等の影響を受けます。当ファンドは、実質的に株式に投資をしますので、株式市場の変動により基準価額が上下します。これにより投資元本を割り込むことがあります。また、新興国株式に投資する場合、先進国株式に比べ株価変動リスクが大きくなる傾向があります。

##### 金利リスク

金利リスクとは、金利の変動を受けて債券・不動産投資信託証券（REIT）の価格が変動するリスクをいいます。一般的に金利が上昇した場合には、債券・不動産投資信託証券（REIT）の価格は下落します。当ファンドは実質的に債券・不動産投資信託証券（REIT）に投資をしますので、金利変動により基準価額が上下し、これにより投資元本を割り込むことがあります。新興国債券に投資する場合、先進国債券に比べ金利リスクが大きくなる傾向があります。

##### 不動産投資信託証券（REIT）の価格変動リスク

一般に不動産投資信託証券（REIT）が投資対象とする不動産の価値および当該不動産から得る収入は、国内外の景気、経済、社会情勢等の変化等により変動し、不動産投資信託証券（REIT）の価格および配当は影響を受けることになり、当ファンドの基準価額の下落要因となる可能性があります。

実質的に投資対象とする不動産投資信託証券（REIT）が、収益性の悪化や資金繰り悪化等により清算される場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には基準価額が下がる要因となります。

不動産投資信託証券（REIT）は、実物資産である建物等を投資対象にしているため、火災、自然災害等に伴う損害を受けた場合は、当ファンドの基準価額の下落要因となる可能性があります。

不動産投資信託証券（REIT）が投資対象とする建物の用途規制等不動産等にかかる規制の強化や、新たな規制の導入、税制の変更などにより、規制対象となる不動産等の価値が低下する可能性があり、その結果当ファンドの基準価額の下落要因となる可能性があります。これにより投資元本を割り込むことがあります。

##### 為替リスク

為替リスクとは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。外貨建資産への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて損失を被る可能性もあります。当ファンドは、実質組入外貨建資産について原則として対円で為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該実質組入資産の通貨に対して円高になった場合には基準価額が下がる要因となります。これにより投資元本を割り込むことがあります。新興国通貨に投資する場合、先進国通貨に比べ為替リスクが大きくなる傾向があります。

## 信用リスク

実質的に投資する有価証券等の発行者が経営不安・倒産等に陥った場合、投資した資金が回収できなくなることがあります。またこうした状況に陥ると予想される場合等には、当ファンドの基準価額の下落要因となる可能性があります。有価証券等への投資にあたっては、発行者において利払いや償還金の支払いが遅延したり、支払いが滞るリスクが生じることがあります。新興国債券、株式に投資する場合、先進国債券、株式に比べ信用リスクが大きくなる傾向があります。

また、実質的に投資をする不動産投資信託証券（REIT）が、投資対象とする不動産の収益性悪化または資金繰りの悪化等により、清算される場合には、投資した資金が回収困難になる可能性があります。こうした状況に陥ると予想される場合、当該不動産投資信託証券（REIT）の価格が下落する可能性があります。これにより投資元本を割り込むことがあります。

## 流動性リスク

流動性リスクとは、市場における売買量の欠如等の理由により、最適な時期で有価証券等の売買ができず機会損失を被るリスクをいいます。市場規模が小さい株式等に投資する場合や、投資した不動産投資信託証券（REIT）によっては、資産規模や取引量が少ないため売却時に市場実勢から期待される価格で売却できなかったり、売買取引が困難となることから、価格の値動きが大きくなることもあり、基準価額に影響を及ぼす可能性があります。これにより投資元本を割り込むことがあります。新興国債券、株式に投資する場合、先進国債券、株式に比べ流動性リスクが大きくなる傾向があります。

## カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等によって市場に混乱が生じた場合、もしくは取引に対して規制が変更となる場合、または新たな規制が設けられた場合には、基準価額は予想外に下落する場合があります。また、実質的に投資を行う新興国の通貨や有価証券等の発行者が属する国の経済状況は、先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化などが為替市場や株式、債券市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制や課徴的な税制、海外への送金規制などの種々な規制の導入や政策の変更等の要因も為替市場や株式、債券市場に著しい影響を及ぼす可能性があります。これにより投資元本を割り込むことがあります。

## 有価証券（指数）先物取引に伴うリスク

当ファンドは、有価証券（指数）先物取引を利用することにより、有価証券（指数）先物取引の価格変動リスクにより基準価額が上下します。先物の価格は、対象証券または指数の値動き、先物市場の需給等を反映して変動します。先物を買建てている場合において、先物価格が上昇すれば収益が発生し、下落すれば損失が発生します（売建てている場合は逆の結果となります。）。また、有価証券（指数）先物取引の値動きと市場全体の値動きは一致しない場合があります。これにより投資元本を割り込むことがあります。

## <その他の留意点>

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等があった場合、資金変動が起こり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

当ファンドの収益分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により、分配を行わないことがあります。

資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付または解約の受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付または解約の受付を取り消すことができるものとします。

当ファンドは、受益権口数が10億口を下回った場合、受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得な

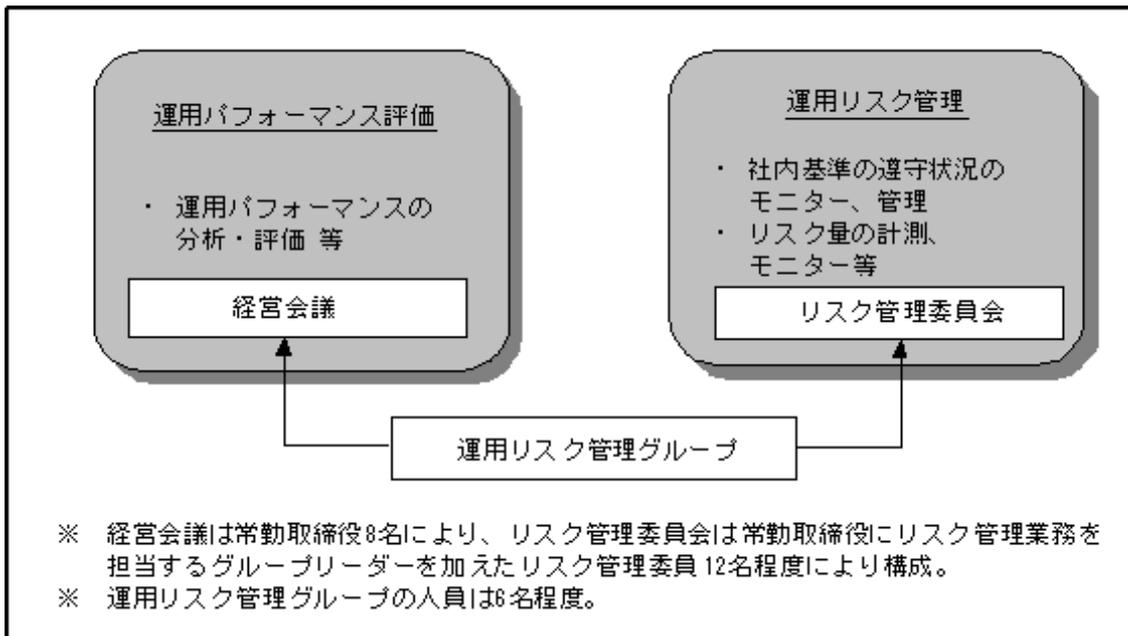
い事情が発生した場合等、当初定められていた信託期間の途中でも信託を終了（線上償還）する場合があります。

#### 注意事項

- ・当ファンドは、実質的に株式、債券、不動産投資信託証券など値動きのある有価証券および値動きのある有価証券（指数）先物（外貨建資産には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- ・証券投資信託は、預金・金融債・保険契約ではありません。また、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ・証券投資信託は、金融機関の預金・金融債あるいは保険契約における保険金額と異なり、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ・証券投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があります、これによる損失は購入者が負担することとなります。

## リスク管理体制

## &lt;運用評価・運用リスク管理体制&gt;

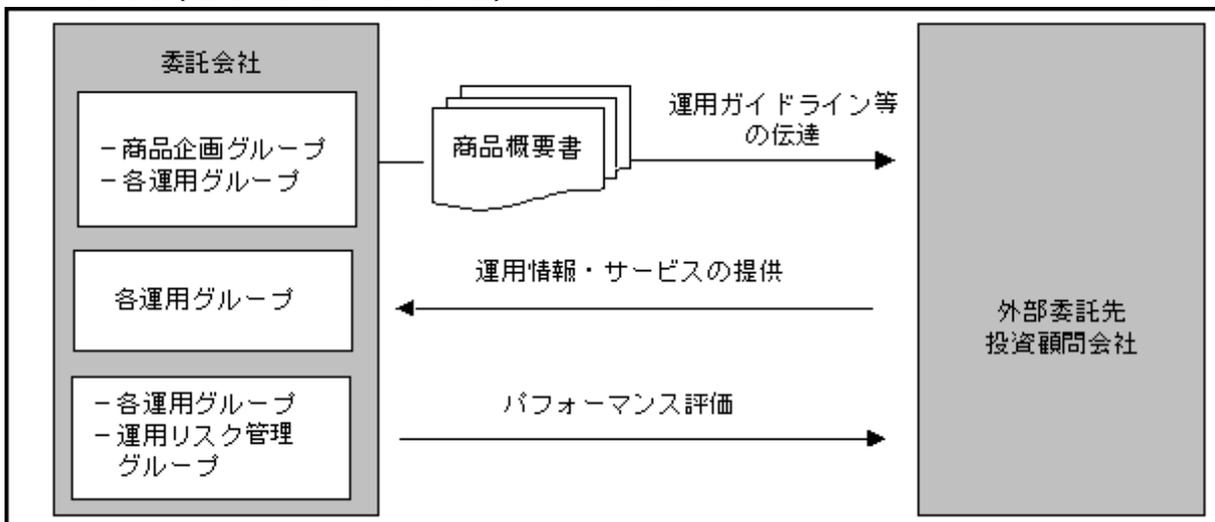


運用パフォーマンス評価は、運用部門から独立した運用リスク管理グループが月次で対象ファンドについて分析を行い、結果を「経営会議」に報告します。また、「経営会議」において運用パフォーマンス評価方法の協議も行い、適宜見直しを行います。

運用リスク管理は、運用リスク管理グループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行います。また運用リスク管理の結果については月次でリスク管理委員会に報告致します。

上記体制は平成22年4月1日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## &lt;外部委託先（運用再委託および助言先）に関する管理体制&gt;



運用の外部委託先に対しては、ファンドの運用目標、運用プロセス、投資対象などをまとめた商品概要書によって商品内容を伝達し、運用ガイドライン等の徹底を図ります。運用開始後は運用外部委託先と各運用グループが連携し、運用を実施致します。運用内容については、運用リスク管理グループがパフォーマンス評価・分析等を行います。

上記体制は平成22年2月26日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

ありません。

## (2)【換金（解約）手数料】

ありません。

## (3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に以下の率を乗じて得た額とします。

| 時期 | 項目   | 費用 |                                 |   |
|----|------|----|---------------------------------|---|
|    |      | 総額 | 信託財産の純資産総額に対して年率1.05% (税抜1.00%) |   |
| 毎日 | 信託報酬 | 配分 | 委託会社                            | 年率0.5460% (税抜0.52%) ~ 0.6090% (税抜0.58%) |
|    |      |    | 販売会社                            | 年率0.3675% (税抜0.35%) ~ 0.4305% (税抜0.41%) |
|    |      |    | 受託会社                            | 年率0.0735% (税抜0.07%)                     |

委託会社と販売会社の配分率は、各販売会社の取扱い純資産総額に応じて、以下の通りとします。

| 販売会社毎の純資産総額      | 委託会社                | 販売会社                |
|------------------|---------------------|---------------------|
| 100億円以下の部分       | 年率0.6090% (税抜0.58%) | 年率0.3675% (税抜0.35%) |
| 100億円超300億円以下の部分 | 年率0.5775% (税抜0.55%) | 年率0.3990% (税抜0.38%) |
| 300億円超の部分        | 年率0.5460% (税抜0.52%) | 年率0.4305% (税抜0.41%) |

信託報酬の総額は、毎年7月11日（休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。また、信託報酬にかかる消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに信託財産中より支弁します。

グローバルリート・パッシブ・ファンド・マザーファンドの投資顧問会社（DIAM International Ltd）が受ける報酬は、上記委託会社が受ける信託報酬の中から支弁するものとします。その報酬額は、当該マザーファンドの信託財産の純資産総額に以下の率を乗じて得た金額の合計に、当該マザーファンドの受益権総口数に占める信託財産に属する当該マザーファンドの受益権口数の割合を乗じて得た額とします。

| グローバルリート・パッシブ・ファンド・マザーファンドの純資産総額 | 報酬率     |
|----------------------------------|---------|
| 25億円以下の部分                        | 年率0.20% |
| 25億円超75億円以下の部分                   | 年率0.18% |
| 75億円超の部分                         | 年率0.15% |

当ファンドの投資顧問会社（イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社）が受ける報酬は、当ファンドまたはマザーファンドから直接的に支払われません。同社への投資顧問報酬は、委託会社が受け取った報酬の中から支払うものとします。

税法が改正された場合等には、前記内容が変更になることがあります。

## (4)【その他の手数料等】

## 1. 信託財産留保額

解約時に、解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額とします。

## 2. その他の費用

当ファンドから支払われる費用には以下のものがあります。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息ならびに借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日計算し、毎年7月11日（休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき当該監査に要する費用に係る消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。

有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額ならびに外貨建資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

マザーファンドで負担する有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額ならびに外貨建資産の保管等に要する費用は、間接的に当ファンドで負担することになります。

税法が改正された場合等には、前記内容が変更になることがあります。

上記の「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

### (5) 【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

収益分配時

平成23年12月31日までの間は、収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で、原則として源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。上記10%の税率は平成24年1月1日からは、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

一部解約時および償還時

平成23年12月31日までの間は、一部解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で申告分離課税が適用されます。また特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、10%の税率により源泉徴収が行われ、原則として申告は不要です。上記10%の税率は平成24年1月1日からは、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

買取請求時の課税について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

損益通算について

一部解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、一定の条件のもとで確定申告等により上場株式等の配当所得との通算が可能です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

平成23年12月31日までの間は、収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記7%の税率は平成24年1月1日からは、15%（所得税15%）となる予定です。

買取請求時の課税について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

税法が改正された場合等には、前記内容が変更になることがあります。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

< 個別元本について >

- ・ 受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に個別元本の算出が行われず、また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- ・収益分配金に特別分配金が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の〈収益分配金の課税について〉を参照。）

#### <収益分配金の課税について>

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に特別分配金が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等には、前記内容が変更になることがあります。

## 5【運用状況】

当ファンドは、平成22年5月28日から運用を開始する予定であるため、有価証券届出書提出日現在、資産を有していません。

## (1)【投資状況】

該当事項はありません。

## (2)【投資資産】

該当事項はありません。

## (3)【運用実績】

該当事項はありません。

## (参考)マザーファンドの投資状況等

## (1)投資状況

## 国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド

平成22年3月31日現在

| 資産の種類               | 国名 | 時価合計（円）         | 投資比率(%) |
|---------------------|----|-----------------|---------|
| 株式                  | 日本 | 279,611,288,748 | 97.10   |
| 新株予約権証券             | 日本 | 1,201,900       | 0.00    |
| 現金・預金・その他の資産（負債控除後） |    | 8,342,365,200   | 2.90    |
| 合 計（純資産総額）          |    | 287,954,855,848 | 100.00  |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## 国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

平成22年3月31日現在

| 資産の種類               | 国名 | 時価合計（円）         | 投資比率(%) |
|---------------------|----|-----------------|---------|
| 国債証券                | 日本 | 333,412,230,000 | 75.74   |
| 地方債証券               | 日本 | 28,559,716,221  | 6.49    |
| 特殊債券                | 日本 | 41,149,593,379  | 9.35    |
| 社債券                 | 日本 | 35,506,787,780  | 8.07    |
| 現金・預金・その他の資産（負債控除後） |    | 1,564,219,466   | 0.36    |
| 合 計（純資産総額）          |    | 440,192,546,846 | 100.00  |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## J - R E I Tインデックスファンド・マザーファンド

平成22年3月31日現在

| 資産の種類               | 国名 | 時価合計（円）       | 投資比率（%） |
|---------------------|----|---------------|---------|
| 投資証券                | 日本 | 2,671,494,500 | 97.88   |
| 現金・預金・その他の資産（負債控除後） |    | 57,798,678    | 2.12    |
| 合 計（純資産総額）          |    | 2,729,293,178 | 100.00  |

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## 外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

平成22年3月31日現在

| 資産の種類 | 国名 | 時価合計（円） | 投資比率（%） |
|-------|----|---------|---------|
|-------|----|---------|---------|

|          |                 |                 |       |
|----------|-----------------|-----------------|-------|
| 株式       | 米国              | 156,110,184,786 | 51.11 |
|          | 英国              | 30,352,751,300  | 9.94  |
|          | カナダ             | 16,586,266,188  | 5.43  |
|          | スイス             | 13,952,905,932  | 4.57  |
|          | スウェーデン          | 4,111,918,705   | 1.35  |
|          | デンマーク           | 1,443,067,088   | 0.47  |
|          | ノルウェー           | 1,004,569,097   | 0.33  |
|          | アイルランド          | 1,578,271,468   | 0.52  |
|          | オランダ            | 3,996,626,219   | 1.31  |
|          | ベルギー            | 1,439,946,760   | 0.47  |
|          | ルクセンブルク         | 915,595,058     | 0.30  |
|          | フランス            | 15,015,696,074  | 4.92  |
|          | ドイツ             | 11,697,899,309  | 3.83  |
|          | ポルトガル           | 418,723,378     | 0.14  |
|          | スペイン            | 5,937,848,302   | 1.94  |
|          | イタリア            | 4,758,172,571   | 1.56  |
|          | フィンランド          | 1,878,600,758   | 0.62  |
|          | オーストリア          | 492,726,334     | 0.16  |
|          | キプロス            | 55,610,159      | 0.02  |
|          | ギリシャ            | 621,079,858     | 0.20  |
|          | 香港              | 3,394,160,303   | 1.11  |
|          | 中国              | 30,781,891      | 0.01  |
|          | シンガポール          | 2,207,680,276   | 0.72  |
|          | オーストラリア         | 12,473,100,457  | 4.08  |
|          | ニュージーランド        | 131,707,273     | 0.04  |
|          | パナマ             | 334,313,326     | 0.11  |
|          | バミューダ諸島         | 939,244,366     | 0.31  |
|          | オランダ領アンティル      | 1,113,246,925   | 0.36  |
|          | ケイマン諸島          | 274,280,103     | 0.09  |
|          | ガーンジー・チャンネル諸島   | 44,027,946      | 0.01  |
|          | ジャージー・チャンネル諸島   | 540,282,238     | 0.18  |
|          | マン島             | 43,591,149      | 0.01  |
|          | リベリア            | 74,137,759      | 0.02  |
| モーリシャス   | 46,040,929      | 0.02            |       |
| 小計       | 294,015,054,286 | 96.27           |       |
| 投資信託受益証券 | シンガポール          | 79,735,151      | 0.03  |
|          | オーストラリア         | 831,503,280     | 0.27  |
|          | 小計              | 911,238,430     | 0.30  |

|                     |      |                 |        |
|---------------------|------|-----------------|--------|
| 投資証券                | 米国   | 2,318,013,747   | 0.76   |
|                     | 英国   | 375,863,651     | 0.12   |
|                     | カナダ  | 75,257,669      | 0.02   |
|                     | オランダ | 57,265,154      | 0.02   |
|                     | フランス | 456,225,616     | 0.15   |
|                     | 香港   | 85,361,933      | 0.03   |
|                     | 小計   | 3,367,987,770   | 1.10   |
| 現金・預金・その他の資産（負債控除後） |      | 7,117,390,717   | 2.33   |
| 合 計 （純資産総額）         |      | 305,411,671,203 | 100.00 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## 外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

平成22年3月31日現在

| 資産の種類               | 国名            | 時価合計（円）         | 投資比率(%) |
|---------------------|---------------|-----------------|---------|
| 国債証券                | 米国            | 151,619,040,934 | 35.28   |
|                     | 英国            | 30,266,516,592  | 7.04    |
|                     | カナダ           | 12,138,433,753  | 2.82    |
|                     | スウェーデン        | 2,980,841,140   | 0.69    |
|                     | デンマーク         | 3,624,069,393   | 0.84    |
|                     | ノルウェー         | 1,454,950,248   | 0.34    |
|                     | アイルランド        | 3,828,525,050   | 0.89    |
|                     | オランダ          | 10,783,238,058  | 2.51    |
|                     | ベルギー          | 12,598,361,885  | 2.93    |
|                     | フランス          | 41,146,505,622  | 9.58    |
|                     | ドイツ           | 44,568,456,671  | 10.37   |
|                     | ポルトガル         | 4,735,789,654   | 1.10    |
|                     | スペイン          | 19,863,425,516  | 4.62    |
|                     | イタリア          | 47,212,633,314  | 10.99   |
|                     | フィンランド        | 2,322,164,738   | 0.54    |
|                     | ポーランド         | 4,046,160,196   | 0.94    |
|                     | オーストリア        | 7,495,413,613   | 1.74    |
|                     | ギリシャ          | 8,998,249,932   | 2.09    |
|                     | シンガポール        | 1,600,538,226   | 0.37    |
|                     | マレーシア         | 2,201,433,836   | 0.51    |
| オーストラリア             | 3,482,297,083 | 0.81            |         |
|                     | 小計            | 416,967,045,455 | 97.04   |
| 現金・預金・その他の資産（負債控除後） |               | 12,735,607,513  | 2.96    |
| 合 計 （純資産総額）         |               | 429,702,652,968 | 100.00  |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## グローバルリート・パッシブ・ファンド・マザーファンド

平成22年3月31日現在

| 資産の種類               | 国名       | 時価合計（円）       | 投資比率（%） |
|---------------------|----------|---------------|---------|
| 投資信託受益証券            | シンガポール   | 149,061,153   | 2.72    |
|                     | オーストラリア  | 789,555,840   | 14.43   |
|                     | 小計       | 938,616,994   | 17.15   |
| 投資証券                | 米国       | 3,239,724,064 | 59.20   |
|                     | 英国       | 416,450,772   | 7.61    |
|                     | カナダ      | 81,796,892    | 1.49    |
|                     | オランダ     | 168,320,518   | 3.08    |
|                     | ベルギー     | 52,030,062    | 0.95    |
|                     | フランス     | 352,375,379   | 6.44    |
|                     | 香港       | 94,753,294    | 1.73    |
|                     | ニュージーランド | 35,124,615    | 0.64    |
|                     | 小計       | 4,440,575,596 | 81.14   |
| 現金・預金・その他の資産（負債控除後） |          | 93,540,613    | 1.71    |
| 合 計（純資産総額）          |          | 5,472,733,203 | 100.00  |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## エマージング株式パッシブ・マザーファンド

平成22年3月31日現在

| 資産の種類 | 国名 | 時価合計（円） | 投資比率（%） |
|-------|----|---------|---------|
|-------|----|---------|---------|

|                     |                |                |        |
|---------------------|----------------|----------------|--------|
| 株式                  | 米国             | 80,282,198     | 0.21   |
|                     | 英国             | 21,209,007     | 0.06   |
|                     | ポーランド          | 483,890,105    | 1.26   |
|                     | ハンガリー          | 224,927,941    | 0.59   |
|                     | チェコ            | 162,509,066    | 0.42   |
|                     | トルコ            | 567,979,256    | 1.48   |
|                     | ロシア            | 2,465,442,299  | 6.42   |
|                     | インドネシア         | 767,988,589    | 2.00   |
|                     | フィリピン          | 160,881,643    | 0.42   |
|                     | タイ             | 546,827,629    | 1.42   |
|                     | 香港             | 2,031,245,252  | 5.29   |
|                     | 韓国             | 4,848,731,150  | 12.62  |
|                     | 中国             | 3,858,646,452  | 10.04  |
|                     | 台湾             | 4,052,158,336  | 10.54  |
|                     | インド            | 2,978,355,586  | 7.75   |
|                     | マレーシア          | 1,038,097,168  | 2.70   |
|                     | イスラエル          | 1,119,527,680  | 2.91   |
|                     | メキシコ           | 1,485,623,206  | 3.87   |
|                     | チリ             | 505,484,327    | 1.32   |
|                     | ペルー            | 66,496,975     | 0.17   |
|                     | ブラジル           | 6,082,818,740  | 15.83  |
|                     | バミューダ諸島        | 171,850,641    | 0.45   |
|                     | ケイマン諸島         | 623,561,504    | 1.62   |
|                     | コロンビア          | 243,414,780    | 0.63   |
|                     | エジプト           | 176,663,195    | 0.46   |
|                     | モロッコ           | 80,817,297     | 0.21   |
|                     | 南アフリカ          | 2,643,735,488  | 6.88   |
| 小計                  | 37,489,165,510 | 97.55          |        |
| 投資信託受益証券            | 米国             | 1,779,166,704  | 4.63   |
|                     | メキシコ           | 222,748,223    | 0.58   |
|                     | 小計             | 2,001,914,927  | 5.21   |
| 現金・預金・その他の資産（負債控除後） |                | 1,061,467,065  | 2.76   |
| 合 計 （純資産総額）         |                | 38,429,613,372 | 100.00 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## エマージング債券パッシブ・マザーファンド

平成22年3月31日現在

| 資産の種類               | 国名     | 時価合計（円）        | 投資比率（%） |
|---------------------|--------|----------------|---------|
| 国債証券                | ブルガリア  | 393,224,256    | 1.10    |
|                     | トルコ    | 5,285,549,832  | 14.78   |
|                     | ロシア    | 5,463,801,168  | 15.28   |
|                     | インドネシア | 2,122,404,057  | 5.93    |
|                     | フィリピン  | 3,439,060,780  | 9.61    |
|                     | メキシコ   | 4,885,610,414  | 13.66   |
|                     | ペルー    | 1,811,605,100  | 5.06    |
|                     | ブラジル   | 6,553,021,081  | 18.32   |
|                     | パナマ    | 1,549,384,513  | 4.33    |
|                     | コロンビア  | 2,447,314,856  | 6.84    |
|                     | 南アフリカ  | 965,683,559    | 2.70    |
|                     | 小計     | 34,916,659,617 | 97.62   |
| 現金・預金・その他の資産（負債控除後） |        | 851,927,157    | 2.38    |
| 合 計（純資産総額）          |        | 35,768,586,774 | 100.00  |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## (2) 投資資産

## 国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド

## 投資有価証券の主要銘柄

平成22年3月31日現在

| 順位 | 銘柄名               | 種類 | 国名 | 業種                     | 株数又は<br>券面総額 | 帳簿価額       |               | 評価額        |                | 投資<br>比率<br>(%) |
|----|-------------------|----|----|------------------------|--------------|------------|---------------|------------|----------------|-----------------|
|    |                   |    |    |                        |              | 単価<br>(円)  | 金額<br>(円)     | 単価<br>(円)  | 金額<br>(円)      |                 |
| 1  | トヨタ自動車            | 株式 | 日本 | 輸送用<br>機器              | 2,953,500    | 3,280.00   | 9,687,480,000 | 3,745.00   | 11,060,857,500 | 3.84            |
| 2  | 三菱UFJフィ<br>ナンシャルG | 株式 | 日本 | 銀行業                    | 16,158,000   | 455.00     | 7,351,890,000 | 490.00     | 7,917,420,000  | 2.75            |
| 3  | 本田技研              | 株式 | 日本 | 輸送用<br>機器              | 1,833,600    | 3,035.00   | 5,564,976,000 | 3,300.00   | 6,050,880,000  | 2.10            |
| 4  | キヤノン              | 株式 | 日本 | 電気機<br>器               | 1,332,800    | 3,495.00   | 4,658,136,000 | 4,330.00   | 5,771,024,000  | 2.00            |
| 5  | 三井住友フィ<br>ナンシャルG  | 株式 | 日本 | 銀行業                    | 1,614,900    | 2,777.18   | 4,484,861,039 | 3,090.00   | 4,990,041,000  | 1.73            |
| 6  | 三菱商事              | 株式 | 日本 | 卸売業                    | 1,695,200    | 2,097.00   | 3,554,834,400 | 2,450.00   | 4,153,240,000  | 1.44            |
| 7  | ソニー               | 株式 | 日本 | 電気機<br>器               | 1,147,300    | 2,973.00   | 3,410,922,900 | 3,580.00   | 4,107,334,000  | 1.43            |
| 8  | 任天堂               | 株式 | 日本 | その他<br>製品              | 121,300      | 24,310.00  | 2,948,803,000 | 31,300.00  | 3,796,690,000  | 1.32            |
| 9  | 日本電信電話            | 株式 | 日本 | 情報・<br>通信業             | 893,900      | 3,945.00   | 3,526,435,500 | 3,940.00   | 3,521,966,000  | 1.22            |
| 10 | 武田薬品              | 株式 | 日本 | 医薬品                    | 845,500      | 4,000.00   | 3,382,000,000 | 4,115.00   | 3,479,232,500  | 1.21            |
| 11 | みずほフィナン<br>シャルG   | 株式 | 日本 | 銀行業                    | 18,612,300   | 173.00     | 3,219,927,900 | 185.00     | 3,443,275,500  | 1.20            |
| 12 | 東京電力              | 株式 | 日本 | 電気・<br>ガス業             | 1,352,000    | 2,436.00   | 3,293,472,000 | 2,492.00   | 3,369,184,000  | 1.17            |
| 13 | パナソニック            | 株式 | 日本 | 電気機<br>器               | 2,101,100    | 1,318.00   | 2,769,249,800 | 1,430.00   | 3,004,573,000  | 1.04            |
| 14 | 野村ホールディ<br>ングス    | 株式 | 日本 | 証券、<br>商品先<br>物取引<br>業 | 4,246,900    | 644.00     | 2,735,003,600 | 689.00     | 2,926,114,100  | 1.02            |
| 15 | 三井物産              | 株式 | 日本 | 卸売業                    | 1,827,800    | 1,280.00   | 2,339,584,000 | 1,571.00   | 2,871,473,800  | 1.00            |
| 16 | エヌ・ティ・<br>ティ・ドコモ  | 株式 | 日本 | 情報・<br>通信業             | 18,822       | 138,800.00 | 2,612,493,600 | 142,400.00 | 2,680,252,800  | 0.93            |
| 17 | 東日本旅客鉄道           | 株式 | 日本 | 陸運業                    | 399,800      | 5,980.00   | 2,390,804,000 | 6,500.00   | 2,598,700,000  | 0.90            |

|    |                |    |    |        |           |            |               |            |               |      |
|----|----------------|----|----|--------|-----------|------------|---------------|------------|---------------|------|
| 18 | 東 芝            | 株式 | 日本 | 電気機器   | 4,839,000 | 423.00     | 2,046,897,000 | 483.00     | 2,337,237,000 | 0.81 |
| 19 | 新日本製鐵          | 株式 | 日本 | 鉄鋼     | 6,315,000 | 321.00     | 2,027,115,000 | 367.00     | 2,317,605,000 | 0.80 |
| 20 | 三菱地所           | 株式 | 日本 | 不動産業   | 1,489,000 | 1,384.00   | 2,060,776,000 | 1,530.00   | 2,278,170,000 | 0.79 |
| 21 | 東京海上HD         | 株式 | 日本 | 保険業    | 861,300   | 2,395.00   | 2,062,813,500 | 2,633.00   | 2,267,802,900 | 0.79 |
| 22 | ファナック          | 株式 | 日本 | 電気機器   | 222,200   | 8,710.00   | 1,935,362,000 | 9,920.00   | 2,204,224,000 | 0.77 |
| 23 | ソフトバンク         | 株式 | 日本 | 情報・通信業 | 927,200   | 2,247.00   | 2,083,418,400 | 2,303.00   | 2,135,341,600 | 0.74 |
| 24 | 日産自動車          | 株式 | 日本 | 輸送用機器  | 2,581,400 | 714.00     | 1,843,119,600 | 801.00     | 2,067,701,400 | 0.72 |
| 25 | セブン&アイ・HLDGS   | 株式 | 日本 | 小売業    | 905,600   | 1,966.00   | 1,780,409,600 | 2,259.00   | 2,045,750,400 | 0.71 |
| 26 | 信越化学           | 株式 | 日本 | 化学     | 370,100   | 4,780.00   | 1,769,078,000 | 5,430.00   | 2,009,643,000 | 0.70 |
| 27 | 小松製作所          | 株式 | 日本 | 機械     | 998,000   | 1,726.00   | 1,722,548,000 | 1,960.00   | 1,956,080,000 | 0.68 |
| 28 | 関西電力           | 株式 | 日本 | 電気・ガス業 | 878,300   | 2,101.00   | 1,845,308,300 | 2,142.00   | 1,881,318,600 | 0.65 |
| 29 | 日本たばこ産業        | 株式 | 日本 | 食料品    | 5,353     | 320,000.00 | 1,712,960,000 | 348,000.00 | 1,862,844,000 | 0.65 |
| 30 | J F E ホールディングス | 株式 | 日本 | 鉄鋼     | 482,300   | 3,120.00   | 1,504,776,000 | 3,765.00   | 1,815,859,500 | 0.63 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## 種類別業種別投資比率

平成22年3月31日現在

| 種類       | 業種         | 投資比率（％） |
|----------|------------|---------|
| 株式       | 電気機器       | 14.81   |
|          | 輸送用機器      | 9.65    |
|          | 銀行業        | 9.45    |
|          | 化学         | 5.75    |
|          | 情報・通信業     | 5.15    |
|          | 卸売業        | 5.07    |
|          | 電気・ガス業     | 4.80    |
|          | 機械         | 4.57    |
|          | 医薬品        | 3.89    |
|          | 陸運業        | 3.64    |
|          | 小売業        | 3.43    |
|          | 食料品        | 3.14    |
|          | 鉄鋼         | 2.62    |
|          | その他製品      | 2.38    |
|          | 不動産業       | 2.18    |
|          | 保険業        | 2.11    |
|          | 建設業        | 1.91    |
|          | 証券、商品先物取引業 | 1.78    |
|          | 精密機器       | 1.54    |
|          | サービス業      | 1.49    |
|          | ガラス・土石製品   | 1.23    |
|          | 非鉄金属       | 1.21    |
|          | 繊維製品       | 0.79    |
|          | その他金融業     | 0.74    |
|          | 金属製品       | 0.70    |
|          | 石油・石炭製品    | 0.62    |
|          | 海運業        | 0.58    |
|          | ゴム製品       | 0.55    |
|          | 鋳業         | 0.38    |
|          | パルプ・紙      | 0.36    |
| 空運業      | 0.29       |         |
| 倉庫・運輸関連業 | 0.22       |         |
| 水産・農林業   | 0.09       |         |
| 株式 計     |            | 97.10   |
| 新株予約権証券  |            | 0.00    |

|    |  |       |
|----|--|-------|
| 合計 |  | 97.10 |
|----|--|-------|

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

#### 国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

##### 投資有価証券の主要銘柄

平成22年3月31日現在

| 順位 | 銘柄名                      | 種類       | 国名 | 株数又は<br>券面総額  | 帳簿価額      |               | 評価額       |               | 利率<br>(%) | 償還<br>期限       | 投資<br>比率<br>(%) |
|----|--------------------------|----------|----|---------------|-----------|---------------|-----------|---------------|-----------|----------------|-----------------|
|    |                          |          |    |               | 単価<br>(円) | 金額<br>(円)     | 単価<br>(円) | 金額<br>(円)     |           |                |                 |
| 1  | 305回 利付<br>国庫債券(1<br>0年) | 国債<br>証券 | 日本 | 8,000,000,000 | 99.72     | 7,977,855,000 | 99.44     | 7,955,360,000 | 1.30      | 2019/<br>12/20 | 1.81            |
| 2  | 63回 利付国<br>庫債券(5<br>年)   | 国債<br>証券 | 日本 | 7,500,000,000 | 102.17    | 7,662,600,000 | 102.02    | 7,651,350,000 | 1.20      | 2012/<br>3/20  | 1.74            |
| 3  | 81回 利付国<br>庫債券(5<br>年)   | 国債<br>証券 | 日本 | 7,500,000,000 | 101.59    | 7,618,950,000 | 101.52    | 7,613,850,000 | 0.80      | 2014/<br>3/20  | 1.73            |
| 4  | 85回 利付国<br>庫債券(5<br>年)   | 国債<br>証券 | 日本 | 7,400,000,000 | 101.01    | 7,474,666,000 | 100.92    | 7,467,784,000 | 0.70      | 2014/<br>9/20  | 1.70            |
| 5  | 64回 利付国<br>庫債券(5<br>年)   | 国債<br>証券 | 日本 | 7,200,000,000 | 103.05    | 7,419,576,000 | 102.89    | 7,408,152,000 | 1.50      | 2012/<br>6/20  | 1.68            |
| 6  | 303回 利付<br>国庫債券(1<br>0年) | 国債<br>証券 | 日本 | 7,100,000,000 | 101.11    | 7,178,810,000 | 100.67    | 7,147,712,000 | 1.40      | 2019/<br>9/20  | 1.62            |
| 7  | 87回 利付国<br>庫債券(5<br>年)   | 国債<br>証券 | 日本 | 7,000,000,000 | 99.97     | 6,997,900,000 | 99.86     | 6,990,340,000 | 0.50      | 2014/<br>12/20 | 1.59            |
| 8  | 83回 利付国<br>庫債券(5<br>年)   | 国債<br>証券 | 日本 | 6,500,000,000 | 101.98    | 6,628,570,000 | 101.86    | 6,620,770,000 | 0.90      | 2014/<br>6/20  | 1.50            |
| 9  | 66回 利付国<br>庫債券(5<br>年)   | 国債<br>証券 | 日本 | 6,400,000,000 | 102.30    | 6,547,358,000 | 102.18    | 6,539,392,000 | 1.10      | 2012/<br>9/20  | 1.49            |

|    |                          |          |    |               |        |               |        |               |      |                |      |
|----|--------------------------|----------|----|---------------|--------|---------------|--------|---------------|------|----------------|------|
| 10 | 301回 利付<br>国庫債券(1<br>0年) | 国債<br>証券 | 日本 | 6,400,000,000 | 102.30 | 6,547,392,000 | 101.85 | 6,518,656,000 | 1.50 | 2019/<br>6/20  | 1.48 |
| 11 | 61回 利付国<br>庫債券(5<br>年)   | 国債<br>証券 | 日本 | 6,300,000,000 | 101.93 | 6,421,653,000 | 101.79 | 6,412,770,000 | 1.20 | 2011/<br>12/20 | 1.46 |
| 12 | 60回 利付国<br>庫債券(5<br>年)   | 国債<br>証券 | 日本 | 6,300,000,000 | 101.69 | 6,406,659,000 | 101.54 | 6,397,272,000 | 1.20 | 2011/<br>9/20  | 1.45 |
| 13 | 285回 利付<br>国庫債券(1<br>0年) | 国債<br>証券 | 日本 | 5,900,000,000 | 105.85 | 6,245,386,000 | 105.41 | 6,219,131,000 | 1.70 | 2017/<br>3/20  | 1.41 |
| 14 | 299回 利付<br>国庫債券(1<br>0年) | 国債<br>証券 | 日本 | 6,100,000,000 | 100.90 | 6,154,961,000 | 100.44 | 6,127,023,000 | 1.30 | 2019/<br>3/20  | 1.39 |
| 15 | 70回 利付国<br>庫債券(5<br>年)   | 国債<br>証券 | 日本 | 6,000,000,000 | 101.63 | 6,098,081,000 | 101.57 | 6,094,140,000 | 0.80 | 2013/<br>3/20  | 1.38 |
| 16 | 72回 利付国<br>庫債券(5<br>年)   | 国債<br>証券 | 日本 | 5,600,000,000 | 103.96 | 5,821,816,000 | 103.81 | 5,813,528,000 | 1.50 | 2013/<br>6/20  | 1.32 |
| 17 | 293回 利付<br>国庫債券(1<br>0年) | 国債<br>証券 | 日本 | 5,500,000,000 | 105.87 | 5,822,795,000 | 105.27 | 5,789,795,000 | 1.80 | 2018/<br>6/20  | 1.32 |
| 18 | 75回 利付国<br>庫債券(5<br>年)   | 国債<br>証券 | 日本 | 5,500,000,000 | 102.71 | 5,649,050,000 | 102.60 | 5,642,945,000 | 1.10 | 2013/<br>9/20  | 1.28 |
| 19 | 286回 利付<br>国庫債券(1<br>0年) | 国債<br>証券 | 日本 | 5,200,000,000 | 106.41 | 5,533,372,000 | 105.95 | 5,509,296,000 | 1.80 | 2017/<br>6/20  | 1.25 |
| 20 | 289回 利付<br>国庫債券(1<br>0年) | 国債<br>証券 | 日本 | 5,300,000,000 | 103.83 | 5,503,175,000 | 103.39 | 5,479,829,000 | 1.50 | 2017/<br>12/20 | 1.24 |
| 21 | 297回 利付<br>国庫債券(1<br>0年) | 国債<br>証券 | 日本 | 5,200,000,000 | 102.09 | 5,308,524,000 | 101.58 | 5,282,004,000 | 1.40 | 2018/<br>12/20 | 1.20 |
| 22 | 296回 利付<br>国庫債券(1<br>0年) | 国債<br>証券 | 日本 | 5,000,000,000 | 103.24 | 5,161,775,000 | 102.66 | 5,132,900,000 | 1.50 | 2018/<br>9/20  | 1.17 |
| 23 | 57回 利付国<br>庫債券(5<br>年)   | 国債<br>証券 | 日本 | 5,000,000,000 | 101.70 | 5,084,900,000 | 101.53 | 5,076,250,000 | 1.40 | 2011/<br>6/20  | 1.15 |
| 24 | 288回 利付<br>国庫債券(1<br>0年) | 国債<br>証券 | 日本 | 4,800,000,000 | 105.57 | 5,067,264,000 | 105.08 | 5,043,744,000 | 1.70 | 2017/<br>9/20  | 1.15 |

|    |                      |      |    |               |        |               |        |               |      |            |      |
|----|----------------------|------|----|---------------|--------|---------------|--------|---------------|------|------------|------|
| 25 | 266回 利付<br>国庫債券（10年） | 国債証券 | 日本 | 4,300,000,000 | 104.25 | 4,482,707,000 | 104.07 | 4,474,967,000 | 1.40 | 2014/12/20 | 1.02 |
| 26 | 284回 利付<br>国庫債券（10年） | 国債証券 | 日本 | 4,200,000,000 | 105.94 | 4,449,312,000 | 105.50 | 4,430,790,000 | 1.70 | 2016/12/20 | 1.01 |
| 27 | 290回 利付<br>国庫債券（10年） | 国債証券 | 日本 | 4,200,000,000 | 102.95 | 4,323,984,000 | 102.42 | 4,301,598,000 | 1.40 | 2018/3/20  | 0.98 |
| 28 | 78回 利付国<br>庫債券（5年）   | 国債証券 | 日本 | 4,000,000,000 | 102.00 | 4,080,160,000 | 101.92 | 4,076,800,000 | 0.90 | 2013/12/20 | 0.93 |
| 29 | 69回 利付国<br>庫債券（5年）   | 国債証券 | 日本 | 3,800,000,000 | 101.86 | 3,870,604,000 | 101.79 | 3,868,020,000 | 0.90 | 2012/12/20 | 0.88 |
| 30 | 280回 利付<br>国庫債券（10年） | 国債証券 | 日本 | 3,300,000,000 | 107.28 | 3,540,174,000 | 106.89 | 3,527,205,000 | 1.90 | 2016/6/20  | 0.80 |

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### 種類別業種別投資比率

平成22年3月31日現在

| 種類    | 投資比率（％） |
|-------|---------|
| 国債証券  | 75.74   |
| 地方債証券 | 6.49    |
| 特殊債券  | 9.35    |
| 社債券   | 8.07    |
| 合計    | 99.64   |

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

#### J-REITインデックスファンド・マザーファンド

##### 投資有価証券の主要銘柄

平成22年3月31日現在

| 順位 | 銘柄名 | 種類 | 国名 | 口数 | 帳簿価額  |       | 評価額   |       | 投資比率（％） |
|----|-----|----|----|----|-------|-------|-------|-------|---------|
|    |     |    |    |    | 単価（円） | 金額（円） | 単価（円） | 金額（円） |         |

|    |                    |      |    |       |            |             |            |             |       |
|----|--------------------|------|----|-------|------------|-------------|------------|-------------|-------|
| 1  | 日本ビルファンド投資法人       | 投資証券 | 日本 | 492   | 842,256.13 | 414,390,017 | 805,000.00 | 396,060,000 | 14.51 |
| 2  | ジャパンリアルエステイト投資法人   | 投資証券 | 日本 | 444   | 743,018.70 | 329,900,303 | 797,000.00 | 353,868,000 | 12.97 |
| 3  | 日本リテールファンド投資法人     | 投資証券 | 日本 | 1,534 | 105,263.92 | 161,523,276 | 110,000.00 | 168,790,600 | 6.18  |
| 4  | 野村不動産オフィスファンド投資法人  | 投資証券 | 日本 | 277   | 570,445.18 | 158,013,316 | 525,000.00 | 145,425,000 | 5.33  |
| 5  | 森トラスト総合リート投資法人     | 投資証券 | 日本 | 165   | 706,378.64 | 116,552,476 | 820,000.00 | 135,300,000 | 4.96  |
| 6  | 日本プライムリアルティ投資法人    | 投資証券 | 日本 | 650   | 185,730.61 | 120,724,898 | 208,100.00 | 135,265,000 | 4.96  |
| 7  | フロンティア不動産投資法人      | 投資証券 | 日本 | 145   | 540,276.01 | 78,340,021  | 726,000.00 | 105,270,000 | 3.86  |
| 8  | ユナイテッド・アーバン投資法人    | 投資証券 | 日本 | 183   | 417,303.70 | 76,366,578  | 538,000.00 | 98,454,000  | 3.61  |
| 9  | オリックス不動産投資法人       | 投資証券 | 日本 | 229   | 409,567.84 | 93,791,035  | 423,500.00 | 96,981,500  | 3.55  |
| 10 | 日本ロジスティクスファンド投資法人  | 投資証券 | 日本 | 119   | 617,085.29 | 73,433,150  | 749,000.00 | 89,131,000  | 3.27  |
| 11 | アドバンス・レジデンス投資法人    | 投資証券 | 日本 | 656   | 106,419.20 | 69,810,994  | 115,900.00 | 76,030,400  | 2.79  |
| 12 | 東急リアル・エステート投資法人    | 投資証券 | 日本 | 154   | 512,322.77 | 78,897,707  | 491,500.00 | 75,691,000  | 2.77  |
| 13 | D A オフィス投資法人       | 投資証券 | 日本 | 360   | 217,138.18 | 78,169,746  | 199,700.00 | 71,892,000  | 2.63  |
| 14 | 日本アコモデーションファンド投資法人 | 投資証券 | 日本 | 142   | 465,018.91 | 66,032,685  | 481,000.00 | 68,302,000  | 2.50  |
| 15 | ジャパンエクセレント投資法人     | 投資証券 | 日本 | 140   | 386,791.73 | 54,150,842  | 446,000.00 | 62,440,000  | 2.29  |
| 16 | トップリート投資法人         | 投資証券 | 日本 | 141   | 360,746.01 | 50,865,188  | 423,000.00 | 59,643,000  | 2.19  |
| 17 | グローバル・ワン不動産投資法人    | 投資証券 | 日本 | 88    | 650,429.56 | 57,237,801  | 654,000.00 | 57,552,000  | 2.11  |
| 18 | ケネディクス不動産投資法人      | 投資証券 | 日本 | 212   | 275,540.42 | 58,414,570  | 251,100.00 | 53,233,200  | 1.95  |
| 19 | 福岡リート投資法人          | 投資証券 | 日本 | 97    | 415,329.52 | 40,286,963  | 498,500.00 | 48,354,500  | 1.77  |
| 20 | 野村不動産レジデンシャル投資法人   | 投資証券 | 日本 | 114   | 379,793.67 | 43,296,478  | 375,500.00 | 42,807,000  | 1.57  |
| 21 | 森ヒルズリート投資法人        | 投資証券 | 日本 | 206   | 291,369.13 | 60,022,040  | 205,300.00 | 42,291,800  | 1.55  |

|    |               |      |    |     |            |            |            |            |      |
|----|---------------|------|----|-----|------------|------------|------------|------------|------|
| 22 | プレミア投資法人      | 投資証券 | 日本 | 119 | 331,576.19 | 39,457,567 | 307,500.00 | 36,592,500 | 1.34 |
| 23 | M I Dリート投資法人  | 投資証券 | 日本 | 167 | 205,072.56 | 34,247,118 | 191,400.00 | 31,963,800 | 1.17 |
| 24 | 日本コマーシャル投資法人  | 投資証券 | 日本 | 234 | 128,437.63 | 30,054,405 | 126,200.00 | 29,530,800 | 1.08 |
| 25 | 阪急リート投資法人     | 投資証券 | 日本 | 78  | 415,488.01 | 32,408,065 | 369,000.00 | 28,782,000 | 1.05 |
| 26 | 日本賃貸住宅投資法人    | 投資証券 | 日本 | 212 | 108,994.75 | 23,106,888 | 114,300.00 | 24,231,600 | 0.89 |
| 27 | ジョイント・リート投資法人 | 投資証券 | 日本 | 95  | 168,467.37 | 16,004,400 | 235,000.00 | 22,325,000 | 0.82 |
| 28 | 産業ファンド投資法人    | 投資証券 | 日本 | 72  | 251,617.14 | 18,116,434 | 310,000.00 | 22,320,000 | 0.82 |
| 29 | ビ・ライフ投資法人     | 投資証券 | 日本 | 45  | 271,930.33 | 12,236,865 | 406,500.00 | 18,292,500 | 0.67 |
| 30 | ジャパン・オフィス投資法人 | 投資証券 | 日本 | 186 | 103,217.19 | 19,198,398 | 83,900.00  | 15,605,400 | 0.57 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### 種類別業種別投資比率

平成22年3月31日現在

| 種類   | 投資比率 (%) |
|------|----------|
| 投資証券 | 97.88    |
| 合計   | 97.88    |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

#### 外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

##### 投資有価証券の主要銘柄

平成22年3月31日現在

| 順位 | 銘柄名 | 種類 | 国名 | 業種 | 株数又は<br>券面総額 | 帳簿価額      |           | 評価額       |           | 投資<br>比率<br>(%) |
|----|-----|----|----|----|--------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------------|
|    |     |    |    |    |              | 単価<br>(円) | 金額<br>(円) | 単価<br>(円) | 金額<br>(円) |                 |

|    |                             |    |     |             |           |           |               |           |               |      |
|----|-----------------------------|----|-----|-------------|-----------|-----------|---------------|-----------|---------------|------|
| 1  | EXXON MOBIL CORP            | 株式 | 米国  | 石油・ガス・消耗燃料  | 758,539   | 6,028.99  | 4,573,225,563 | 6,238.33  | 4,732,018,117 | 1.55 |
| 2  | MICROSOFT CORP              | 株式 | 米国  | ソフトウェア      | 1,276,917 | 2,598.61  | 3,318,205,710 | 2,769.80  | 3,536,805,728 | 1.16 |
| 3  | APPLE INC                   | 株式 | 米国  | コンピュータ・周辺機器 | 143,683   | 18,643.36 | 2,678,733,205 | 21,941.62 | 3,152,638,246 | 1.03 |
| 4  | GENERAL ELECTRIC CO         | 株式 | 米国  | コングロメリット    | 1,698,659 | 1,446.77  | 2,457,572,279 | 1,702.63  | 2,892,191,170 | 0.95 |
| 5  | PROCTER & GAMBLE CO         | 株式 | 米国  | 家庭用品        | 468,090   | 5,746.15  | 2,689,715,541 | 5,922.93  | 2,772,462,619 | 0.91 |
| 6  | JOHNSON & JOHNSON           | 株式 | 米国  | 医薬品         | 441,780   | 5,835.47  | 2,577,993,406 | 6,038.30  | 2,667,598,407 | 0.87 |
| 7  | BP PLC                      | 株式 | 英国  | 石油・ガス・消耗燃料  | 2,999,489 | 805.47    | 2,416,012,803 | 876.10    | 2,627,840,315 | 0.86 |
| 8  | BANK OF AMERICA CORP        | 株式 | 米国  | 各種金融サービス    | 1,587,603 | 1,369.97  | 2,174,965,611 | 1,652.39  | 2,623,339,956 | 0.86 |
| 9  | HSBC HOLDINGS PLC           | 株式 | 英国  | 商業銀行        | 2,784,013 | 912.18    | 2,539,517,637 | 940.68    | 2,618,865,349 | 0.86 |
| 10 | JPMORGAN CHASE & CO         | 株式 | 米国  | 各種金融サービス    | 629,210   | 3,623.91  | 2,280,199,153 | 4,147.72  | 2,609,788,915 | 0.85 |
| 11 | NESTLE SA-REGISTERED        | 株式 | スイス | 食品          | 553,247   | 4,395.05  | 2,431,549,057 | 4,713.66  | 2,607,818,254 | 0.85 |
| 12 | INTL BUSINESS MACHINES CORP | 株式 | 米国  | コンピュータ・周辺機器 | 209,722   | 11,536.96 | 2,419,554,325 | 11,980.76 | 2,512,629,116 | 0.82 |
| 13 | AT&T INC                    | 株式 | 米国  | 各種電気通信サービス  | 944,632   | 2,332.51  | 2,203,366,231 | 2,414.39  | 2,280,708,165 | 0.75 |
| 14 | CISCO SYSTEMS INC           | 株式 | 米国  | 通信機器        | 917,031   | 2,209.70  | 2,026,363,401 | 2,479.52  | 2,273,793,037 | 0.74 |
| 15 | CHEVRON CORP                | 株式 | 米国  | 石油・ガス・消耗燃料  | 320,769   | 6,606.77  | 2,119,247,134 | 7,005.91  | 2,247,279,386 | 0.74 |

|    |                              |    |         |                    |           |           |               |           |               |      |
|----|------------------------------|----|---------|--------------------|-----------|-----------|---------------|-----------|---------------|------|
| 16 | WELLS FARGO & CO             | 株式 | 米国      | 商業銀行               | 775,878   | 2,500.92  | 1,940,405,084 | 2,869.35  | 2,226,268,332 | 0.73 |
| 17 | PFIZER INC                   | 株式 | 米国      | 医薬品                | 1,292,554 | 1,656.11  | 2,140,614,190 | 1,605.87  | 2,075,674,209 | 0.68 |
| 18 | GOOGLE INC                   | 株式 | 米国      | インターネットソフトウェア・サービス | 38,798    | 49,598.69 | 1,924,330,114 | 52,725.77 | 2,045,654,347 | 0.67 |
| 19 | BHP BILLITON LTD             | 株式 | オーストラリア | 金属・鉱業              | 535,730   | 3,481.13  | 1,864,945,561 | 3,787.28  | 2,028,962,086 | 0.66 |
| 20 | WAL-MART STORES INC          | 株式 | 米国      | 食品・生活必需品小売り        | 371,297   | 4,921.82  | 1,827,455,515 | 5,201.87  | 1,931,437,389 | 0.63 |
| 21 | HEWLETT-PACKARD CO           | 株式 | 米国      | コンピュータ・周辺機器        | 378,530   | 4,508.72  | 1,706,685,176 | 4,955.31  | 1,875,733,646 | 0.61 |
| 22 | INTEL CORP                   | 株式 | 米国      | 半導体・半導体製造装置        | 878,452   | 1,900.81  | 1,669,767,886 | 2,079.44  | 1,826,691,741 | 0.60 |
| 23 | TOTAL SA                     | 株式 | フランス    | 石油・ガス・消耗燃料         | 337,634   | 5,199.80  | 1,755,627,585 | 5,356.57  | 1,808,560,020 | 0.59 |
| 24 | VODAFONE GROUP PLC           | 株式 | 英国      | 無線通信サービス           | 8,403,207 | 195.16    | 1,639,936,265 | 213.69    | 1,795,671,219 | 0.59 |
| 25 | MERCK & CO. INC.             | 株式 | 米国      | 医薬品                | 489,147   | 3,435.04  | 1,680,237,946 | 3,503.89  | 1,713,915,521 | 0.56 |
| 26 | COCA-COLA CO/THE             | 株式 | 米国      | 飲料                 | 332,916   | 5,022.30  | 1,672,003,760 | 5,105.10  | 1,699,571,070 | 0.56 |
| 27 | NOVARTIS AG-REG SHS          | 株式 | スイス     | 医薬品                | 337,718   | 5,032.27  | 1,699,487,653 | 4,975.53  | 1,680,326,041 | 0.55 |
| 28 | ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN | 株式 | スイス     | 医薬品                | 112,273   | 15,563.81 | 1,747,395,303 | 14,917.86 | 1,674,873,008 | 0.55 |
| 29 | BANCO SANTANDER SA           | 株式 | スペイン    | 商業銀行               | 1,312,859 | 1,193.36  | 1,566,714,414 | 1,244.33  | 1,633,627,370 | 0.53 |
| 30 | PEPSICO INC                  | 株式 | 米国      | 飲料                 | 259,707   | 5,668.00  | 1,472,018,445 | 6,212.28  | 1,613,372,810 | 0.53 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## 種類別業種別投資比率

平成22年3月31日現在

| 種類          | 業種                      | 投資比率（％） |
|-------------|-------------------------|---------|
| 株式          | 石油・ガス・消耗燃料              | 9.71    |
|             | 商業銀行                    | 8.85    |
|             | 医薬品                     | 6.01    |
|             | 保険                      | 4.26    |
|             | 金属・鉱業                   | 4.04    |
|             | 各種電気通信サービス              | 3.11    |
|             | コンピュータ・周辺機器             | 2.98    |
|             | 各種金融サービス                | 2.96    |
|             | 食品                      | 2.64    |
|             | 食品・生活必需品小売り             | 2.59    |
|             | ソフトウェア                  | 2.50    |
|             | 資本市場                    | 2.47    |
|             | メディア                    | 2.39    |
|             | 化学                      | 2.33    |
|             | コングロマリット                | 2.14    |
|             | 飲料                      | 2.08    |
|             | 電力                      | 2.07    |
|             | 通信機器                    | 1.93    |
|             | 航空宇宙・防衛                 | 1.84    |
|             | 機械                      | 1.57    |
|             | 半導体・半導体製造装置             | 1.57    |
|             | 家庭用品                    | 1.56    |
|             | 総合公益事業                  | 1.52    |
|             | エネルギー設備・サービス            | 1.49    |
|             | ヘルスケア機器・用品              | 1.49    |
|             | 専門小売り                   | 1.46    |
|             | タバコ                     | 1.31    |
|             | ホテル・レストラン・レジャー          | 1.28    |
|             | ヘルスケア・プロバイダー／ヘルスケア・サービス | 1.25    |
|             | 情報技術サービス                | 1.06    |
|             | インターネットソフトウェア・サービス      | 1.00    |
|             | バイオテクノロジー               | 0.98    |
|             | 無線通信サービス                | 0.97    |
| 電気設備        | 0.87                    |         |
| 繊維・アパレル・贅沢品 | 0.76                    |         |

|                    |       |
|--------------------|-------|
| 自動車                | 0.70  |
| 陸運・鉄道              | 0.67  |
| 不動産管理・開発           | 0.63  |
| 複合小売り              | 0.60  |
| 航空貨物・物流サービス        | 0.58  |
| 建設・土木              | 0.55  |
| 電子装置・機器・部品         | 0.43  |
| 建設資材               | 0.40  |
| 商業サービス・用品          | 0.39  |
| 消費者金融              | 0.38  |
| インターネット販売・カタログ販売   | 0.36  |
| ライフサイエンス・ツール/サービス  | 0.32  |
| 専門サービス             | 0.29  |
| 家庭用耐久財             | 0.27  |
| パーソナル用品            | 0.26  |
| 自動車部品              | 0.25  |
| 紙製品・林産品            | 0.24  |
| ガス                 | 0.23  |
| 独立系発電事業者・エネルギー販売業者 | 0.22  |
| 建設関連製品             | 0.18  |
| 運送インフラ             | 0.17  |
| 容器・包装              | 0.16  |
| 商社・流通業             | 0.16  |
| 旅客航空輸送業            | 0.13  |
| 海運業                | 0.12  |
| 各種消費者サービス          | 0.11  |
| 販売                 | 0.10  |
| 貯蓄・抵当・不動産金融        | 0.10  |
| 事務用電子機器            | 0.08  |
| レジャー用品             | 0.06  |
| 水道                 | 0.04  |
| ヘルスケア・テクノロジー       | 0.03  |
| 不動産投資信託            | 0.02  |
| 株式計                | 96.27 |
| 投資信託受益証券           | 0.30  |
| 投資証券               | 1.10  |
| 合計                 | 97.67 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

[次へ](#)

## 外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

## 投資有価証券の主要銘柄

平成22年3月31日現在

| 順位 | 銘柄名                           | 種類       | 国名 | 株数又は<br>券面総額  | 帳簿価額      |               | 評価額       |               | 利率<br>(%) | 償還<br>期限       | 投資<br>比率<br>(%) |
|----|-------------------------------|----------|----|---------------|-----------|---------------|-----------|---------------|-----------|----------------|-----------------|
|    |                               |          |    |               | 単価<br>(円) | 金額<br>(円)     | 単価<br>(円) | 金額<br>(円)     |           |                |                 |
| 1  | US T N/B 4.0<br>11/15/12      | 国債<br>証券 | 米国 | 4,093,760,000 | 107.17    | 4,387,323,530 | 106.84    | 4,373,568,496 | 4.00      | 2012/<br>11/15 | 1.02            |
| 2  | US T N/B 4.25<br>11/15/13     | 国債<br>証券 | 米国 | 3,721,600,000 | 108.72    | 4,046,049,088 | 108.19    | 4,026,287,392 | 4.25      | 2013/<br>11/15 | 0.94            |
| 3  | US T N/B 4.0<br>02/15/14      | 国債<br>証券 | 米国 | 3,721,600,000 | 107.86    | 4,014,080,544 | 107.35    | 3,995,174,816 | 4.00      | 2014/<br>2/15  | 0.93            |
| 4  | US T N/B<br>4.875<br>04/30/11 | 国債<br>証券 | 米国 | 3,721,600,000 | 105.19    | 3,914,639,392 | 104.75    | 3,898,487,648 | 4.88      | 2011/<br>4/30  | 0.91            |
| 5  | US T N/B 4.75<br>05/15/14     | 国債<br>証券 | 米国 | 3,256,400,000 | 110.77    | 3,606,951,460 | 110.25    | 3,590,181,000 | 4.75      | 2014/<br>5/15  | 0.84            |
| 6  | US T N/B 5.0<br>08/15/11      | 国債<br>証券 | 米国 | 3,349,440,000 | 106.51    | 3,567,388,061 | 106.02    | 3,551,176,771 | 5.00      | 2011/<br>8/15  | 0.83            |
| 7  | US T N/B 4.25<br>08/15/13     | 国債<br>証券 | 米国 | 3,256,400,000 | 108.59    | 3,535,961,940 | 108.12    | 3,520,721,988 | 4.25      | 2013/<br>8/15  | 0.82            |
| 8  | US T N/B<br>4.375<br>08/15/12 | 国債<br>証券 | 米国 | 3,256,400,000 | 107.88    | 3,513,069,448 | 107.45    | 3,498,838,980 | 4.38      | 2012/<br>8/15  | 0.81            |
| 9  | US T N/B<br>1.125<br>06/30/11 | 国債<br>証券 | 米国 | 3,256,400,000 | 100.77    | 3,281,311,460 | 100.70    | 3,279,292,492 | 1.13      | 2011/<br>6/30  | 0.76            |
| 10 | US T N/B 1.0<br>09/30/11      | 国債<br>証券 | 米国 | 3,256,400,000 | 100.43    | 3,270,369,956 | 100.36    | 3,268,220,732 | 1.00      | 2011/<br>9/30  | 0.76            |
| 11 | US T N/B<br>1.125<br>12/15/12 | 国債<br>証券 | 米国 | 3,256,400,000 | 99.22     | 3,230,934,952 | 99.02     | 3,224,324,460 | 1.13      | 2012/<br>12/15 | 0.75            |
| 12 | US T N/B 4.5<br>03/31/12      | 国債<br>証券 | 米国 | 2,977,280,000 | 107.30    | 3,194,740,531 | 106.88    | 3,182,057,318 | 4.50      | 2012/<br>3/31  | 0.74            |
| 13 | US T N/B<br>3.875<br>02/15/13 | 国債<br>証券 | 米国 | 2,977,280,000 | 107.06    | 3,187,535,514 | 106.59    | 3,173,333,888 | 3.88      | 2013/<br>2/15  | 0.74            |
| 14 | US T N/B<br>1.375<br>09/15/12 | 国債<br>証券 | 米国 | 3,070,320,000 | 100.24    | 3,077,750,174 | 100.12    | 3,074,035,087 | 1.38      | 2012/<br>9/15  | 0.72            |
| 15 | US T N/B 4.25<br>11/15/14     | 国債<br>証券 | 米国 | 2,791,200,000 | 108.66    | 3,033,029,568 | 108.18    | 3,019,492,248 | 4.25      | 2014/<br>11/15 | 0.70            |

|    |                               |          |      |               |        |               |        |               |      |                |      |
|----|-------------------------------|----------|------|---------------|--------|---------------|--------|---------------|------|----------------|------|
| 16 | US T N/B<br>3.625<br>05/15/13 | 国債<br>証券 | 米国   | 2,698,160,000 | 106.41 | 2,871,004,130 | 105.94 | 2,858,349,759 | 3.63 | 2013/<br>5/15  | 0.67 |
| 17 | US T N/B<br>2.625<br>06/30/14 | 国債<br>証券 | 米国   | 2,791,200,000 | 101.81 | 2,841,664,896 | 101.35 | 2,828,797,464 | 2.63 | 2014/<br>6/30  | 0.66 |
| 18 | US T N/B 4.25<br>08/15/14     | 国債<br>証券 | 米国   | 2,605,120,000 | 108.88 | 2,836,506,758 | 108.27 | 2,820,433,168 | 4.25 | 2014/<br>8/15  | 0.66 |
| 19 | US T N/B<br>0.875<br>03/31/11 | 国債<br>証券 | 米国   | 2,791,200,000 | 100.46 | 2,804,039,520 | 100.42 | 2,802,839,304 | 0.88 | 2011/<br>3/31  | 0.65 |
| 20 | US T N/B 4.5<br>11/30/11      | 国債<br>証券 | 米国   | 2,605,120,000 | 106.48 | 2,774,035,981 | 106.13 | 2,764,761,754 | 4.50 | 2011/<br>11/30 | 0.64 |
| 21 | US T N/B<br>2.375<br>09/30/14 | 国債<br>証券 | 米国   | 2,605,120,000 | 100.30 | 2,612,935,360 | 99.89  | 2,602,150,163 | 2.38 | 2014/<br>9/30  | 0.61 |
| 22 | DEUTSCHLAND<br>4.25 07/04/14  | 国債<br>証券 | ドイツ  | 2,373,480,000 | 108.87 | 2,583,889,002 | 109.34 | 2,595,044,358 | 4.25 | 2014/<br>7/4   | 0.60 |
| 23 | DEUTSCHLAND<br>3.75 01/04/15  | 国債<br>証券 | ドイツ  | 2,373,480,000 | 106.81 | 2,535,092,502 | 107.30 | 2,546,744,040 | 3.75 | 2015/<br>1/4   | 0.59 |
| 24 | US T N/B<br>1.125<br>01/15/12 | 国債<br>証券 | 米国   | 2,512,080,000 | 100.40 | 2,522,178,562 | 100.31 | 2,519,917,690 | 1.13 | 2012/<br>1/15  | 0.59 |
| 25 | US T N/B<br>4.875<br>02/15/12 | 国債<br>証券 | 米国   | 2,326,000,000 | 107.77 | 2,506,799,980 | 107.26 | 2,494,797,820 | 4.88 | 2012/<br>2/15  | 0.58 |
| 26 | FRANCE OAT<br>4.75 10/25/12   | 国債<br>証券 | フランス | 2,248,560,000 | 108.66 | 2,443,285,296 | 108.67 | 2,443,510,152 | 4.75 | 2012/<br>10/25 | 0.57 |
| 27 | DEUTSCHLAND<br>4.5 01/04/13   | 国債<br>証券 | ドイツ  | 2,248,560,000 | 108.36 | 2,436,539,616 | 108.66 | 2,443,285,296 | 4.50 | 2013/<br>1/4   | 0.57 |
| 28 | DEUTSCHLAND<br>3.75 07/04/13  | 国債<br>証券 | ドイツ  | 2,248,560,000 | 106.62 | 2,397,414,672 | 107.08 | 2,407,758,048 | 3.75 | 2013/<br>7/4   | 0.56 |
| 29 | ITALY BTPS<br>5.0 02/01/12    | 国債<br>証券 | イタリア | 2,248,560,000 | 106.62 | 2,397,392,186 | 106.60 | 2,396,964,960 | 5.00 | 2012/<br>2/1   | 0.56 |
| 30 | US T N/B<br>1.875<br>06/15/12 | 国債<br>証券 | 米国   | 2,326,000,000 | 101.71 | 2,365,704,820 | 101.56 | 2,362,332,120 | 1.88 | 2012/<br>6/15  | 0.55 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### 種類別業種別投資比率

平成22年3月31日現在

| 種類   | 投資比率 (%) |
|------|----------|
| 国債証券 | 97.04    |

|    |       |
|----|-------|
| 合計 | 97.04 |
|----|-------|

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## グローバルリート・パッシブ・ファンド・マザーファンド

## 投資有価証券の主要銘柄

平成22年3月31日現在

| 順位 | 銘柄名                       | 種類       | 国名      | 口数      | 帳簿価額      |             | 評価額       |             | 投資比率 (%) |
|----|---------------------------|----------|---------|---------|-----------|-------------|-----------|-------------|----------|
|    |                           |          |         |         | 単価 (円)    | 金額 (円)      | 単価 (円)    | 金額 (円)      |          |
| 1  | SIMON PROPERTY GROUP INC  | 投資証券     | 米国      | 38,404  | 6,456.57  | 247,957,967 | 7,923.29  | 304,285,891 | 5.56     |
| 2  | WESTFIELD GROUP           | 投資信託受益証券 | オーストラリア | 290,900 | 1,011.42  | 294,222,311 | 1,043.83  | 303,649,332 | 5.55     |
| 3  | UNIBAIL-RODAMCO SE        | 投資証券     | フランス    | 13,570  | 18,837.94 | 255,630,792 | 18,681.79 | 253,511,836 | 4.63     |
| 4  | VORNADO REALTY TRUST      | 投資証券     | 米国      | 21,539  | 5,805.73  | 125,049,590 | 7,140.82  | 153,806,122 | 2.81     |
| 5  | PUBLIC STORAGE            | 投資証券     | 米国      | 17,438  | 7,135.24  | 124,424,273 | 8,667.61  | 151,145,720 | 2.76     |
| 6  | EQUITY RESIDENTIAL        | 投資証券     | 米国      | 39,000  | 2,723.28  | 106,207,951 | 3,674.15  | 143,291,834 | 2.62     |
| 7  | BOSTON PROPERTIES INC     | 投資証券     | 米国      | 17,900  | 5,782.44  | 103,505,604 | 7,093.37  | 126,971,316 | 2.32     |
| 8  | STOCKLAND                 | 投資信託受益証券 | オーストラリア | 359,140 | 312.12    | 112,096,501 | 345.38    | 124,041,210 | 2.27     |
| 9  | HOST HOTELS & RESORTS INC | 投資証券     | 米国      | 87,268  | 935.10    | 81,604,578  | 1,373.27  | 119,842,561 | 2.19     |
| 10 | HCP INC                   | 投資証券     | 米国      | 38,000  | 2,643.27  | 100,444,123 | 3,083.35  | 117,167,133 | 2.14     |
| 11 | VENTAS INC                | 投資証券     | 米国      | 22,500  | 3,709.50  | 83,463,858  | 4,478.95  | 100,776,276 | 1.84     |
| 12 | LAND SECURITIES GROUP PLC | 投資証券     | 英国      | 102,600 | 944.89    | 96,945,919  | 954.72    | 97,954,272  | 1.79     |
| 13 | BRITISH LAND CO PLC       | 投資証券     | 英国      | 133,200 | 647.81    | 86,287,706  | 671.67    | 89,466,924  | 1.63     |
| 14 | AVALONBAY COMMUNITIES INC | 投資証券     | 米国      | 10,678  | 6,476.51  | 69,156,221  | 8,093.55  | 86,422,923  | 1.58     |

|    |                             |          |         |           |          |            |          |            |      |
|----|-----------------------------|----------|---------|-----------|----------|------------|----------|------------|------|
| 15 | LINK REIT/THE               | 投資証券     | 香港      | 374,000   | 205.10   | 76,706,502 | 229.78   | 85,936,374 | 1.57 |
| 16 | CORIO NV                    | 投資証券     | オランダ    | 13,400    | 5,817.52 | 77,954,827 | 6,115.46 | 81,947,145 | 1.50 |
| 17 | PROLOGIS                    | 投資証券     | 米国      | 62,800    | 1,109.04 | 69,647,511 | 1,250.46 | 78,528,737 | 1.43 |
| 18 | KIMCO REALTY                | 投資証券     | 米国      | 51,899    | 1,119.27 | 58,089,056 | 1,492.36 | 77,452,075 | 1.42 |
| 19 | HEALTH CARE REIT INC        | 投資証券     | 米国      | 16,401    | 3,991.42 | 65,463,214 | 4,252.86 | 69,751,131 | 1.27 |
| 20 | FEDERAL REALTY INVS TRUST   | 投資証券     | 米国      | 9,300     | 5,986.19 | 55,671,600 | 6,783.55 | 63,086,982 | 1.15 |
| 21 | SL GREEN                    | 投資証券     | 米国      | 11,805    | 3,584.83 | 42,318,932 | 5,308.86 | 62,671,121 | 1.15 |
| 22 | HAMMERSON PLC               | 投資証券     | 英国      | 111,200   | 574.24   | 63,855,043 | 552.05   | 61,388,271 | 1.12 |
| 23 | DIGITAL REALTY TRUST INC    | 投資証券     | 米国      | 11,900    | 4,210.99 | 50,110,786 | 5,066.03 | 60,285,733 | 1.10 |
| 24 | MIRVAC GROUP                | 投資信託受益証券 | オーストラリア | 461,854   | 118.11   | 54,550,869 | 127.92   | 59,080,364 | 1.08 |
| 25 | GPT GROUP                   | 投資信託受益証券 | オーストラリア | 1,170,000 | 49.04    | 57,372,120 | 49.04    | 57,372,120 | 1.05 |
| 26 | NATIONWIDE HEALTH PPTYS INC | 投資証券     | 米国      | 16,700    | 3,084.28 | 51,507,409 | 3,301.99 | 55,143,226 | 1.01 |
| 27 | LIBERTY PROPERTY TRUST      | 投資証券     | 米国      | 16,600    | 2,693.51 | 44,712,233 | 3,184.76 | 52,867,003 | 0.97 |
| 28 | CAPITAMALL TRUST            | 投資信託受益証券 | シンガポール  | 403,000   | 108.40   | 43,683,185 | 123.03   | 49,579,075 | 0.91 |
| 29 | AMB PROPERTY CORP           | 投資証券     | 米国      | 18,800    | 2,070.14 | 38,918,632 | 2,583.72 | 48,573,951 | 0.89 |
| 30 | SEGRO PLC                   | 投資証券     | 英国      | 102,090   | 475.53   | 48,547,348 | 461.78   | 47,142,671 | 0.86 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### 種類別業種別投資比率

平成22年3月31日現在

| 種類 | 投資比率 (%) |
|----|----------|
|----|----------|

|          |       |
|----------|-------|
| 投資信託受益証券 | 17.15 |
| 投資証券     | 81.14 |
| 合計       | 98.29 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

#### エマージング株式バッシブ・マザーファンド

##### 投資有価証券の主要銘柄

平成22年3月31日現在

| 順位 | 銘柄名   | 種類                   | 国名                    | 業種                              | 株数又は<br>券面総額 | 帳簿価額      |               | 評価額       |               | 投資<br>比率<br>(%) |
|----|---|----------------------|-----------------------|---------------------------------|--------------|-----------|---------------|-----------|---------------|-----------------|
|    |   |                      |                       |                                 |              | 単価<br>(円) | 金額<br>(円)     | 単価<br>(円) | 金額<br>(円)     |                 |
| 1  | ISHARES MSCI EMERGING<br>MARKETS INDEX FUND | 投資<br>信託<br>受益<br>証券 | 米<br>国                |                                 | 455,300      | 3,848.57  | 1,752,253,656 | 3,907.68  | 1,779,166,704 | 4.63            |
| 2  | SAMSUNG ELECTRONICS CO<br>LTD               | 株<br>式               | 韓<br>国                | 半導<br>体・<br>半導<br>体製<br>造装<br>置 | 13,546       | 53,337.56 | 722,510,581   | 66,992.20 | 907,476,341   | 2.36            |
| 3  | PETROLEO BRASILEIRO SA                      | 株<br>式               | ブ<br>ラ<br>ジ<br>ル      | 石油<br>・ガ<br>ス・<br>消耗<br>燃料      | 382,812      | 1,473.99  | 564,260,652   | 1,810.30  | 693,003,032   | 1.80            |
| 4  | TEVA PHARMACEUTICAL<br>INDUSTRIES LTD       | 株<br>式               | イ<br>ス<br>ラ<br>エ<br>ル | 医薬<br>品                         | 112,016      | 4,803.91  | 538,114,315   | 5,973.80  | 669,161,181   | 1.74            |
| 5  | CHINA MOBILE LIMITED                        | 株<br>式               | 香<br>港                | 無線<br>通信<br>サー<br>ビス            | 730,000      | 912.20    | 665,908,868   | 902.09    | 658,528,620   | 1.71            |

|    |                             |    |      |             |           |           |             |           |             |      |
|----|-----------------------------|----|------|-------------|-----------|-----------|-------------|-----------|-------------|------|
| 6  | VALE SA-PREF A              | 株式 | ブラジル | 金属・鉱業       | 255,396   | 1,479.80  | 377,935,042 | 2,577.59  | 658,306,431 | 1.71 |
| 7  | GAZPROM OAO SPON ADR        | 株式 | ロシア  | 石油・ガス・消耗燃料  | 289,296   | 1,758.41  | 508,701,907 | 2,136.20  | 617,993,652 | 1.61 |
| 8  | PETROLEO BRASILEIRO SA      | 株式 | ブラジル | 石油・ガス・消耗燃料  | 276,210   | 1,808.41  | 499,502,223 | 2,044.39  | 564,679,857 | 1.47 |
| 9  | TAIWAN SEMICONDUCTOR        | 株式 | 台湾   | 半導体・半導体製造装置 | 2,994,083 | 160.72    | 481,196,270 | 182.25    | 545,659,650 | 1.42 |
| 10 | AMERICA MOVIL SAB DE CV     | 株式 | メキシコ | 無線通信サービス    | 2,211,239 | 182.77    | 404,157,109 | 236.64    | 523,267,818 | 1.36 |
| 11 | ITAU UNIBANCO HOLDING SA    | 株式 | ブラジル | 商業銀行        | 250,350   | 1,336.70  | 334,643,194 | 2,005.37  | 502,044,630 | 1.31 |
| 12 | VALE SA                     | 株式 | ブラジル | 金属・鉱業       | 159,527   | 1,738.13  | 277,278,071 | 2,988.55  | 476,754,256 | 1.24 |
| 13 | CHINA CONSTRUCTION BANK     | 株式 | 中国   | 商業銀行        | 5,446,000 | 63.64     | 346,571,225 | 74.99     | 408,421,681 | 1.06 |
| 14 | CHINA LIFE INSURANCE CO LTD | 株式 | 中国   | 保険          | 908,000   | 363.49    | 330,050,224 | 445.06    | 404,111,756 | 1.05 |
| 15 | IND & COMM BK OF CHINA - H  | 株式 | 中国   | 商業銀行        | 5,540,000 | 59.71     | 330,765,972 | 70.44     | 390,250,896 | 1.02 |
| 16 | HON HAI PRECISION INDUSTRY  | 株式 | 台湾   | 電子装置・機器・部品  | 944,694   | 288.70    | 272,735,928 | 405.81    | 383,361,549 | 1.00 |
| 17 | POSCO                       | 株式 | 韓国   | 金属・鉱業       | 7,976     | 36,168.66 | 288,481,221 | 44,195.10 | 352,500,118 | 0.92 |

|    |                              |    |       |            |           |           |             |           |             |      |
|----|------------------------------|----|-------|------------|-----------|-----------|-------------|-----------|-------------|------|
| 18 | BANK OF CHINA LTD            | 株式 | 中国    | 商業銀行       | 6,898,000 | 40.16     | 276,995,259 | 49.36     | 340,468,725 | 0.89 |
| 19 | BANCO BRADESCO SA            | 株式 | ブラジル  | 商業銀行       | 202,749   | 1,215.31  | 246,402,790 | 1,678.69  | 340,351,786 | 0.89 |
| 20 | CNOOC LTD                    | 株式 | 香港    | 石油・ガス・消耗燃料 | 2,161,000 | 118.27    | 255,584,202 | 154.78    | 334,483,038 | 0.87 |
| 21 | RELIANCE INDUSTRIES LTD GDR  | 株式 | インド   | 石油・ガス・消耗燃料 | 72,980    | 3,554.28  | 259,391,529 | 4,558.03  | 332,645,000 | 0.87 |
| 22 | INFOSYS TECHNOLOGIES LTD ADR | 株式 | インド   | 情報技術サービス   | 56,122    | 3,219.48  | 180,683,388 | 5,557.28  | 311,885,623 | 0.81 |
| 23 | LUKOIL SPON ADR              | 株式 | ロシア   | 石油・ガス・消耗燃料 | 57,450    | 4,429.08  | 254,450,709 | 5,210.24  | 299,328,288 | 0.78 |
| 24 | SBERBANK GDR                 | 株式 | ロシア   | 商業銀行       | 10,852    | 17,494.78 | 189,853,326 | 27,432.43 | 297,696,752 | 0.77 |
| 25 | PETRO CHINA CO LTD           | 株式 | 中国    | 石油・ガス・消耗燃料 | 2,534,000 | 92.58     | 234,602,317 | 108.30    | 274,430,173 | 0.71 |
| 26 | SASOL LTD                    | 株式 | 南アフリカ | 石油・ガス・消耗燃料 | 68,042    | 3,483.47  | 237,022,083 | 3,863.31  | 262,867,339 | 0.68 |
| 27 | MTN GROUP LTD                | 株式 | 南アフリカ | 無線通信サービス   | 176,542   | 1,441.71  | 254,522,530 | 1,415.54  | 249,901,380 | 0.65 |

|    |                         |    |        |                    |         |          |             |          |             |      |
|----|-------------------------|----|--------|--------------------|---------|----------|-------------|----------|-------------|------|
| 28 | TENCENT HOLDINGS LTD    | 株式 | ケイマン諸島 | インターネットソフトウェア・サービス | 112,800 | 1,066.40 | 120,289,581 | 1,886.85 | 212,836,680 | 0.55 |
| 29 | STANDARD BANK GROUP LTD | 株式 | 南アフリカ  | 商業銀行               | 137,560 | 1,134.90 | 156,117,177 | 1,438.94 | 197,940,243 | 0.52 |
| 30 | NASPERS LTD             | 株式 | 南アフリカ  | メディア               | 47,891  | 2,613.94 | 125,184,396 | 4,032.82 | 193,135,783 | 0.50 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## 種類別業種別投資比率

平成22年3月31日現在

| 種類      | 業種                 | 投資比率（％） |
|---------|--------------------|---------|
| 株式      | 商業銀行               | 16.85   |
|         | 石油・ガス・消耗燃料         | 13.86   |
|         | 金属・鉱業              | 10.97   |
|         | 半導体・半導体製造装置        | 5.90    |
|         | 無線通信サービス           | 5.63    |
|         | 電子装置・機器・部品         | 2.88    |
|         | 各種電気通信サービス         | 2.70    |
|         | 保険                 | 2.58    |
|         | 化学                 | 2.33    |
|         | 医薬品                | 2.29    |
|         | 電力                 | 1.92    |
|         | コングロマリット           | 1.77    |
|         | 不動産管理・開発           | 1.76    |
|         | 食品                 | 1.75    |
|         | 情報技術サービス           | 1.69    |
|         | 自動車                | 1.58    |
|         | 各種金融サービス           | 1.55    |
|         | コンピュータ・周辺機器        | 1.49    |
|         | 建設・土木              | 1.41    |
|         | 食品・生活必需品小売り        | 1.25    |
|         | 飲料                 | 1.02    |
|         | 家庭用耐久財             | 1.01    |
|         | メディア               | 0.98    |
|         | 独立系発電事業者・エネルギー販売業者 | 0.93    |
|         | 機械                 | 0.91    |
|         | 建設資材               | 0.84    |
|         | インターネットソフトウェア・サービス | 0.83    |
|         | 資本市場               | 0.64    |
|         | 電気設備               | 0.59    |
|         | 運送インフラ             | 0.53    |
|         | 複合小売り              | 0.51    |
|         | 専門小売り              | 0.49    |
| タバコ     | 0.48               |         |
| 海運業     | 0.43               |         |
| 紙製品・林産品 | 0.42               |         |

|                          |        |
|--------------------------|--------|
| 旅客航空輸送業                  | 0.41   |
| ガス                       | 0.39   |
| 自動車部品                    | 0.38   |
| 貯蓄・抵当・不動産金融              | 0.36   |
| パーソナル用品                  | 0.36   |
| 家庭用品                     | 0.34   |
| ソフトウェア                   | 0.34   |
| ホテル・レストラン・レジャー           | 0.34   |
| 繊維・アパレル・贅沢品              | 0.28   |
| 商社・流通業                   | 0.26   |
| 販売                       | 0.20   |
| 陸運・鉄道                    | 0.16   |
| 航空宇宙・防衛                  | 0.14   |
| 水道                       | 0.14   |
| ヘルスケア・プロバイダー /ヘルスケア・サービス | 0.12   |
| エネルギー設備・サービス             | 0.11   |
| 建設関連製品                   | 0.08   |
| 通信機器                     | 0.07   |
| 総合公益事業                   | 0.06   |
| 消費者金融                    | 0.06   |
| 容器・包装                    | 0.05   |
| ヘルスケア機器・用品               | 0.05   |
| インターネット販売・カタログ販売         | 0.03   |
| 航空貨物・物流サービス              | 0.03   |
| レジャー用品                   | 0.02   |
| 商業サービス・用品                | 0.02   |
| 株式 計                     | 97.55  |
| 投資信託受益証券                 | 5.21   |
| 合計                       | 102.76 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## エマージング債券パッシブ・マザーファンド

## 投資有価証券の主要銘柄

平成22年3月31日現在

| 順位 | 銘柄名  | 種類       | 国名        | 株数又は<br>券面総額  | 帳簿価額      |               | 評価額       |               | 利率<br>(%) | 償還<br>期限      | 投資<br>比率<br>(%) |
|----|--|----------|-----------|---------------|-----------|---------------|-----------|---------------|-----------|---------------|-----------------|
|    |  |          |           |               | 単価<br>(円) | 金額<br>(円)     | 単価<br>(円) | 金額<br>(円)     |           |               |                 |
| 1  | RUSSIAN<br>FEDERATION<br>03/31/30                | 国債<br>証券 | ロシア       | 3,393,354,880 | 100.61    | 3,414,072,536 | 114.85    | 3,897,268,080 | 7.50      | 2030/<br>3/31 | 10.90           |
| 2  | BRAZIL 11.0<br>08/17/40                          | 国債<br>証券 | ブラ<br>ジル  | 604,760,000   | 131.17    | 793,259,040   | 132.80    | 803,121,280   | 11.00     | 2040/<br>8/17 | 2.25            |
| 3  | RUSSIAN<br>FEDERATION<br>12.75<br>06/24/28       | 国債<br>証券 | ロシア       | 446,592,000   | 142.82    | 637,821,764   | 176.90    | 790,021,248   | 12.75     | 2028/<br>6/24 | 2.21            |
| 4  | RUSSIAN<br>FEDERATION<br>11.0<br>07/24/18        | 国債<br>証券 | ロシア       | 558,240,000   | 137.90    | 769,812,960   | 139.10    | 776,511,840   | 11.00     | 2018/<br>7/24 | 2.17            |
| 5  | UNITED<br>MEXICAN<br>STATES 6.75<br>09/27/34     | 国債<br>証券 | メキ<br>シコ  | 688,496,000   | 103.00    | 709,120,642   | 109.10    | 751,149,136   | 6.75      | 2034/<br>9/27 | 2.10            |
| 6  | BRAZIL<br>10.125<br>05/15/27                     | 国債<br>証券 | ブラ<br>ジル  | 446,592,000   | 138.56    | 618,790,432   | 145.60    | 650,237,952   | 10.13     | 2027/<br>5/15 | 1.82            |
| 7  | UNITED<br>MEXICAN<br>STATES<br>5.625<br>01/15/17 | 国債<br>証券 | メキ<br>シコ  | 614,064,000   | 101.70    | 624,482,619   | 104.05    | 638,933,592   | 5.63      | 2017/<br>1/15 | 1.79            |
| 8  | BRAZIL<br>7.125<br>01/20/37                      | 国債<br>証券 | ブラ<br>ジル  | 539,632,000   | 108.03    | 582,946,772   | 112.65    | 607,895,448   | 7.13      | 2037/<br>1/20 | 1.70            |
| 9  | BRAZIL 8.0<br>01/15/18                           | 国債<br>証券 | ブラ<br>ジル  | 512,753,782   | 111.00    | 569,140,564   | 115.55    | 592,486,983   | 8.00      | 2018/<br>1/15 | 1.66            |
| 10 | TURKEY<br>7.375<br>02/05/25                      | 国債<br>証券 | トル<br>コ   | 530,328,000   | 101.02    | 535,740,602   | 111.05    | 588,929,244   | 7.38      | 2025/<br>2/5  | 1.65            |
| 11 | PERU 7.35<br>07/21/25                            | 国債<br>証券 | ペ<br>ルー   | 465,200,000   | 110.23    | 512,794,612   | 115.25    | 536,143,000   | 7.35      | 2025/<br>7/21 | 1.50            |
| 12 | PHILIPPINES<br>10.625<br>03/16/25                | 国債<br>証券 | フィ<br>リピン | 372,160,000   | 134.92    | 502,113,620   | 143.88    | 535,445,200   | 10.63     | 2025/<br>3/16 | 1.50            |

|    |   |          |                |             |        |             |        |             |       |               |      |
|----|---|----------|----------------|-------------|--------|-------------|--------|-------------|-------|---------------|------|
| 13 | UNITED<br>MEXICAN<br>STATES 5.95<br>03/19/19      | 国債<br>証券 | メキ<br>シコ       | 493,112,000 | 104.61 | 515,860,280 | 108.50 | 535,026,520 | 5.95  | 2019/<br>3/19 | 1.50 |
| 14 | TURKEY 7.25<br>03/15/15                           | 国債<br>証券 | トル<br>コ        | 446,592,000 | 104.62 | 467,235,250 | 111.45 | 497,726,784 | 7.25  | 2015/<br>3/15 | 1.39 |
| 15 | INDONESIA<br>11.625<br>03/04/19                   | 国債<br>証券 | イン<br>ドネ<br>シア | 344,248,000 | 136.59 | 470,224,160 | 144.38 | 497,008,050 | 11.63 | 2019/<br>3/4  | 1.39 |
| 16 | BRAZIL 8.25<br>01/20/34                           | 国債<br>証券 | ブラ<br>ジル       | 390,768,000 | 119.20 | 465,781,500 | 126.25 | 493,344,600 | 8.25  | 2034/<br>1/20 | 1.38 |
| 17 | BRAZIL 6.0<br>01/17/17                            | 国債<br>証券 | ブラ<br>ジル       | 446,592,000 | 103.62 | 462,762,352 | 108.72 | 485,534,822 | 6.00  | 2017/<br>1/17 | 1.36 |
| 18 | COLOMBIA<br>7.375<br>03/18/19                     | 国債<br>証券 | コロ<br>ンビ<br>ア  | 418,680,000 | 110.62 | 463,139,164 | 114.50 | 479,388,600 | 7.38  | 2019/<br>3/18 | 1.34 |
| 19 | BRAZIL<br>5.875<br>01/15/19                       | 国債<br>証券 | ブラ<br>ジル       | 418,680,000 | 105.59 | 442,070,256 | 107.90 | 451,755,720 | 5.88  | 2019/<br>1/15 | 1.26 |
| 20 | PHILIPPINES<br>9.5<br>02/02/30                    | 国債<br>証券 | フィ<br>リピン      | 334,944,000 | 126.90 | 425,034,632 | 134.25 | 449,662,320 | 9.50  | 2030/<br>2/2  | 1.26 |
| 21 | PHILIPPINES<br>7.75<br>01/14/31                   | 国債<br>証券 | フィ<br>リピン      | 381,464,000 | 106.92 | 407,873,404 | 115.25 | 439,637,260 | 7.75  | 2031/<br>1/14 | 1.23 |
| 22 | BRAZIL<br>8.875<br>04/15/24                       | 国債<br>証券 | ブラ<br>ジル       | 334,944,000 | 122.72 | 411,041,416 | 130.50 | 437,101,920 | 8.88  | 2024/<br>4/15 | 1.22 |
| 23 | COLOMBIA<br>7.375<br>09/18/37                     | 国債<br>証券 | コロ<br>ンビ<br>ア  | 390,768,000 | 100.64 | 393,266,124 | 110.75 | 432,775,560 | 7.38  | 2037/<br>9/18 | 1.21 |
| 24 | TURKEY<br>6.875<br>03/17/36                       | 国債<br>証券 | トル<br>コ        | 418,680,000 | 90.18  | 377,582,836 | 99.63  | 417,130,884 | 6.88  | 2036/<br>3/17 | 1.17 |
| 25 | TURKEY 6.75<br>04/03/18                           | 国債<br>証券 | トル<br>コ        | 381,464,000 | 99.44  | 379,318,032 | 108.06 | 412,209,998 | 6.75  | 2018/<br>4/3  | 1.15 |
| 26 | COLOMBIA<br>7.375<br>01/27/17                     | 国債<br>証券 | コロ<br>ンビ<br>ア  | 358,204,000 | 108.83 | 389,821,318 | 114.50 | 410,143,580 | 7.38  | 2017/<br>1/27 | 1.15 |
| 27 | UNITED<br>MEXICAN<br>STATES<br>11.375<br>09/15/16 | 国債<br>証券 | メキ<br>シコ       | 288,424,000 | 136.79 | 394,545,424 | 140.15 | 404,226,236 | 11.38 | 2016/<br>9/15 | 1.13 |

|    |                              |          |               |             |        |             |        |             |      |               |      |
|----|------------------------------|----------|---------------|-------------|--------|-------------|--------|-------------|------|---------------|------|
| 28 | TURKEY 7.5<br>07/14/17       | 国債<br>証券 | トル<br>コ       | 353,552,000 | 108.13 | 382,312,990 | 114.25 | 403,933,160 | 7.50 | 2017/<br>7/14 | 1.13 |
| 29 | PANAMA 6.7<br>01/26/36       | 国債<br>証券 | パナ<br>マ       | 381,464,000 | 96.96  | 369,880,520 | 105.85 | 403,779,644 | 6.70 | 2036/<br>1/26 | 1.13 |
| 30 | BULGARIA<br>8.25<br>01/15/15 | 国債<br>証券 | ブル<br>ガリ<br>ア | 334,944,000 | 106.17 | 355,594,228 | 117.40 | 393,224,256 | 8.25 | 2015/<br>1/15 | 1.10 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### 種類別業種別投資比率

平成22年3月31日現在

| 種類   | 投資比率(%) |
|------|---------|
| 国債証券 | 97.62   |
| 合計   | 97.62   |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## 6【手続等の概要】

### 申込（販売）手続等

#### お申込みの方法

- ・お申込みには、販売会社所定の方法でお申込みください。  
当ファンドは、収益の分配がなされた場合に、収益分配金を無手数料で再投資する「自動けいぞく投資専用」ファンドです。このためお申込みの際、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって分配金再投資に関する契約を締結します。  
なお、販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。  
また、あらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）することができる場合があります。
- ・当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。当初申込期間中のお申込みの受付は、販売会社の営業時間中とし、継続申込期間中のお申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。
- ・継続申込期間中の海外休業日には、お申込みの受付を行いません。  
また委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。  
受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。  
なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### お申込価額（発行価格）

##### 当初申込期間

受益権1口当たり1円とします。

##### 継続申込期間

お申込日の翌営業日の基準価額 とします。

なお、収益分配金を再投資する場合については各計算期間終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）

#### お申込手数料

ありません。

#### お申込単位

各販売会社が定める単位とします。

お申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

収益分配金の再投資については、1口単位となります。

当初元本は1口当たり1円です。

#### 払込期日

##### 当初申込期間

取得申込者は、当初申込期間中に、買付代金を販売会社に支払うものとします。

当初申込みにかかる申込金額の総額は、販売会社によって、設定日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

#### 継続申込期間

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

#### 換金（解約）手続等

##### 解約のお申込み方法

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に各販売会社の定める単位をもって解約の請求をすることができます。

原則として販売会社の毎営業日の午後3時までに解約の請求が行われ、かつ、解約の請求の受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

海外休業日には、解約の請求の受付を行いません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求を取り消すことができます。解約の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとします。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

##### 解約価額

解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額として当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を控除した価額とします。

信託財産留保額は、解約に際して生じる売買手数料等の費用について、受益者間の公平性を確保するため解約者から一定の金額を徴収し、信託財産に繰り入れるものです。

解約価額は設定日以降の委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

当ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター：0120-506-860（営業日の午前9時から午後5時まで）

##### 解約単位

各販売会社が定める単位とします。

解約単位は販売会社にお問い合わせください。

##### 解約代金の受渡日

解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して6営業日目から販売会社の営業所等においてお支払いします。

## 7【管理及び運営の概要】

### 資産の評価

基準価額とは純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額（1万口当たり）は、設定日以降の毎営業日、委託会社にて計算されます。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ：URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター：0120-506-860（営業日の午前9時から午後5時まで）

#### 信託期間

信託期間は、平成22年5月28日から平成32年1月14日までです。

ただし、下記 償還規定により、信託を終了する場合があります。

#### 計算期間

計算期間は原則として毎年1月12日から翌年1月11日までとします。

ただし、第1計算期間は平成22年5月28日から平成23年1月11日までとします。

各計算期間の終了日が休業日の場合には翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

#### 償還規定

委託会社は、次のいずれかに該当する場合等には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、当該信託を終了する場合があります。

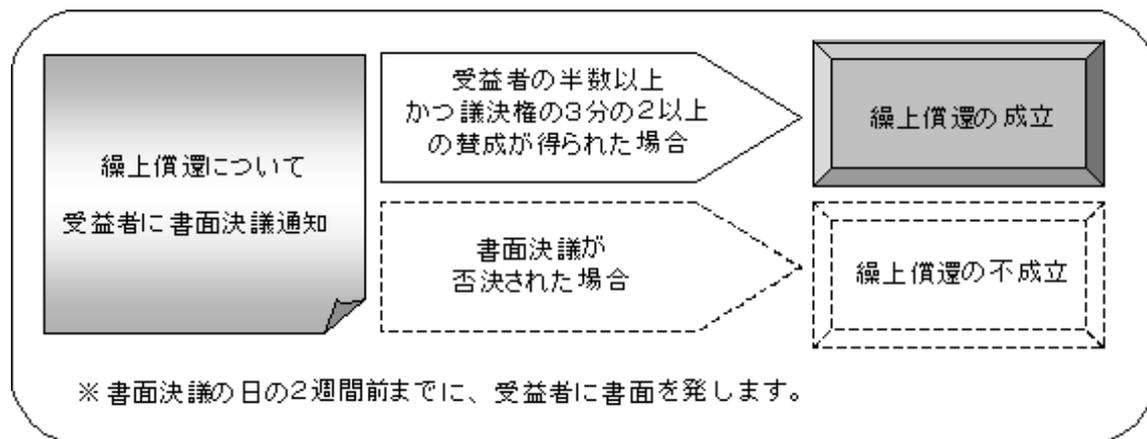
受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、

受益者のために有利であると認めるとき、

やむを得ない事情が発生したとき、

この場合において、委託会社は、あらかじめ、その旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は上記によって信託を終了させる場合は、以下の手続きにより行います。

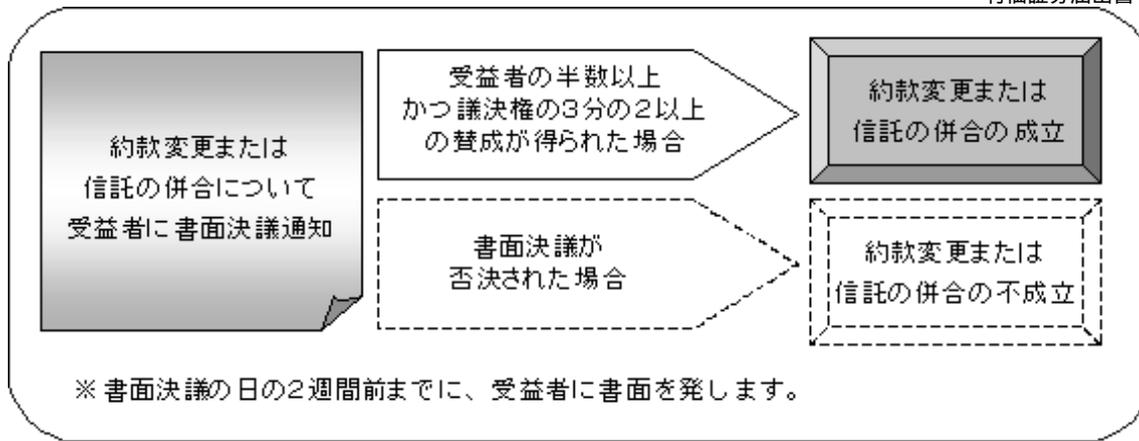


#### 信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更またはこの信託と他の信託との併合することができるものとし、あらかじめ、信託約款の変更または他の信託と併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

なお、信託約款の変更または他の信託と併合を行った場合、運用報告書にてお知らせします。

委託会社は信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものに該当する場合または他の信託と併合する場合は、以下の手続により行います。



### 書面決議等

委託会社は、信託契約を解約し信託を終了する場合および重大な約款変更等を行う場合、書面による決議（「書面決議」）を行います。

この場合に委託会社は、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由または重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。なお、この信託契約にかかるすべての受益者が書面等により同意の意思表示をしたときには書面決議による手続きを行いません。

書面決議において信託契約の解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

### 運用報告書

委託会社は、毎計算期間の末日（原則として1月11日。休業日の場合は翌営業日。）および償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。運用報告書は委託会社のホームページにおいても開示します。

（URL <http://www.diam.co.jp/>）

### 保管

該当事項はありません。

## 第2【財務ハイライト情報】

当財務ハイライト情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の「1 財務諸表」（以下「財務諸表」という。）より抜粋しますが、ファンドの運用は、平成22年5月28日から開始する予定であるため、ファンドは有価証券届出書提出日現在、資産を有していません。

ファンドの会計監査は、監査法人により行われる予定であり、監査証明を受けたファンドの財務諸表は、計算期間ごとに作成する有価証券報告書および計算期間の半期に作成する半期報告書に記載されます。

### 1【貸借対照表】

該当事項はありません。

### 2【損益及び剰余金計算書】

該当事項はありません。

### 3【注記表】

該当事項はありません。

### 第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

#### (1) 受益権の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

#### (2) 受益者集会

該当事項はありません。

#### (3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

#### (4) 譲渡制限

譲渡制限はありません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### (6) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### (7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第4【ファンドの詳細情報の項目】

### 第1 ファンドの沿革

### 第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 換金（解約）手続等

### 第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
  - (1) 資産の評価
  - (2) 保管
  - (3) 信託期間
  - (4) 計算期間
  - (5) その他
- 2 受益者の権利等

### 第4 ファンドの経理状況

- 1 財務諸表
  - (1) 貸借対照表
  - (2) 損益及び剰余金計算書
  - (3) 注記表
  - (4) 附属明細表
- 2 ファンドの現況

#### 純資産額計算書

資産総額

負債総額

純資産総額（ - ）

発行済数量

1単位当たり純資産額（ / ）

### 第5 設定及び解約の実績

## 第三部【ファンドの詳細情報】

### 第1【ファンドの沿革】

平成22年5月28日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始（予定）

### 第2【手続等】

#### 1【申込（販売）手続等】

##### ・お申込みの方法

お申込みには、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドは、収益の分配がなされた場合に、収益分配金を無手数料で再投資する「自動けいぞく投資専用」ファンドです。このためお申込みの際、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって分配金再投資に関する契約を締結します。

なお、販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、あらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）することができる場合があります。当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。当初申込期間中のお申込みの受付は、販売会社の営業時間中とし、継続申込期間中のお申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

なお、継続申込期間において、ニューヨーク証券取引所の休業日、ロンドン証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行の休業日、またはロンドンの銀行の休業日のいずれかに該当する場合（以下「海外休業日」といいます。）には、お申込みの受付は行いません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。委託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

##### ・お申込価額

当初申込期間

受益権1口当たり1円とします。

継続申込期間

お申込日の翌営業日の基準価額 とします。

なお、収益分配金を再投資する場合には、各計算期間終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）

< 基準価額の照会方法等 >

基準価額は、設定日以降の委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター：0120-506-860（営業日の午前9時から午後5時まで）

- ・お申込手数料  
ありません。
- ・お申込単位  
各販売会社が定める単位とします。  
お申込単位は、販売会社にお問い合わせください。  
収益分配金の再投資については、1口単位となります。  
当初元本は1口当たり1円です。
- ・払込期日  
当初申込期間  
取得申込者は、当初申込期間中に、買付代金を販売会社に支払うものとします。  
当初申込みにかかる申込金額の総額は、販売会社によって、設定日に、委託会社の指定する口座を經由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。  
継続申込期間  
取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。  
各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を經由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

## 2【換金（解約）手続等】

- ・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に各販売会社の定める単位をもって解約を請求をすることができます。  
委託会社は、解約の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。解約のお申込みの受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時までに解約の請求が行われ、かつ、解約の請求の受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。  
また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。  
海外休業日には、解約の請求の受付を行いません。  
委託会社は、金融商品取引所等おける取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求を取り消すことができます。解約の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとします。  
解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。
- ・解約価額  
解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額として当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を控除した価額とします。  
信託財産留保額は、解約に際して生じる売買手数料等の費用について、受益者間の公平性を確保するため解約者から一定の金額を徴収し、信託財産に繰り入れるものです。  
解約価額は、設定日以降の委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。  
当ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。
  - ・販売会社へのお問い合わせ
  - ・委託会社への照会ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター：0120-506-860（営業日の午前9時から午後5時まで）

- ・解約単位  
各販売会社が定める単位とします。  
解約単位は販売会社にお問い合わせください。
- ・解約代金の受渡日  
原則として解約請求受付日より起算して6営業日目から販売会社の営業所等においてお支払いします。

### 第3【管理及び運営】

#### 1【資産管理等の概要】

##### (1)【資産の評価】

基準価額とは純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額（1万口当たり）は、設定日以降の委託会社の毎営業日に計算されます。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社への問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター：0120-506-860（営業日の午前9時から午後5時まで）

##### (2)【保管】

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は受益証券を発行しません。

##### (3)【信託期間】

信託期間は平成22年5月28日から平成32年1月14日までです。

ただし、下記(5)イ.の場合には信託を終了することがあります。

##### (4)【計算期間】

a. 計算期間は原則として毎年1月12日から翌年1月11日までとします。

ただし、第1計算期間は平成22年5月28日から平成23年1月11日までとします。

各計算期間の終了日が休業日の場合には翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

b. 前記a.の規定にかかわらず、前記a.の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

## (5) 【その他】

## イ．償還規定

- a．委託会社は、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合またはやむを得ない事情が発生した場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b．委託会社は、前記a．の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- c．前記b．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d．前記b．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e．前記b．からd．までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記b．からd．までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。
- f．委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- g．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、後記「ロ．信託約款の変更等b．」の書面決議が否決された場合を除き、その投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- h．受託会社は委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は後記「ロ．信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- i．信託契約の解約を行う場合には、書面決議において当該解約に反対した受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。当該買取請求権の内容および手続きは、前記b．に規定する書面に付記します。

## ロ．信託約款の変更

- a．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款はa．からg．に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b．委託会社は、前記a．の事項（前記a．の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- c．前記b．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないとき

- は、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 前記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
  - e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
  - f. 前記b.からe.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
  - g. 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
  - h. 委託会社は、監督官庁より信託約款の変更の命令を受けたときは、前記a.からg.の規定にしたがい信託約款を変更します。
  - i. 重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前記b.に規定する書面に付記します。
  - j. 前記b.に該当しない場合の約款変更については、「運用報告書」にてお知らせいたします。

## 八．関係法人との契約の変更

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として3ヵ月前までに、当事者間の別段の意志表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

## 二．公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

## ホ．運用報告書

委託会社は、毎計算期間の末日（原則として1月11日。休業日の場合は翌営業日。）および償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。運用報告書は委託会社のホームページにおいても開示します。

（URL <http://www.diam.co.jp/>）

## 2【受益者の権利等】

### 収益分配金受領権

当ファンドの収益分配金は、自動的に再投資されます。収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし）に対し支払われます。販売会社は、遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

### 償還金受領権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日。）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

#### 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

#### 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

## 第4【ファンドの経理状況】

ファンドの運用は、平成22年5月28日から開始する予定であり、ファンドは有価証券届出書提出日現在、資産を有していません。

ファンドの会計監査は、監査法人により行われる予定であり、監査証明を受けたファンドの財務諸表は、計算期間ごとに作成する有価証券報告書および計算期間の半期に作成する半期報告書に記載されます。

委託会社は、ファンドの信託財産に係る財務諸表の作成にあたっては、「投資信託財産の計算に関する規則」の定めるところによります。

### 1【財務諸表】

該当事項はありません。

### 2【ファンドの現況】

該当事項はありません。

（参考）マザーファンドの現況

純資産額計算書

国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド

平成22年3月31日現在

| 項 目            | 金 額 又 は 口 数       |
|----------------|-------------------|
| 資産総額           | 289,309,601,746 円 |
| 負債総額           | 1,354,745,898 円   |
| 純資産総額（ - ）     | 287,954,855,848 円 |
| 発行済数量          | 228,146,670,748 口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 1.2621 円          |

国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

平成22年3月31日現在

| 項 目            | 金 額 又 は 口 数       |
|----------------|-------------------|
| 資産総額           | 457,565,908,886 円 |
| 負債総額           | 17,373,362,040 円  |
| 純資産総額（ - ）     | 440,192,546,846 円 |
| 発行済数量          | 402,837,070,059 口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 1.0927 円          |

J - R E I Tインデックスファンド・マザーファンド

平成22年3月31日現在

| 項 目  | 金 額 又 は 口 数     |
|------|-----------------|
| 資産総額 | 3,071,543,178 円 |
| 負債総額 | 342,250,000 円   |

|                |                 |
|----------------|-----------------|
| 純資産総額（ - ）     | 2,729,293,178 円 |
| 発行済数量          | 3,848,970,344 口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 0.7091 円        |

## 外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

平成22年3月31日現在

| 項 目            | 金 額 又 は 口 数       |
|----------------|-------------------|
| 資産総額           | 305,654,514,196 円 |
| 負債総額           | 242,842,993 円     |
| 純資産総額（ - ）     | 305,411,671,203 円 |
| 発行済数量          | 227,367,856,975 口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 1.3432 円          |

## 外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

平成22年3月31日現在

| 項 目            | 金 額 又 は 口 数       |
|----------------|-------------------|
| 資産総額           | 430,228,652,968 円 |
| 負債総額           | 526,000,000 円     |
| 純資産総額（ - ）     | 429,702,652,968 円 |
| 発行済数量          | 343,426,035,044 口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 1.2512 円          |

## グローバルリート・パッシブ・ファンド・マザーファンド

平成22年3月31日現在

| 項 目            | 金 額 又 は 口 数     |
|----------------|-----------------|
| 資産総額           | 5,472,733,203 円 |
| 負債総額           | - 円             |
| 純資産総額（ - ）     | 5,472,733,203 円 |
| 発行済数量          | 7,413,915,973 口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 0.7382 円        |

## エマージング株式パッシブ・マザーファンド

平成22年3月31日現在

| 項 目  | 金 額 又 は 口 数      |
|------|------------------|
| 資産総額 | 39,751,976,719 円 |
| 負債総額 | 1,322,363,347 円  |

|                |                  |
|----------------|------------------|
| 純資産総額（ - ）     | 38,429,613,372 円 |
| 発行済数量          | 49,541,315,543 口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 0.7757 円         |

## エマージング債券パッシブ・マザーファンド

平成22年3月31日現在

| 項 目            | 金 額 又 は 口 数      |
|----------------|------------------|
| 資産総額           | 35,771,816,944 円 |
| 負債総額           | 3,230,170 円      |
| 純資産総額（ - ）     | 35,768,586,774 円 |
| 発行済数量          | 34,952,941,911 口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 1.0233 円         |

## 第5【設定及び解約の実績】

ファンドの運用は、平成22年5月28日から開始する予定であるため、該当事項はありません。

## 第四部【特別情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額

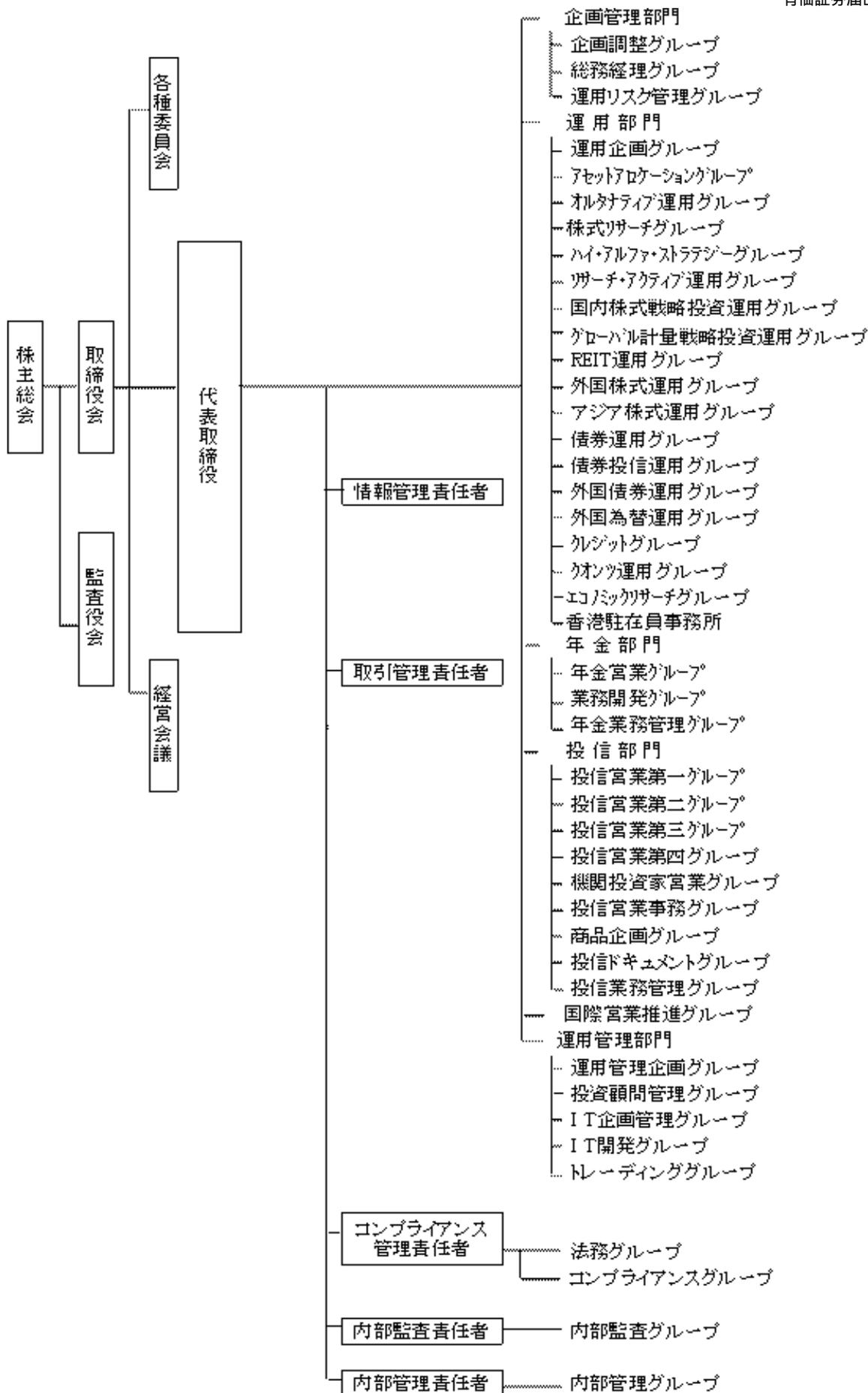
|               |         |
|---------------|---------|
| 本書提出日現在の資本金の額 | 20億円    |
| 発行株式総数        | 80,000株 |
| 発行済株式総数       | 24,000株 |

##### 直近5ヵ年の資本金の変動

該当事項はありません。

##### (2) 会社の機構

会社の組織図



上記組織は、平成22年4月1日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

## 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補欠または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、代表取締役を選任し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。また、取締役会は、その決議をもって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長1名、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決めます。

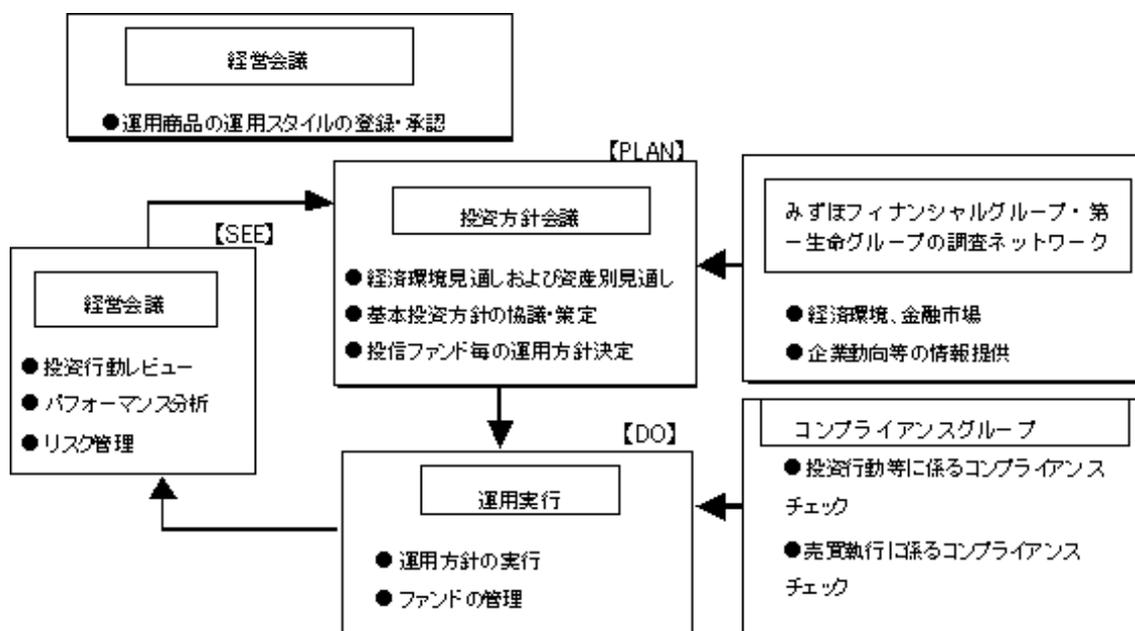
## 投資運用の意思決定機構

委託会社が運用指図権を有するファンドに係る運用スタイルの登録および承認は、原則として月3回開催される経営会議のうち、月2回の経営会議において決定します。なお、委員長は社長とします。

ファンド全般に係る経済環境見通しおよび資産別市場見通しならびにファンド毎の運用方針は、投資方針会議において協議し、策定します。投資方針会議は原則として月1回開催され、議長は運用部門担当取締役とします。

各ファンドにおける有価証券の売買等の意思決定は、原則として運用担当者が行います。すなわち、運用担当者は、投資方針会議において決定された運用方針を受けて、各ファンドの投資方針に基づき運用計画を策定し、有価証券への運用指図を行います。

運用担当者による運用計画の策定および有価証券等の運用指図に関する意思決定は、運用担当者自身の調査活動、アナリスト等の調査活動、その他の活動によって得られた当該有価証券等に関する情報に基づいて行われ、それらの活動の成果である各ファンドの投資運用の実績は、原則として月3回開催される経営会議のうち、月1回の経営会議において、検討・評価されます。



上記体制は平成22年4月1日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成22年2月26日現在、委託会社の運用する投資信託は281本（親投資信託を除く）あり、以下の通りです。

| 基本的性格         | 本数  | 純資産総額<br>(単位：円)   |
|---------------|-----|-------------------|
| 単位型株式投資信託     | 19  | 91,896,640,790    |
| 追加型株式投資信託     | 247 | 3,837,131,935,838 |
| 単位型公社債投資信託    | 14  | 117,431,583,115   |
| 追加型公社債投資信託    | 0   | 0                 |
| 証券投資信託以外の投資信託 | 1   | 1,568,488,070     |
| 合計            | 281 | 4,048,028,647,813 |

### 3【委託会社等の経理状況】

1．委託会社であるD I A Mアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、第24期事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第2条により改正前の財務諸表等規則に基づき作成しております。

2．財務諸表および中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

3．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第23期事業年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）の財務諸表について、新日本監査法人の監査を受け、第24期事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）の財務諸表および第25期中間会計期間（自平成21年4月1日至平成21年9月30日）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査および中間監査を受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

|           | 第23期<br>(平成20年3月31日現在) |            | 第24期<br>(平成21年3月31日現在) |            |
|-----------|------------------------|------------|------------------------|------------|
| (資産の部)    |                        |            |                        |            |
| 流動資産      |                        |            |                        |            |
| 現金・預金     |                        | 13,267,152 |                        | 12,558,999 |
| 前払費用      |                        | 64,301     |                        | 54,242     |
| 未収委託者報酬   |                        | 3,423,783  |                        | 2,254,741  |
| 未収運用受託報酬  |                        | -          |                        | 1,046,291  |
| 未収投資助言報酬  |                        | -          | 2                      | 252,337    |
| 未収収益      | 2                      | 1,933,135  |                        | 197,045    |
| 未収消費税等    |                        | -          |                        | 98,402     |
| 繰延税金資産    |                        | 553,910    |                        | 369,826    |
| その他       |                        | 43,115     |                        | 23,865     |
| 流動資産計     |                        | 19,285,400 |                        | 16,855,752 |
| 固定資産      |                        |            |                        |            |
| 有形固定資産    |                        |            |                        |            |
| 建物        | 1                      | 335,163    | 1                      | 283,511    |
| 器具備品      | 1                      | 153,323    | 1                      | 201,169    |
| 建設仮勘定     |                        | -          |                        | 16,799     |
| 無形固定資産    |                        |            |                        |            |
| 商標権       | 1                      | 2,104      | 1                      | 1,335      |
| ソフトウェア    | 1                      | 606,677    | 1                      | 555,121    |
| ソフトウェア仮勘定 |                        | -          |                        | 157,595    |
| 電話加入権     |                        | 7,148      |                        | 7,148      |
| 電話施設利用権   | 1                      | 691        | 1                      | 611        |
| 投資その他の資産  |                        |            |                        |            |
| 投資有価証券    |                        | 5,842,772  |                        | 4,051,090  |
| 関係会社株式    |                        | 3,097,362  |                        | 498,041    |
| 繰延税金資産    |                        | 1,261,144  |                        | 1,661,144  |
| 長期差入保証金   |                        | 233,849    |                        | 442,390    |
| 長期差入保証金   |                        | 1,194,310  |                        | 1,169,961  |
| その他       |                        | 83,032     |                        | 306,478    |
| 貸倒引当金     |                        | 26,925     |                        | 26,925     |
| 固定資産計     |                        | 6,947,880  |                        | 5,274,384  |
| 資産合計      |                        | 26,233,280 |                        | 22,130,137 |

（単位：千円）

|              | 第23期<br>（平成20年3月31日現在） | 第24期<br>（平成21年3月31日現在） |
|--------------|------------------------|------------------------|
| （負債の部）       |                        |                        |
| 流動負債         |                        |                        |
| 預り金          | 162,809                | 37,445                 |
| 未払金          | 2,186,170              | 1,293,636              |
| 未払収益分配金      | 8,470                  | 8,201                  |
| 未払償還金        | 50,930                 | 48,993                 |
| 未払手数料        | 1,527,000              | 931,529                |
| その他未払金       | 599,769                | 304,912                |
| 未払費用         | 2 1,653,424            | 2 1,040,620            |
| 未払法人税等       | 2,575,999              | 179,557                |
| 未払消費税等       | 316,821                | -                      |
| 賞与引当金        | 687,832                | 618,303                |
| その他          | -                      | 20,741                 |
| 流動負債計        | 7,583,058              | 3,190,304              |
| 固定負債         |                        |                        |
| 役員退職慰労引当金    | 179,237                | 145,732                |
| 退職給付引当金      | 334,280                | 404,437                |
| 固定負債計        | 513,518                | 550,169                |
| 負債合計         | 8,096,577              | 3,740,474              |
| （純資産の部）      |                        |                        |
| 株主資本         |                        |                        |
| 資本金          | 2,000,000              | 2,000,000              |
| 資本剰余金        | 2,428,478              | 2,428,478              |
| 資本準備金        | 2,428,478              | 2,428,478              |
| 利益剰余金        | 13,718,238             | 13,962,732             |
| 利益準備金        | 123,293                | 123,293                |
| その他利益剰余金     |                        |                        |
| 別途積立金        | 7,040,000              | 10,040,000             |
| 研究開発積立金      | 300,000                | 300,000                |
| 運用責任準備積立金    | 200,000                | 200,000                |
| 繰越利益剰余金      | 6,054,944              | 3,299,438              |
| 株主資本合計       | 18,146,716             | 18,391,210             |
| 評価・換算差額等     |                        |                        |
| その他有価証券評価差額金 | 10,012                 | 1,547                  |
| 評価・換算差額等合計   | 10,012                 | 1,547                  |
| 純資産合計        | 18,136,703             | 18,389,662             |
| 負債・純資産合計     | 26,233,280             | 22,130,137             |

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

|             | 第23期<br>(自 平成19年4月 1日<br>至 平成20年3月31日) |            | 第24期<br>(自 平成20年4月 1日<br>至 平成21年3月31日) |            |
|-------------|--|------------|--|------------|
|             | 営業収益                                   |            |  |            |
| 委託者報酬       |  | 32,833,957 |  | 24,552,133 |
| 顧問料         |  | 6,804,888  |  | -          |
| 運用受託報酬      |  | -          |  | 4,509,994  |
| 投資助言報酬      |  | -          |  | 1,228,096  |
| その他営業収益     |  | 863,734    |  | 697,007    |
| 営業収益計       |  | 40,502,581 |  | 30,987,232 |
| 営業費用        |  |            |  |            |
| 支払手数料       |  | 14,748,737 |  | 10,967,681 |
| 広告宣伝費       |  | 830,858    |  | 488,151    |
| 公告費         |  | 3,293      |  | -          |
| 受益証券発行費     |  | 2,167      |  | -          |
| 調査費         |  | 6,268,709  |  | 5,076,631  |
| 調査費         |  | 2,415,829  |  | 2,506,175  |
| 委託調査費       |  | 3,852,880  |  | 2,570,455  |
| 委託計算費       |  | 345,695    |  | 325,174    |
| 営業雑経費       |  | 1,143,457  |  | 812,013    |
| 通信費         |  | 33,290     |  | 35,872     |
| 印刷費         |  | 1,041,499  |  | 732,985    |
| 協会費         |  | 22,173     |  | 25,313     |
| 諸会費         |  | 41         |  | 41         |
| 支払販売手数料     |  | 46,452     |  | 17,800     |
| 営業費用計       |  | 23,342,919 |  | 17,669,652 |
| 一般管理費       |  |            |  |            |
| 給料          |  | 4,082,147  |  | 4,587,983  |
| 役員報酬        | 1                                      | 223,147    | 1                                      | 234,353    |
| 給料・手当       |  | 3,258,097  |  | 3,647,502  |
| 賞与          |  | 600,902    |  | 706,127    |
| 交際費         |  | 44,264     |  | 44,085     |
| 寄付金         |  | 4,010      |  | 4,462      |
| 旅費交通費       |  | 309,129    |  | 308,237    |
| 租税公課        |  | 103,549    |  | 82,762     |
| 不動産賃借料      |  | 754,728    |  | 801,086    |
| 退職給付費用      |  | 88,449     |  | 106,223    |
| 固定資産減価償却費   |  | 337,808    |  | 330,412    |
| 福利厚生費       |  | 23,757     |  | 22,556     |
| 修繕費         |  | 16,394     |  | 6,755      |
| 賞与引当金繰入     |  | 687,832    |  | 618,303    |
| 役員退職慰労引当金繰入 |  | 60,123     |  | 42,570     |
| 役員退職金       |  | 528        |  | 13,175     |
| 機器リース料      |  | 1,207      |  | 973        |
| 事務委託費       |  | 279,797    |  | 247,087    |
| 消耗品費        |  | 76,448     |  | 84,099     |
| 器具備品費       |  | 10,563     |  | 6,094      |
| 諸経費         |  | 204,099    |  | 177,386    |
| 一般管理費計      |  | 7,084,837  |  | 7,484,253  |
| 営業利益        |  | 10,074,823 |  | 5,833,325  |

（単位：千円）

|              | 第23期<br>（自 平成19年4月 1日<br>至 平成20年3月31日） |            | 第24期<br>（自 平成20年4月 1日<br>至 平成21年3月31日） |           |
|--------------|--|------------|--|-----------|
|              |  |            |  |           |
| 営業外収益        |  |            |  |           |
| 受取配当金        |  | 92,575     |  | 4,558     |
| 受取利息         |  | 59,127     |  | 59,458    |
| 時効成立分配金      |  | 298        |  | 164       |
| 為替差益         |  | 14,223     |  | -         |
| 雑収入          |  | 7,064      |  | 5,482     |
| 先物利益         |  | -          |  | 180,422   |
| 営業外収益計       |  | 173,289    |  | 250,086   |
| 営業外費用        |  |            |  |           |
| 為替差損         |  | -          |  | 24,553    |
| 時効成立後支払分配金   |  | 557        |  | 517       |
| 投資信託解約損      |  | 109,677    |  | 38,254    |
| 営業外費用計       |  | 110,234    |  | 63,325    |
| 経常利益         |  | 10,137,878 |  | 6,020,086 |
| 特別利益         |  |            |  |           |
| 関係会社株式売却益    |  | 39,215     |  | -         |
| 貸倒引当金戻入益     |  | 123        |  | -         |
| 特別利益計        |  | 39,338     |  | -         |
| 特別損失         |  |            |  |           |
| 固定資産除却損      | 2                                      | 10,466     | 2                                      | 14,476    |
| ゴルフ会員権売却損    |  | 5,200      |  | -         |
| ゴルフ会員権評価損    |  | -          |  | 6,000     |
| 投資有価証券評価損    |  | -          |  | 484,009   |
| 退職給付費用       |  | 106,395    |  | -         |
| 特別損失計        |  | 122,062    |  | 504,485   |
| 税引前当期純利益     |  | 10,055,154 |  | 5,515,600 |
| 法人税、住民税及び事業税 |  | 4,252,414  |  | 2,301,373 |
| 法人税等調整額      |  | 172,622    |  | 30,266    |
| 法人税等合計       |  | 4,079,792  |  | 2,271,106 |
| 当期純利益        |  | 5,975,362  |  | 3,244,494 |

## (3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

|          |              | 第23期<br>(自平成19年4月1日<br>至平成20年3月31日) | 第24期<br>(自平成20年4月1日<br>至平成21年3月31日) |
|----------|--------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 株主資本     |              |                                     |                                     |
|          | 資本金          |                                     |                                     |
|          | 前期末残高        | 2,000,000                           | 2,000,000                           |
|          | 当期変動額        | -                                   | -                                   |
|          | 当期末残高        | 2,000,000                           | 2,000,000                           |
|          | 資本剰余金        |                                     |                                     |
|          | 資本準備金        |                                     |                                     |
|          | 前期末残高        | 2,428,478                           | 2,428,478                           |
|          | 当期変動額        | -                                   | -                                   |
|          | 当期末残高        | 2,428,478                           | 2,428,478                           |
|          | 利益剰余金        |                                     |                                     |
|          | 利益準備金        |                                     |                                     |
|          | 前期末残高        | 123,293                             | 123,293                             |
|          | 当期変動額        | -                                   | -                                   |
|          | 当期末残高        | 123,293                             | 123,293                             |
|          | その他利益剰余金     |                                     |                                     |
|          | 別途積立金        |                                     |                                     |
|          | 前期末残高        | 4,640,000                           | 7,040,000                           |
|          | 当期変動額        | 2,400,000                           | 3,000,000                           |
|          | 当期末残高        | 7,040,000                           | 10,040,000                          |
|          | 研究開発積立金      |                                     |                                     |
|          | 前期末残高        | 300,000                             | 300,000                             |
|          | 当期変動額        | -                                   | -                                   |
|          | 当期末残高        | 300,000                             | 300,000                             |
|          | 運用責任準備積立金    |                                     |                                     |
|          | 前期末残高        | 200,000                             | 200,000                             |
|          | 当期変動額        | -                                   | -                                   |
|          | 当期末残高        | 200,000                             | 200,000                             |
|          | 繰越利益剰余金      |                                     |                                     |
|          | 前期末残高        | 4,843,582                           | 6,054,944                           |
|          | 当期変動額        |                                     |                                     |
|          | 剰余金の配当       | 2,364,000                           | 3,000,000                           |
|          | 別途積立金の積立     | 2,400,000                           | 3,000,000                           |
|          | 当期純利益        | 5,975,362                           | 3,244,494                           |
|          | 当期末残高        | 6,054,944                           | 3,299,438                           |
|          | 株主資本合計       |                                     |                                     |
|          | 前期末残高        | 14,535,353                          | 18,146,716                          |
|          | 当期変動額        | 3,611,362                           | 244,494                             |
|          | 当期末残高        | 18,146,716                          | 18,391,210                          |
| 評価・換算差額等 |              |                                     |                                     |
|          | その他有価証券評価差額金 |                                     |                                     |
|          | 前期末残高        | 992                                 | 10,012                              |
|          | 当期変動額(純額)    | 11,004                              | 8,464                               |
|          | 当期末残高        | 10,012                              | 1,547                               |
| 純資産合計    |              |                                     |                                     |
|          | 前期末残高        | 14,536,346                          | 18,136,703                          |
|          | 当期変動額        | 3,600,357                           | 252,958                             |
|          | 当期末残高        | 18,136,703                          | 18,389,662                          |

[次へ](#)

## 重要な会計方針

| <p style="text-align: center;">第23期<br/>（自 平成19年4月 1日<br/>至 平成20年3月31日）</p>   | <p style="text-align: center;">第24期<br/>（自 平成20年4月 1日<br/>至 平成21年3月31日）</p>  |
|---|--|
| <p>1. 有価証券の評価基準および評価方法<br/>           (1) 子会社株式および関連会社株式：移動平均法による原価法<br/>           (2) その他有価証券<br/>           時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法<br/>           （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）<br/>           時価のないもの：移動平均法による原価法</p> <p>2. デリバティブの評価基準および評価方法<br/>           時価法</p> <p>3. 固定資産の減価償却の方法<br/>           (1) 有形固定資産<br/>           定率法によっております。</p> <p>（会計方針の変更）<br/>           当事業年度より、法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日法律第6号」および「法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号」）に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正法人税法に規定する方法により減価償却費を計上しております。<br/>           なお、この変更による営業利益、経常利益および税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>（追加情報）<br/>           当事業年度より、法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日法律第6号」および「法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号」）に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌事業年度から、残存簿価を5年間で均等償却しております。<br/>           なお、これにより営業利益、経常利益および税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産<br/>           自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。それ以外の無形固定資産については、定額法によっております。</p> <p>4. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準<br/>           外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> | <p>1. 有価証券の評価基準および評価方法<br/>           (1) 子会社株式および関連会社株式<br/>           同左<br/>           (2) その他有価証券<br/>           時価のあるもの：同左<br/>           時価のないもの：同左</p> <p>2. デリバティブの評価基準および評価方法<br/>           同左</p> <p>3. 固定資産の減価償却の方法<br/>           (1) 有形固定資産（リース資産を除く）<br/>           定率法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く）<br/>           自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。それ以外の無形固定資産については、定額法によっております。</p> <p>(3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）<br/>           リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法</p> <p>4. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準<br/>           同左</p> |

| <p style="text-align: center;">第23期<br/>(自 平成19年4月 1日<br/>至 平成20年3月31日)</p>  | <p style="text-align: center;">第24期<br/>(自 平成20年4月 1日<br/>至 平成21年3月31日)</p>  |
|--|--|
| <p>5. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金は、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来支給見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、退職給付債務の算定については「退職給付会計に関する実務指針」に定められる簡便法を採用していましたが、当事業年度末から原則法に変更いたしました。</p> <p>この変更は、従業員数の増加に伴い、退職給付債務の数理計算に用いられる基礎率の推定について一定の有効性が確保されることによって、原則法による計算の結果に一定の高い水準の信頼性が得られたことから、退職給付費用の期間損益計算をより適正化するために行ったものであります。</p> <p>この変更に伴い、当事業年度末における簡便法と原則法により計算した退職給付債務の差額106,395千円を特別損失に計上しております。この結果、従来と同一の方法によった場合と比較して、税引前当期純利益は106,395千円減少しております。</p> <p>なお、上記に記載の通り退職給付債務の算定方法の変更が当事業年度末に行われたため、当中間会計期間は従来の方法によっております。したがって、当中間会計期間は、当事業年度末と同一の方法によった場合と比較して、税引前中間純利益は104,743千円多く計上されております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>6. リース取引の処理方法</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>7. 消費税等の処理方法</p> <p>税抜方式によっております。</p> | <p>5. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) 同左</p> <p>(4) 同左</p> <p>6. リース取引の処理方法</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p> <p>7. 消費税等の処理方法</p> <p>同左</p> |

## 会計方針の変更

| 第23期（平成20年3月31日現在） | 第24期（平成21年3月31日現在）  |
|--------------------|---|
|                    | <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成5年6月17日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号）および「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号）が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準および適用指針を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>これによる当事業年度における貸借対照表および損益計算書に与える影響はありません。</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p> |

## 表示方法の変更

| 第23期（平成20年3月31日現在）   | 第24期（平成21年3月31日現在）  |
|--|---|
| <p>金融商品取引業等に関する内閣府令が制定されたことに伴い、以下のとおり表示方法を変更しております。</p> <p>（貸借対照表）<br/>前事業年度において区分掲記していた「現金」および「預金」は、当事業年度から「現金・預金」として表示しております。なお、当事業年度末における「現金」および「預金」の金額はそれぞれ1,205千円、13,265,946千円であります。</p> <p>（損益計算書）<br/>前事業年度において区分掲記していた「法人税等」は当事業年度から「法人税、住民税及び事業税」として表示しております。</p> | <p>（貸借対照表）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>前事業年度において「未収収益」に含めて表示していた投資一任契約による未収運用受託報酬および投資助言契約による未収投資助言報酬は、当事業年度から「未収運用受託報酬」および「未収投資助言報酬」として区分掲記しております。なお、前事業年度末における「未収運用受託報酬」の金額は1,299,666千円であり、「未収投資助言報酬」の金額は369,475千円であります。</li> <li>前事業年度において「ソフトウェア」に含めて表示していた「ソフトウェア仮勘定」は、金額的重要性が増したため、当事業年度から区分掲記しております。なお、前事業年度末における「ソフトウェア仮勘定」の金額は31,213千円であります。</li> </ol> <p>（損益計算書）<br/>前事業年度において「顧問料」として表示していた「運用受託報酬」および「投資助言報酬」は、当事業年度から区分掲記しております。なお、前事業年度における「運用受託報酬」の金額は4,929,946千円であり、「投資助言報酬」の金額は1,874,941千円であります。</p> |

## 注記事項

## （貸借対照表関係）

| 第23期（平成20年3月31日現在）                          |           |           | 第24期（平成21年3月31日現在）                          |           |           |
|---|-----------|-----------|---|-----------|-----------|
| 1. 固定資産の減価償却累計額                             |           |           | 1. 固定資産の減価償却累計額                             |           |           |
| 建物  | 373,021千円 |           | 建物  | 426,679千円 |           |
| 器具備品  | 229,532千円 |           | 器具備品  | 290,397千円 |           |
| 商標権   | 5,582千円   |           | 商標権   | 6,351千円   |           |
| ソフトウェア                                      | 653,371千円 |           | ソフトウェア                                      | 648,713千円 |           |
| 電話施設利用権                                     | 905千円     |           | 電話施設利用権                                     | 985千円     |           |
| 2. 関係会社項目                                   |           |           | 2. 関係会社項目                                   |           |           |
| 関係会社に関する資産および負債には区分掲記されたもののほか次のものが含まれております。 |           |           | 関係会社に関する資産および負債には区分掲記されたもののほか次のものが含まれております。 |           |           |
| 流動資産  | 未収収益      | 379,257千円 | 流動資産  | 未収投資助言報酬  | 251,392千円 |
| 流動負債  | 未払費用      | 641,087千円 | 流動負債  | 未払費用      | 345,744千円 |

## （損益計算書関係）

| 第23期<br>（自平成19年4月1日<br>至平成20年3月31日） | 第24期<br>（自平成20年4月1日<br>至平成21年3月31日） |
|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 1. 役員報酬の限度額                         | 1. 役員報酬の限度額                         |
| 取締役 年額250,000千円                     | 同左                                  |
| 監査役 年額 50,000千円                     |                                     |
| 2. 固定資産除却損の内訳                       | 2. 固定資産除却損の内訳                       |
| 建物 3,634千円                          | 建物 2,251千円                          |
| 器具備品 5,271千円                        | 器具備品 9,818千円                        |
| ソフトウェア 1,560千円                      | ソフトウェア 2,406千円                      |

## （株主資本等変動計算書関係）

## 第23期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 発行済株式の種類 | 前事業年度末<br>株式数（株） | 当事業年度<br>増加株式数（株） | 当事業年度<br>減少株式数（株） | 当事業年度末<br>株式数（株） |
|----------|------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 普通株式     | 24,000           | -                 | -                 | 24,000           |
| 合計       | 24,000           | -                 | -                 | 24,000           |

## 2. 配当に関する事項

## （1）配当金支払額

| 決議                   | 株式の<br>種類 | 配当金の<br>総額<br>（千円） | 1株当たり<br>配当額（円） | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-----------|--------------------|-----------------|------------|------------|
| 平成19年6月28日<br>定時株主総会 | 普通<br>株式  | 2,364,000          | 98,500          | 平成19年3月31日 | 平成19年6月29日 |

## （2）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

| 決議                   | 株式の<br>種類 | 配当の<br>原資 | 配当金の<br>総額<br>（千円） | 1株当たり<br>配当額<br>（円） | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-----------|-----------|--------------------|---------------------|------------|------------|
| 平成20年6月27日<br>定時株主総会 | 普通<br>株式  | 利益剰余金     | 3,000,000          | 125,000             | 平成20年3月31日 | 平成20年6月30日 |

## 第24期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 発行済株式の種類 | 前事業年度末<br>株式数（株） | 当事業年度<br>増加株式数（株） | 当事業年度<br>減少株式数（株） | 当事業年度末<br>株式数（株） |
|----------|------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 普通株式     | 24,000           | -                 | -                 | 24,000           |
| 合計       | 24,000           | -                 | -                 | 24,000           |

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

| 決議                   | 株式の<br>種類 | 配当金の<br>総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額（円） | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-----------|--------------------|-----------------|------------|------------|
| 平成20年6月27日<br>定時株主総会 | 普通<br>株式  | 3,000,000          | 125,000         | 平成20年3月31日 | 平成20年6月30日 |

## (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

| 決議                   | 株式の<br>種類 | 配当の<br>原資 | 配当金の<br>総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-----------|-----------|--------------------|---------------------|------------|------------|
| 平成21年6月29日<br>定時株主総会 | 普通<br>株式  | 利益剰余金     | 1,626,000          | 67,750              | 平成21年3月31日 | 平成21年6月30日 |

## (リース取引関係)

| 第23期<br>(自平成19年4月1日<br>至平成20年3月31日)  |          |          |          | 第24期<br>(自平成20年4月1日<br>至平成21年3月31日)  |          |          |          |
|--|----------|----------|----------|--|----------|----------|----------|
| 1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引<br>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額 |          |          |          | 1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引<br>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額 |          |          |          |
|  | 器具備品     | その他      | 合計       |  | 器具備品     | その他      | 合計       |
| 取得価額相当額  | 90,601千円 | -        | 90,601千円 | 取得価額相当額  | 90,601千円 | -        | 90,601千円 |
| 減価償却累計額相当額   | 29,608千円 | -        | 29,608千円 | 減価償却累計額相当額   | 52,335千円 | -        | 52,335千円 |
| 期末残高相当額  | 60,993千円 | -        | 60,993千円 | 期末残高相当額  | 38,265千円 | -        | 38,265千円 |
| 未経過リース料期末残高相当額   |          |          |          | 未経過リース料期末残高相当額   |          |          |          |
|  | 1年以内     | 1年超      | 合計       |  | 1年以内     | 1年超      | 合計       |
| 未経過リース料<br>期末残高相当額   | 22,595千円 | 39,602千円 | 62,197千円 | 未経過リース料<br>期末残高相当額   | 23,251千円 | 16,350千円 | 39,602千円 |
| 当期の支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額   |          |          |          | 当期の支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額   |          |          |          |
| 支払リース料   |          | 25,173千円 |          | 支払リース料   |          | 24,096千円 |          |
| 減価償却費相当額   |          | 20,191千円 |          | 減価償却費相当額   |          | 22,727千円 |          |
| 支払利息相当額  |          | 1,754千円  |          | 支払利息相当額  |          | 1,501千円  |          |
| 減価償却費相当額の算定方法<br>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。                              |          |          |          | 減価償却費相当額の算定方法<br>同左  |          |          |          |
| 利息相当額の算定方法<br>リース料総額とリース資産の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。        |          |          |          | 利息相当額の算定方法<br>同左   |          |          |          |
| 2.オペレーティング・リース取引<br>該当事項はありません。  |          |          |          | 2.オペレーティング・リース取引<br>同左   |          |          |          |

(有価証券関係)

## 第23期（平成20年3月31日現在）

## 1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

## 2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

## 3. 子会社株式および関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

## 4. その他有価証券で時価のあるもの

| 区 分                      | 取得原価（千円）  | 貸借対照表日における<br>貸借対照表計上額（千円） | 差額（千円） |
|--------------------------|-----------|----------------------------|--------|
| 貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えるもの  |           |                            |        |
| 株式                       | -         | -                          | -      |
| 債券                       | -         | -                          | -      |
| その他（投資信託）                | -         | -                          | -      |
| 小計                       | -         | -                          | -      |
| 貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えないもの |           |                            |        |
| 株式                       | -         | -                          | -      |
| 債券                       | -         | -                          | -      |
| その他（投資信託）                | 3,031,000 | 3,014,115                  | 16,884 |
| 小計                       | 3,031,000 | 3,014,115                  | 16,884 |
| 合計                       | 3,031,000 | 3,014,115                  | 16,884 |

## 5. 当該事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

## 6. 当該事業年度中に売却したその他有価証券

| 売却額（千円） | 売却益の合計（千円） | 売却損の合計（千円） |
|---------|------------|------------|
| 574,322 | 3,196      | 112,873    |

## 7. 時価のない主な有価証券の内容

## 貸借対照表計上額

その他有価証券

非上場株式（店頭売買株式を除く） 83,246千円

## 8. その他有価証券のうち満期があるものおよび満期保有目的の債券の今後の償還予定額

該当事項はありません。

## 第24期（平成21年3月31日現在）

## 1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

## 2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

## 3. 子会社株式および関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

## 4. その他有価証券で時価のあるもの

| 区 分                      | 取得原価（千円） | 貸借対照表日における<br>貸借対照表計上額（千円） | 差額（千円） |
|--------------------------|----------|----------------------------|--------|
| 貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えるもの  |          |                            |        |
| 株式                       | -        | -                          | -      |
| 債券                       | -        | -                          | -      |
| その他（投資信託）                | -        | -                          | -      |
| 小計                       | -        | -                          | -      |
| 貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えないもの |          |                            |        |
| 株式                       | 146,101  | 146,101                    | -      |
| 債券                       | -        | -                          | -      |
| その他（投資信託）                | 271,802  | 269,192                    | 2,610  |
| 小計                       | 417,904  | 415,294                    | 2,610  |
| 合計                       | 417,904  | 415,294                    | 2,610  |

## 5. 当該事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

## 6. 当該事業年度中に売却したその他有価証券

| 売却額（千円）   | 売却益の合計（千円） | 売却損の合計（千円） |
|-----------|------------|------------|
| 3,021,000 | 20,615     | 58,869     |

## 7. 時価のない主な有価証券の内容

貸借対照表計上額

その他有価証券

非上場株式（店頭売買株式を除く） 82,746千円

## 8. その他有価証券のうち満期があるものおよび満期保有目的の債券の今後の償還予定額

該当事項はありません。

## （デリバティブ取引関係）

## 第23期（平成20年3月31日現在）

## 1．取引の状況に関する事項

| 第23期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日） |   |
|------------------------------|---|
| (1)取引の内容                     | 為替予約取引を利用しております。  |
| (2)取引に対する取組方針                | 実需の範囲内でのみデリバティブ取引を利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。   |
| (3)取引の利用目的                   | その他有価証券に含まれる為替変動リスクを低減する目的で行っております。   |
| (4)取引に係るリスクの内容               | 為替相場の変動によるリスクを有しておりますが、取引先は信用度の高い金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。   |
| (5)取引に係るリスク管理体制              | 取引の方針については社内会議で審議のうえ個別決裁により決定し、取引の実行とその内容の確認についてはそれぞれ担当所管を分離して実行しております。また、リスク管理については当該担当所管にて実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。 |
| (6)取引の時価等に関する事項についての補足説明     | 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。                         |

## 2．取引の時価等に関する事項

| 区分            | 種類                  | 第23期(平成20年3月31日現在) |                   |            |              |
|---------------|---------------------|--------------------|-------------------|------------|--------------|
|               |                     | 契約額等<br>(千円)       | 契約額のうち<br>1年超(千円) | 時価<br>(千円) | 評価損益<br>(千円) |
| 市場取引以外<br>の取引 | 為替予約取引<br>売建<br>米ドル | 523,028            | -                 | 508,267    | 14,760       |
|               | 合計                  | 523,028            | -                 | 508,267    | 14,760       |

## （注1）時価の算定方法

取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

## 第24期（平成21年3月31日現在）

## 1. 取引の状況に関する事項

| 第24期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日） |   |
|------------------------------|---|
| (1)取引の内容                     | 為替予約取引及び株価指数先物取引を利用しております。  |
| (2)取引に対する取組方針                | 実需の範囲内でのみデリバティブ取引を利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。   |
| (3)取引の利用目的                   | その他有価証券に含まれる為替変動リスク及び株価変動リスクを低減する目的で行っております。  |
| (4)取引に係るリスクの内容               | 為替相場及び株式相場の変動によるリスクを有しておりますが、取引先は信用度の高い金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。                                       |
| (5)取引に係るリスク管理体制              | 取引の方針については社内会議で審議のうえ個別決裁により決定し、取引の実行とその内容の確認についてはそれぞれ担当所管を分離して実行しております。また、リスク管理については当該担当所管にて実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。 |
| (6)取引の時価等に関する事項についての補足説明     | 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。                         |

## 2. 取引の時価等に関する事項

## (1) 通貨関連

| 区分        | 種類       | 第24期(平成21年3月31日現在) |                   |            |              |
|-----------|----------|--------------------|-------------------|------------|--------------|
|           |          | 契約額等<br>(千円)       | 契約額のうち<br>1年超(千円) | 時価<br>(千円) | 評価損益<br>(千円) |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引   |                    |                   |            |              |
|           | 売建       |                    |                   |            |              |
|           | 米ドル      | 24,432             | -                 | 24,960     | 528          |
|           | 香港ドル     | 34,020             | -                 | 34,412     | 392          |
|           | 豪ドル      | 77,510             | -                 | 78,736     | 1,226        |
|           | シンガポールドル | 12,564             | -                 | 12,672     | 107          |
|           | 合計       | 148,527            | -                 | 150,782    | 2,255        |

(注1) 時価の算定方法

取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

## (2) 株式関連

| 区分   | 種類       | 第24期(平成21年3月31日現在) |                   |            |              |
|------|----------|--------------------|-------------------|------------|--------------|
|      |          | 契約額等<br>(千円)       | 契約額のうち<br>1年超(千円) | 時価<br>(千円) | 評価損益<br>(千円) |
| 市場取引 | 株価指数先物取引 |                    |                   |            |              |
|      | 売建       | 212,667            | -                 | 230,215    | 17,547       |
|      | 合計       | 212,667            | -                 | 230,215    | 17,547       |

(注2) 時価の算定方法

取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

## （退職給付関係）

## 第23期（平成20年3月31日現在）

## 1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

## 2．退職給付債務に関する事項

当社は、当事業年度末から原則法を適用しております。

|     |         |                |         |
|-----|---------|----------------|---------|
| (1) | 退職給付債務  | (平成20年3月31日現在) | (千円)    |
|     | 退職給付債務  |                | 334,280 |
|     | 退職給付引当金 |                | 334,280 |
| (2) | 退職給付費用  |                | (千円)    |
|     | 勤務費用    |                | 165,213 |
|     | 確定拠出年金  | 拠出額            | 29,631  |
|     | 退職給付費用  |                | 194,844 |

## 3．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

|                    | 第23期<br>(平成20年3月31日) |
|--------------------|----------------------|
| (1) 割引率(%)         | 1.5                  |
| (2) 退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準               |

## 第24期（平成21年3月31日現在）

## 1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

## 2．退職給付債務に関する事項

当社は、原則法を適用しております。

|     |             |                |         |
|-----|-------------|----------------|---------|
| (1) | 退職給付債務      | (平成21年3月31日現在) | (千円)    |
|     | 退職給付債務      |                | 431,448 |
|     | 未認識数理計算上の差異 |                | 27,011  |
|     | 退職給付引当金     |                | 404,437 |
| (2) | 退職給付費用      |                | (千円)    |
|     | 勤務費用        |                | 71,958  |
|     | 確定拠出年金      | 拠出額            | 34,264  |
|     | 退職給付費用      |                | 106,223 |

## 3．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

|                      | 第24期<br>(平成21年3月31日) |
|----------------------|----------------------|
| (1) 割引率(%)           | 1.5                  |
| (2) 退職給付見込額の期間配分方法   | 期間定額基準               |
| (3) 数理計算上の差異の処理年数(年) | 5                    |

(税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                 | 第23期           | 第24期           |
|-----------------|----------------|----------------|
|                 | (平成20年3月31日現在) | (平成21年3月31日現在) |
|                 | (千円)           | (千円)           |
| 繰延税金資産          |                |                |
| 未払事業税           | 197,866        | 19,218         |
| 未払事業所税          | 5,714          | 6,269          |
| 賞与引当金           | 279,947        | 251,649        |
| 未払法定福利費         | 27,884         | 27,146         |
| 未払確定拠出年金掛金      | 2,610          | 2,667          |
| 減価償却超過額         | -              | 7,579          |
| 減価償却超過額（一括償却資産） | 10,139         | 8,559          |
| 繰延資産償却超過額（税法上）  | 27,940         | 46,274         |
| その他（未払金等）       | 1,807          | 461            |
| 退職給付引当金         | 136,052        | 164,605        |
| 役員退職慰労引当金       | 72,949         | 59,313         |
| ゴルフ会員権評価損       | 3,135          | 5,577          |
| 投資有価証券評価損       | -              | 196,991        |
| 貸倒引当金繰入額        | 14,840         | 14,840         |
| その他有価証券評価差額金    | 6,871          | 1,062          |
| 繰延税金資産合計        | <u>787,759</u> | <u>812,216</u> |
| 繰延税金負債          |                |                |
| その他有価証券評価差額金    | -              | -              |
| 繰延税金負債合計        | <u>-</u>       | <u>-</u>       |
| 差引繰延税金資産の純額     | <u>787,759</u> | <u>812,216</u> |

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

第23期については、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

第24期については、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

（関連当事者との取引）

第23期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

## (1)親会社および法人主要株主等

| 属性     | 会社等の名称     | 住所      | 資本金又は出資金              | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関係内容                   |                                  | 取引の内容                  | 取引金額（千円） | 科目       | 期末残高（千円） |
|--------|------------|---------|-----------------------|-----------|----------------|------------------------|----------------------------------|------------------------|----------|----------|----------|
|        |            |         |                       |           |                | 役員の兼任等                 | 事業上の関係                           |                        |          |          |          |
| 法人主要株主 | 第一生命保険相互会社 | 東京都千代田区 | 4,200億円（基金および基金償却積立金） | 生命保険業     | （被所有）直接50%     | 兼務1名，<br>出向3名，<br>転籍2名 | 資産の運用および<br>助言、当社<br>設定投信の<br>販売 | 資産運用の<br>助言の顧問<br>料の受入 | 833,702  | 未収<br>収益 | 219,740  |
|        |            |         |                       |           |                |                        |                                  | 販売手数料<br>の支払           | 46,452   | -        | -        |
|        |            |         |                       |           |                |                        |                                  | 保険料の支<br>払             | 5,707    | -        | -        |

## 取引条件および取引条件の決定方針等

- （注1）資産運用の助言の顧問料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。
- （注2）支払販売手数料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。
- （注3）保険料は、一般的取引条件と同様に決定しております。
- （注4）上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

## (2)子会社等

| 属性  | 会社等の名称                 | 住所                    | 資本金又は出資金  | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関係内容   |           | 取引の内容            | 取引金額（千円）  | 科目   | 期末残高（千円） |
|-----|------------------------|-----------------------|-----------|-----------|----------------|--------|-----------|------------------|-----------|------|----------|
|     |                        |                       |           |           |                | 役員の兼任等 | 事業上の関係    |                  |           |      |          |
| 子会社 | DIAM International Ltd | London United Kingdom | 4,000千GBP | 資産の運用     | （所有）直接100%     | 兼務2名   | 当社預り資産の運用 | 当社預り資産の運用の顧問料の支払 | 1,096,514 | 未払費用 | 456,913  |
|     | DIAM U.S.A., Inc.      | New York U.S.A.       | 4,000千USD | 資産の運用     | （所有）直接100%     | 兼務2名   | 当社預り資産の運用 | 当社預り資産の運用の顧問料の支払 | 466,450   | 未払費用 | 184,052  |

## 取引条件および取引条件の決定方針等

- （注1）資産運用の顧問料は、一般的取引条件を助言した個別契約により決定しております。
- （注2）上記の取引金額および期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

## (3)兄弟会社等

| 属性   | 会社等の名称                 | 住所      | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関係内容   |             | 取引の内容                        | 取引金額（千円）          | 科目        | 期末残高（千円） |
|------|------------------------|---------|----------|-----------|----------------|--------|-------------|------------------------------|-------------------|-----------|----------|
|      |                        |         |          |           |                | 役員の兼任等 | 事業上の関係      |                              |                   |           |          |
| 兄弟会社 | 株式会社みずほ銀行              | 東京都千代田区 | 6,500億円  | 銀行業       | -              | -      | 当社設定投資信託の販売 | 投資信託の販売代行手数料                 | 2,104,660         | 未払手数料     | 145,839  |
|      | 株式会社みずほコーポレート銀行        | 東京都千代田区 | 10,709億円 | 銀行業       | -              | -      | 当社設定投資信託の販売 | 投資信託の販売代行手数料                 | 739,368           | 未払手数料     | 137,112  |
|      | みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社 | 東京都千代田区 | 2億円      | 金融技術研究等   | -              | -      | 当社預り資産の運用   | 当社預り資産の運用の顧問料の支払<br>業務委託料の支払 | 340,983<br>16,800 | 未払費用<br>- | -<br>-   |

## 取引条件および取引条件の決定方針等

- (注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注2) 資産運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注3) 業務委託料は、委託業務に係る人件費から算出された手数料に基づく個別契約により決定しております。
- (注4) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

## 第24期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

## （追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

この結果、従来の開示対象範囲に対し、重要な追加はありません。

## (1)親会社および法人主要株主等

| 属性     | 会社等の名称     | 住所      | 資本金又は出資金              | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関係内容                   |                      | 取引の内容          | 取引金額（千円） | 科目       | 期末残高（千円） |
|--------|------------|---------|-----------------------|-----------|----------------|------------------------|----------------------|----------------|----------|----------|----------|
|        |            |         |                       |           |                | 役員の兼任等                 | 事業上の関係               |                |          |          |          |
| 法人主要株主 | 第一生命保険相互会社 | 東京都千代田区 | 4,200億円（基金および基金償却積立金） | 生命保険業     | （被所有）直接50%     | 兼務1名，<br>出向3名，<br>転籍2名 | 資産の運用および助言、当社設定投資の販売 | 資産運用の助言の顧問料の受入 | 718,870  | 未収投資助言報酬 | 172,117  |
|        |            |         |                       |           |                |                        |                      | 販売手数料の支払       | 17,800   | -        | -        |
|        |            |         |                       |           |                |                        |                      | 保険料の支払         | 5,828    | -        | -        |

## 取引条件および取引条件の決定方針等

- (注1) 資産運用の助言の顧問料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。
- (注2) 支払販売手数料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。
- (注3) 保険料は、一般的取引条件と同様に決定しております。
- (注4) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

## (2)子会社等

| 属性  | 会社等の名称                 | 住所                    | 資本金又は出資金  | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関係内容   |           | 取引の内容            | 取引金額(千円) | 科目   | 期末残高(千円) |
|-----|------------------------|-----------------------|-----------|-----------|----------------|--------|-----------|------------------|----------|------|----------|
|     |                        |                       |           |           |                | 役員の兼任等 | 事業上の関係    |                  |          |      |          |
| 子会社 | DIAM International Ltd | London United Kingdom | 4,000千GBP | 資産の運用     | (所有)直接100%     | 兼務2名   | 当社預り資産の運用 | 当社預り資産の運用の顧問料の支払 | 933,784  | 未払費用 | 236,518  |
|     | DIAM U.S.A., Inc.      | New York U.S.A.       | 4,000千USD | 資産の運用     | (所有)直接100%     | 兼務2名   | 当社預り資産の運用 | 当社預り資産の運用の顧問料の支払 | 324,748  | 未払費用 | 109,093  |

## 取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 資産運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額および期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

## (3)兄弟会社等

| 属性                     | 会社等の名称          | 住所      | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関係内容      |                  | 取引の内容        | 取引金額(千円)  | 科目      | 期末残高(千円)   |
|------------------------|-----------------|---------|----------|-----------|----------------|-----------|------------------|--------------|-----------|---------|------------|
|                        |                 |         |          |           |                | 役員の兼任等    | 事業上の関係           |              |           |         |            |
| 兄弟会社                   | 株式会社みずほ銀行       | 東京都千代田区 | 6,500億円  | 銀行業       | -              | -         | 当社設定投資信託の販売、預金取引 | 投資信託の販売代行手数料 | 1,531,236 | 未払手数料   | 96,917     |
|                        |                 |         |          |           |                |           |                  | 預金の引出(純額)    | 300,370   | 現金・預金   | 322,365    |
|                        |                 |         |          |           |                |           |                  | 受取利息         | 894       | 未収収益    | -          |
|                        | 株式会社みずほコーポレート銀行 | 東京都千代田区 | 10,709億円 | 銀行業       | -              | -         | 当社設定投資信託の販売、預金取引 | 投資信託の販売代行手数料 | 701,162   | 未払手数料   | 91,628     |
|                        |                 |         |          |           |                |           |                  | 預金の引出(純額)    | 1,034,219 | 現金・預金   | 11,438,676 |
|                        |                 |         |          |           |                |           |                  | 受取利息         | 55,734    | 未収収益    | 4,158      |
| みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社 | 東京都千代田区         | 2億円     | 金融技術研究等  | -         | -              | 当社預り資産の運用 | 当社預り資産の運用の顧問料の支払 | 299,054      | 未払費用      | 117,438 |            |
|                        |                 |         |          |           |                |           | 業務委託料の支払         | 17,550       | 未払費用      | 2,677   |            |

## 取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 資産運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注3) 業務委託料は、委託業務に係る人件費から算出された手数料に基づく個別契約により決定しております。

(注4) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

(注5) 預金取引は、市場金利を勘案した利率が適用されております。

## (1株当たり情報)

| 第23期<br>(自 平成19年4月 1日<br>至 平成20年3月31日)                          | 第24期<br>(自 平成20年4月 1日<br>至 平成21年3月31日)                          |
|---|---|
| 1株当たり純資産額 755,695円99銭<br>1株当たり当期純利益金額 248,973円42銭               | 1株当たり純資産額 766,235円93銭<br>1株当たり当期純利益金額 135,187円25銭               |
| なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株引受権付社債および転換社債を発行していないため記載しておりません。 | なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株引受権付社債および転換社債を発行していないため記載しておりません。 |

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

|              | 第23期<br>(自 平成19年4月 1日<br>至 平成20年3月31日) | 第24期<br>(自 平成20年4月 1日<br>至 平成21年3月31日) |
|--------------|--|--|
| 当期純利益        | 5,975,362千円                            | 3,244,494千円                            |
| 普通株主に帰属しない金額 | -                                      | -                                      |
| 普通株式に係る当期純利益 | 5,975,362千円                            | 3,244,494千円                            |
| 期中平均株式数      | 24,000株                                | 24,000株                                |

## (重要な後発事象)

| 第23期<br>(自 平成19年4月 1日<br>至 平成20年3月31日)   | 第24期<br>(自 平成20年4月 1日<br>至 平成21年3月31日)   |
|--|--|
| 平成20年3月28日開催の取締役会の決議により、平成20年4月1日付にて100%出資の子会社DIAM SINGAPORE PTE.LTD.を設立し、その後、平成20年4月14日付にて株主割当増資を実施いたしました。<br>(出資の総額400,000千円、資本金400,000千円) | 平成21年2月13日開催の臨時取締役会の決議により平成21年3月19日に設立した100%出資の子会社DIAM Asset Management (HK)Limitedに対して、平成21年4月9日に資本金の払込みを実施いたしました。<br>当該子会社の設立は、運用・営業両面においてビジネス機会の広がる中国圏での業容拡大や、当社におけるアジア株関連商品の営業強化などを主な目的とするものです。<br><br><子会社の概要><br>商号：DIAM Asset Management(HK)Limited<br>主な事業内容：資産運用業務<br>設立年月日：平成21年3月19日<br>資本金：500,000千円<br>発行済株式総数：500,000株<br>出資の総額：500,000千円<br>出資比率：当社100% |

[次へ](#)

## (1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

|           | 第25期中間会計期間末<br>(平成21年9月30日現在) |
|-----------|-------------------------------|
| (資産の部)    |                               |
| 流動資産      |                               |
| 現金・預金     | 10,803,774                    |
| 前払費用      | 87,625                        |
| 未収委託者報酬   | 3,140,781                     |
| 未収運用受託報酬  | 1,453,060                     |
| 未収投資助言報酬  | 261,117                       |
| 未収収益      | 235,649                       |
| 繰延税金資産    | 453,470                       |
| その他       | 54,240                        |
| 流動資産計     | 16,489,720                    |
| 固定資産      |                               |
| 有形固定資産    | 704,558                       |
| 建物        | 1 260,612                     |
| 器具備品      | 1 330,061                     |
| 建設仮勘定     | 113,884                       |
| 無形固定資産    | 848,262                       |
| 商標権       | 1 951                         |
| ソフトウェア    | 1 561,904                     |
| ソフトウェア仮勘定 | 277,687                       |
| 電話加入権     | 7,148                         |
| 電話施設利用権   | 1 571                         |
| 投資その他の資産  | 6,281,022                     |
| 投資有価証券    | 2,046,821                     |
| 関係会社株式    | 2,161,144                     |
| 繰延税金資産    | 275,421                       |
| 長期差入保証金   | 1,171,581                     |
| その他       | 652,978                       |
| 貸倒引当金     | 26,925                        |
| 固定資産計     | 7,833,843                     |
| 資産合計      | 24,323,563                    |

（単位：千円）

|              | 第25期中間会計期間末<br>（平成21年9月30日現在） |
|--------------|-------------------------------|
| （負債の部）       |                               |
| 流動負債         |                               |
| 預り金          | 104,759                       |
| 未払金          | 2,018,968                     |
| 未払収益分配金      | 534,811                       |
| 未払償還金        | 50,425                        |
| 未払手数料        | 1,275,982                     |
| その他未払金       | 157,750                       |
| 未払費用         | 1,571,027                     |
| 未払法人税等       | 985,116                       |
| 未払消費税等       | 78,006                        |
| 前受収益         | 4,749                         |
| 賞与引当金        | 613,388                       |
| その他          | 15,176                        |
| 流動負債計        | 5,391,192                     |
| 固定負債         |                               |
| 退職給付引当金      | 448,442                       |
| 役員退職慰労引当金    | 137,263                       |
| 固定負債計        | 585,706                       |
| 負債合計         | 5,976,898                     |
| （純資産の部）      |                               |
| 株主資本         |                               |
| 資本金          | 2,000,000                     |
| 資本剰余金        | 2,428,478                     |
| 資本準備金        | 2,428,478                     |
| 利益剰余金        | 13,655,387                    |
| 利益準備金        | 123,293                       |
| その他利益剰余金     |                               |
| 別途積立金        | 11,650,000                    |
| 研究開発積立金      | 300,000                       |
| 運用責任準備積立金    | 200,000                       |
| 繰越利益剰余金      | 1,382,093                     |
| 株主資本計        | 18,083,865                    |
| 評価・換算差額等     |                               |
| その他有価証券評価差額金 | 262,800                       |
| 評価・換算差額等計    | 262,800                       |
| 純資産合計        | 18,346,665                    |
| 負債・純資産合計     | 24,323,563                    |

## (2) 中間損益計算書

(単位：千円)

|             | 第25期中間会計期間<br>(自平成21年4月1日<br>至平成21年9月30日) |            |
|-------------|---|------------|
| 営業収益        |   |            |
| 委託者報酬       | 14,018,274                                |            |
| 運用受託報酬      | 2,081,446                                 |            |
| 投資助言報酬      | 507,261                                   |            |
| その他営業収益     | 345,980                                   |            |
|             | 営業収益計                                     | 16,952,963 |
| 営業費用        |   |            |
| 支払手数料       | 7,634,536                                 |            |
| 広告宣伝費       | 69,199                                    |            |
| 公告費         | 1,531                                     |            |
| 調査費         | 2,406,583                                 |            |
| 調査費         | 1,289,713                                 |            |
| 委託調査費       | 1,116,870                                 |            |
| 委託計算費       | 178,892                                   |            |
| 営業雑経費       | 352,091                                   |            |
| 通信費         | 16,109                                    |            |
| 印刷費         | 318,417                                   |            |
| 協会費         | 10,612                                    |            |
| 諸会費         | 18  |            |
| 支払販売手数料     | 6,933                                     |            |
|             | 営業費用計                                     | 10,642,834 |
| 一般管理費       |   |            |
| 給料          | 2,035,715                                 |            |
| 役員報酬        | 121,117                                   |            |
| 給料・手当       | 1,914,598                                 |            |
| 交際費         | 22,193                                    |            |
| 寄付金         | 3,450                                     |            |
| 旅費交通費       | 125,038                                   |            |
| 租税公課        | 42,954                                    |            |
| 不動産賃借料      | 397,351                                   |            |
| 退職給付費用      | 65,809                                    |            |
| 固定資産減価償却費   | 1   | 183,213    |
| 福利厚生費       | 13,579                                    |            |
| 修繕費         | 2,400                                     |            |
| 賞与引当金繰入     | 613,388                                   |            |
| 役員退職慰労引当金繰入 | 27,176                                    |            |
| 役員退職金       | 1,854                                     |            |
| 機器リース料      | 1,349                                     |            |
| 事務委託費       | 130,563                                   |            |
| 消耗品費        | 41,117                                    |            |
| 器具備品費       | 1,672                                     |            |
| 諸経費         | 50,382                                    |            |
|             | 一般管理費計                                    | 3,759,211  |
| 営業利益        |   | 2,550,918  |

（単位：千円）

|              | 第25期中間会計期間<br>（自平成21年4月1日<br>至平成21年9月30日） |           |
|--------------|---|-----------|
| 営業外収益        |   |           |
| 受取配当金        | 2,126                                     |           |
| 受取利息         | 9,892                                     |           |
| 雑収入          | 2,506                                     |           |
| 投資信託解約益      | 313,059                                   |           |
| 営業外収益計       |   | 327,583   |
| 営業外費用        |   |           |
| 為替差損         | 4,492                                     |           |
| 時効成立後支払分配金   | 255                                       |           |
| 先物損失         | 627,442                                   |           |
| 営業外費用計       |   | 632,189   |
| 経常利益         |   | 2,246,312 |
| 特別損失         |   |           |
| 固定資産除却損      | 3,566                                     |           |
| 特別損失計        |   | 3,566     |
| 税引前中間純利益     |   | 2,242,746 |
| 法人税、住民税及び事業税 |   | 1,022,198 |
| 法人税等調整額      |   | 98,107    |
| 法人税等合計       |   | 924,091   |
| 中間純利益        |   | 1,318,654 |

## (3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

|          |              | 第25期中間会計期間<br>(自 平成21年4月 1日<br>至 平成21年9月30日) |
|----------|--------------|--|
| 株主資本     |              |  |
|          | 資本金          |  |
|          | 前期末残高        | 2,000,000                                    |
|          | 当中間期変動額      | -  |
|          | 当中間期末残高      | 2,000,000                                    |
|          | 資本剰余金        |  |
|          | 資本準備金        |  |
|          | 前期末残高        | 2,428,478                                    |
|          | 当中間期変動額      | -  |
|          | 当中間期末残高      | 2,428,478                                    |
|          | 利益剰余金        |  |
|          | 利益準備金        |  |
|          | 前期末残高        | 123,293                                      |
|          | 当中間期変動額      | -  |
|          | 当中間期末残高      | 123,293                                      |
|          | その他利益剰余金     |  |
|          | 別途積立金        |  |
|          | 前期末残高        | 10,040,000                                   |
|          | 当中間期変動額      | 1,610,000                                    |
|          | 当中間期末残高      | 11,650,000                                   |
|          | 研究開発積立金      |  |
|          | 前期末残高        | 300,000                                      |
|          | 当中間期変動額      | -  |
|          | 当中間期末残高      | 300,000                                      |
|          | 運用責任準備積立金    |  |
|          | 前期末残高        | 200,000                                      |
|          | 当中間期変動額      | -  |
|          | 当中間期末残高      | 200,000                                      |
|          | 繰越利益剰余金      |  |
|          | 前期末残高        | 3,299,438                                    |
|          | 当中間期変動額      |  |
|          | 剰余金の配当       | 1,626,000                                    |
|          | 別途積立金の積立     | 1,610,000                                    |
|          | 中間純利益        | 1,318,654                                    |
|          | 当中間期末残高      | 1,382,093                                    |
|          | 株主資本合計       |  |
|          | 前期末残高        | 18,391,210                                   |
|          | 当中間期変動額      | 307,345                                      |
|          | 当中間期末残高      | 18,083,865                                   |
| 評価・換算差額等 |              |  |
|          | その他有価証券評価差額金 |  |
|          | 前期末残高        | 1,547  |
|          | 当中間期変動額（純額）  | 264,347                                      |
|          | 当中間期末残高      | 262,800                                      |
| 純資産合計    |              |  |
|          | 前期末残高        | 18,389,662                                   |
|          | 当中間期変動額      | 42,997                                       |
|          | 当中間期末残高      | 18,346,665                                   |

[前](#) [次](#)

## 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

| 項目                           | 第25期中間会計期間<br>(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)   |
|------------------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準および評価方法          | (1)子会社株式および関連会社株式<br>：移動平均法による原価法<br><br>(2)その他有価証券<br>時価のあるもの：中間決算日の市場価格等に基づく時価法<br>(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)<br>時価のないもの：移動平均法による原価法  |
| 2. デリバティブ取引の評価基準および評価方法      | 時価法  |
| 3. 固定資産の減価償却の方法              | (1)有形固定資産（リース資産を除く）：定率法<br>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。<br>建 物 … 8～18年<br>器具備品 … 2～20年<br><br>(2)無形固定資産（リース資産を除く）：定額法<br>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。<br><br>(3)リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）：リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法  |
| 4. 引当金の計上基準                  | (1)貸倒引当金：一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。<br><br>(2)賞与引当金：従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来支給見込額を計上しております。<br><br>(3)退職給付引当金：従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。<br><br>(4)役員退職慰労引当金：役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく中間会計期間末要支給額を計上しております。 |
| 5. 外貨建ての資産および負債の本邦通貨への換算基準   | 外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。   |
| 6. リース取引の処理方法                | 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。  |
| 7. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 消費税等の会計処理：消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。   |

## 注記事項

(中間貸借対照表関係)

| 項目              | 第25期中間会計期間末<br>(平成21年9月30日現在)  |
|-----------------|--|
| 1. 固定資産の減価償却累計額 | 建物 … 450,639千円<br>器具備品 … 333,347千円<br>商標権 … 6,735千円<br>ソフトウェア … 587,503千円<br>電話施設利用権 … 1,025千円 |

(中間損益計算書関係)

| 項目 | 第25期中間会計期間<br>(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日) |            |
|----|--|------------|
|    | 1. 減価償却実施額                             | 有形固定資産 ... |
|    | 無形固定資産 ...                             | 105,587千円  |

(中間株主資本等変動計算書関係)

第25期中間会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 発行済株式の種類 | 前事業年度末<br>株式数(株) | 当中間会計期間<br>増加株式数(株) | 当中間会計期間<br>減少株式数(株) | 当中間会計期間末<br>株式数(株) |
|----------|------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 普通株式     | 24,000           | -                   | -                   | 24,000             |
| 合計       | 24,000           | -                   | -                   | 24,000             |

## 2. 配当に関する事項

## 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成21年6月29日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 1,626,000      | 67,750          | 平成21年3月31日 | 平成21年6月30日 |

(リース取引関係)

| 第25期中間会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)                                    |          |         |
|---|----------|---------|
| 1. ファイナンス・リース取引   |          |         |
| (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)                  |          |         |
| リース資産の内容<br>該当事項はありません。   |          |         |
| リース資産の減価償却の方法<br>中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。 |          |         |
| (2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)                 |          |         |
| リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および中間期末残高相当額                                  |          |         |
|   | 器具備品     |         |
| 取得価額相当額   | 90,601千円 |         |
| 減価償却累計額相当額  | 63,699千円 |         |
| 中間期末残高相当額   | 26,901千円 |         |
| 未経過リース料中間期末残高相当額  |          |         |
|   | 1年以内     | 1年超     |
|   | 21,658千円 | 6,401千円 |
|   | 合計       |         |
|   | 28,059千円 |         |
| 当中間会計期間に係る支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額                                   |          |         |
| 支払リース料  | 12,048千円 |         |
| 減価償却費相当額  | 11,363千円 |         |
| 支払利息相当額   | 506千円    |         |

第25期中間会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)

## 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

## 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース資産の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

## 2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料中間期末残高相当額

| 1年以内    | 1年超     | 合計      |
|---------|---------|---------|
| 1,609千円 | 2,279千円 | 3,888千円 |

## (有価証券関係)

## 第25期中間会計期間末(平成21年9月30日現在)

- 満期保有目的の債券で時価のあるもの  
該当事項はありません。
- 子会社株式および関連会社株式で時価のあるもの  
該当事項はありません。
- その他有価証券で時価のあるもの

| 区分        | 取得原価<br>(千円) | 中間貸借対照表<br>計上額(千円) | 差額<br>(千円) |
|-----------|--------------|--------------------|------------|
| 株式        | 146,101      | 244,571            | 98,469     |
| 債券        | -            | -                  | -          |
| その他(投資信託) | 1,374,802    | 1,719,503          | 344,700    |
| 合計        | 1,520,904    | 1,964,075          | 443,170    |

## 4. 時価評価されていない有価証券

その他有価証券

非上場株式(店頭売買株式を除く) 中間貸借対照表計上額

82,746千円

## (デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の契約額等、時価および評価損益の状況

## 1. 通貨関連

| 対象物の種類   | 取引の種類  | 第25期中間会計期間末(平成21年9月30日現在) |                   |            |              |
|----------|--------|---------------------------|-------------------|------------|--------------|
|          |        | 契約額等<br>(千円)              | 契約額のうち<br>1年超(千円) | 時価<br>(千円) | 評価損益<br>(千円) |
| 通貨       | 為替予約取引 |                           |                   |            |              |
|          | 売建     |                           |                   |            |              |
|          | 米ドル    | 225,100                   | -                 | 217,745    | 7,355        |
|          | ユーロ    | 100,785                   | -                 | 101,717    | 931          |
|          | 英ポンド   | 32,363                    | -                 | 30,779     | 1,583        |
|          | 香港ドル   | 25,341                    | -                 | 25,414     | 72           |
|          | 豪ドル    | 92,700                    | -                 | 94,588     | 1,888        |
| シンガポールドル | 14,175 | -                         | 14,295            | 120        |              |
|          | 合計     | 490,466                   | -                 | 484,540    | 5,926        |

## 2. 株式関連

| 対象物の種類 | 取引の種類    | 第25期中間会計期間末(平成21年9月30日現在) |                   |            |              |
|--------|----------|---------------------------|-------------------|------------|--------------|
|        |          | 契約額等<br>(千円)              | 契約額のうち<br>1年超(千円) | 時価<br>(千円) | 評価損益<br>(千円) |
| 株式     | 株価指数先物取引 |                           |                   |            |              |
|        | 売建       | 1,478,223                 | -                 | 1,474,023  | 4,199        |
|        | 合計       | 1,478,223                 | -                 | 1,474,023  | 4,199        |

## 3. 不動産投資信託関連

| 対象物の種類      | 取引の種類            | 第25期中間会計期間末（平成21年9月30日現在） |                   |            |              |
|-------------|------------------|---------------------------|-------------------|------------|--------------|
|             |                  | 契約額等<br>（千円）              | 契約額のうち<br>1年超（千円） | 時価<br>（千円） | 評価損益<br>（千円） |
| 不動産<br>投資信託 | REIT指数先物取引<br>売建 | 114,492                   | -                 | 112,752    | 1,740        |
|             | 合計               | 114,492                   | -                 | 112,752    | 1,740        |

## （持分法損益等）

| 第25期中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日） |
|------------------------------------|
| 該当事項はありません。                        |

## （1株当たり情報）

| 第25期中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）                |             |
|---|-------------|
| 1株当たり純資産額   | 764,444円38銭 |
| 1株当たり中間純利益金額                                      | 54,943円95銭  |
| なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。 |             |

## （注）1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

|              | 第25期中間会計期間<br>（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日） |
|--------------|--|
| 中間純利益        | 1,318,654千円                            |
| 普通株主に帰属しない金額 | -                                      |
| 普通株式に係る中間純利益 | 1,318,654千円                            |
| 期中平均株式数      | 24,000株                                |

## （重要な後発事象）

| 第25期中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日） |
|------------------------------------|
| 該当事項はありません。                        |

[前へ](#)

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3) (4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

##### (1) 定款の変更

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) 受託会社

## a. 名称

みずほ信託銀行株式会社

## b. 資本金の額

平成21年3月末日現在 247,231百万円

## c. 事業の内容

日本において信託銀行業務を営んでいます。

## (2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の「販売会社一覧表」の通りです。

(平成21年3月末日現在)

| 名 称         | 資本金の額<br>(単位:百万円) | 事 業 の 内 容                        |
|-------------|-------------------|----------------------------------|
| マネックス証券株式会社 | 7,425             | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。 |

## (3) 投資顧問会社

## a. 名称

イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社

## b. 資本金の額

平成21年3月末日現在 3,750万円

## c. 事業の内容

日本において投資顧問業務を営んでいます。

## (4) 投資顧問会社

## a. 名称

DIAM International Ltd

## b. 資本金の額

平成21年12月末日現在 400万ポンド

## c. 事業の内容

イギリスにおいて投資顧問業務を営んでいます。

## 2【関係業務の概要】

「受託会社」は、以下の業務を行います。

- (1) 委託会社の指図に基づく信託財産の管理、保管、処分
- (2) 信託財産の計算
- (3) 信託財産に関する報告書の作成
- (4) その他上記に付帯する業務

「販売会社」は、以下の業務を行います。

- (1) 募集の取扱い
- (2) 追加設定の申込事務
- (3) 信託契約の一部解約事務
- (4) 受益者に対する一部解約金および償還金の支払い
- (5) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (6) 受益者に対する投資信託説明書(目論見書)・運用報告書の送付
- (7) その他上記に付帯する業務

### 3【資本関係】

該当事項はありません。

### 第3【その他】

- 1 交付目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案を使用し、ファンドの基本的性格を記載するほか、届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の主要内容を要約し、「ファンドの概要」として、冒頭に記載します。また、目論見書の表紙裏に金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項を記載することがあります。
- 2 交付目論見書の巻末に用語説明を掲載します。  
なお、交付目論見書の巻末に信託約款を掲載し、届出書本文第二部「ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の詳細な内容については、当該約款を参照することで、届出書の内容の記載とすることがあります。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年6月29日

D I A Mアセットマネジメント株式会社  
取締役会御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山本禎良 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山内正彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているD I A Mアセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I A Mアセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（中間）へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月24日

D I A Mアセットマネジメント株式会社  
取締役会御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 浅野 功 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 近藤 敏弘 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているD I A Mアセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第25期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、D I A Mアセットマネジメント株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

（注）上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年6月13日

D I A Mアセットマネジメント株式会社  
取締役会御中

### 新日本監査法人

代表社員 公認会計士 山本 禎 良 印  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 山内 正 彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているD I A Mアセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I A Mアセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。